

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成31年3月5日（火曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	星 宏 子
委 員	山形 紀 弘	委 員	相馬 剛
委 員	平山 武	委 員	大野 恭 男
委 員	金子 哲 也	委 員	山本 はるひ
委 員	中村 芳 隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉事務所長	田 代 正 行	社会福祉課長	板 橋 信 行
社会福祉課長 補 佐	宇 賀 神 晶 子	社会福祉係長	磯 将 央
障害福祉係長	関 谷 和 俊	保 護 係 長	渡 辺 英 俊
高齢福祉課長	増 渕 剛	高齢福祉課長 補 佐 兼 高齢福祉係長	村 松 隆
介護管理係長	高 根 沢 めぐみ	介護認定係長	吉 富 真 樹 子
地域支援係長	若 目 田 治 之	健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長	織 田 智 富
健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	村 越 邦 子	保健予防係長	北 村 美 保 子
健康増進係 副 主 幹	根 本 カ ヨ	健康増進係 副 主 幹	金 山 富 美 恵
健康増進係 副 主 幹	倉 俣 久 美 子		

出席議会事務局職員

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[保健福祉部]

- ・保健福祉部長挨拶

[健康増進課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第12号 平成31年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

[社会福祉課]

福祉教育常任委員会

- ・議案第39号 那須塩原市自殺対策計画について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算

[高齢福祉課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

本日は、3月定例会の常任委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会で当常任委員会が審査すべき案件は、条例の一部改正案件2件、計画案件2件、その他の案件1件と陳情1件であります。

なお、予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき一般会計及び特別会計の予算案件4件につきましては、関係所管課のところで随時、予算常任委員会第二分科会へ切りかえて審査を行います。

各委員におかれましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

それでは、ただいまから審査に入りますが、保健福祉部の審査に入る前に、陳情審査に関しまして委員の皆様にお諮りをいたします。

先般の福祉教育常任委員会協議会において、当委員会に付託された陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書について、陳情提出者を参考人として招致したい旨、意見がありました。参考人の招致については、委員会で正式に決定することとなります。

参考人招致について協議をいたします。

ご意見はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 陳情提出者を参考人として招致したいと考えています。

○佐藤委員長 ほかにご意見はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、お諮りいたします。

陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書の審査に当たり、3月8日の委員会に陳情者、クローバーハーツ癒しの夢工房代表 植村健一氏を参考人として招致したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がありませんので、そのように参考人として招致することと決定いたします。

—————◇—————

◎保健福祉部の審査

○佐藤委員長 それでは、次第により順次進めてまいります。

これより保健福祉部の審査を始めます。

審査に先立ち、田代保健福祉部長からご挨拶をいただきます。

よろしくお願いします。

保健福祉部長。

○田代保健福祉部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎健康増進課の審査

○佐藤委員長 それでは、健康増進課の審査に入ります。

これより予算常任委員会(第二分科会)に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

織田課長。

○織田健康増進課長 （議案第10号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 78ページの保健衛生総務費の中の真ん中よりちょっと上のところに、金額は少ないんですが、かかりつけ医の普及啓発チラシ14万4,000円というのがあるんですけれども、これは公約の事業ということで、かかりつけ医の普及が進んでいないということは前から言われていたんですが、これはどんなチラシをつくって、どんな形で配布して、これによって何を期待しているのか教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、まず内容としまして、かかりつけ医、要するに身近なお医者さん、まず近くのお医者さんをいつでも受診できるような、そういった信頼のおけるお医者さんを持ちましょうというところで、2次医療、3次医療と、次につながるそういったルートを確保するためにも、まずかかりつけ医という1次医療が必要であるということの内容として考えてございます。

こちらにつきましては、チラシの中に緊急時以外にはかかりつけ医、こちらでの診療時間内に受診しましょうということを強く訴えるチラシをつくる予定でございます。こちらの配布につきましても、医療機関等、関係機関を通じて配布ができる体制を整えたいというふうに考えてございます。

以上になります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 那須塩原市において現実に医者にかか

るときに、感じとしては結構最初から大きな病院に行く方もいらっしゃるのではないかと思うんですが、国もかかりつけ医の普及を一生懸命やっていますけれども、実態として那須塩原市で医療機関にかかるときに、かかりつけ医をきちんと持っていらっしゃる方はどのくらいいるんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 今のご質問での数の把握ということだと思うんですが、それぞれ世帯ごと、また個人ごとにかかりつけ医というところは多分持っているかと思いますが、個別の数については申しわけございませんが、把握してございません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほどチラシを医療機関を通して配るということだったんですが、医療機関で例えば大きな病院で配って、あなたはここに最初から来なくて、かかりつけのお医者さんを選んで、ぜひこちらに行ってくださいみたいなことって効果があるんですか。現実的に皆さん、お医者さんに行く方は初めから、かかりつけ医というのは多分開業医さんのことが多いと思うんですが、そういうところをきちっと持っていらっしゃる方と、余り行かない方は何かあったときには大きな病院に行ってしまうというような傾向があると思うんですけれども、これ予算的には大きくはないんですけれども、今後かかりつけ医の制度を普及させるためには、やっぱり入り口としては大切なところだと思うので、本当に効果があるようなことをやっていただかないと意味がないと言うんですか、大体かかりつけ医って何だと知らない方もいらっしゃるでしょうし、信頼のおけるといったって、信頼ができるお医者さんはどうやって見つけるのかということもあるし、もう少し、持っている人にもう宣伝することはないので、そうじゃない方に

どうやってこういうシステムを知らせていくかというのを考えていただかないと、ただつくって配ったって、余りどうなんですかね。意味がないとは言わないんですけども、どうなのかなど。結果を出さなかったらいけないわけじゃないですか、こういうのって。やればいいというものじゃないのでお聞きしたんですが、何となく不安になりましたので、どう考えているのか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 先ほど医療機関と関係機関をというところでお話をさせてもらいましたが、少し足りない部分がありましたのでつけ加えさせていただきますと、まず、医療機関と、これは大きな病院だけに限らず、小さな病院の窓口等にも置いていただくということは考えてございます。

それと、一番各世帯必ず届けるよう、その方法と考えてますが、がん検診等、こちらの申し込み、これは40歳以上の方がいる世帯には必ずお送りするんですけども、がん検診の申し込み書、それに同封をして、必ずその対象全戸に行き届くような、そういった形で配布をする予定でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今後もそういうことをやっていく、まさにそうなのかもしれないんですが、ぜひ市内の各家庭というんですか、個人というよりも世帯だと思んですが、どのくらいかかりつけのお医者さんをきちんと持ってらして、まずはそういうところに行くということをしているのか。全員がお医者さんにすぐ行くわけではないので、ちょっと難しいかもしれないんですが、そういうところに宣伝をすることはないわけですし、そうではなくて、ちょっと熱出たからといって大きな病院に行くような方に対して、そうじゃないよねというようなことを啓発していかないと、いつまでたって

もこういうものが普及していかないと思いますので、そのやり方をもう少し実態を知って考えていただきたいというふうに要望して終わります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 79ページの4款1項2目健康づくり推進費の1001事業なんですけど、ここの報償金のところで、若い世代への健康教育謝礼ということで記載されてます。この若い世代の健康教育というのは昨年から実施されている事業だと思うんですけども、こちらのほうの効果というか、経過を通して見てどうだったのかとか、ちょっと内容とか教えていただきたいんですけども。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 ここの若い世代の健康教育の事業につきましては、委員ご指摘のとおり、昨年度から取り組んだ事業となっております。

まず、内容を申し上げますと、20歳から39歳までの子宮がん、乳がん検診時に個別教育というふうな形で講座を開催をしております。その際には健康運動指導士や食生活改善推進員の皆様にお世話になりながら、講座を開設してございます。実績としましては、6回ほど今年度実施をしまして、280人の参加があったというふうな実績となっております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 81ページの4款1項3目備品購入費、思春期保健事業、沐浴人形6万2,000円の内訳というか、人形を見ると多分そんなにはしないんですが、その人形を使ってどういったことをして、何台ぐらいその人形があるのか、予定しているのか教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらについては、沐浴人形という形で、2体1セットの人形を購入する予定でございます。内容としましては、思春期保健事業、また母親学級等で使用いたします。特に思春期保健事業につきましては、高校生、また中学生、こちらの思春期教育の中で実体験としてこういった人形を抱き抱えたり、そういったことで使用する人形となります。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、思春期ということで高校生、これは学校の授業の一環の中でそういうふうな授業を取り入れてやる事業ということによろしいですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらについては、市内の私どもと連携をさせていただいております助産師にお世話になりまして、各学校の養護教諭の先生と、また学年主任の先生方と授業の1コマ、また2コマ使わせていただいて、教育授業を実施している事業でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その前の79ページの黒磯保健センター屋上の防水工事設計並びに工事ということで、昨年度は外壁を補修して改修して、今回は屋上の防水を予算計上されたということで、これをやることによって保健センターはもう全て工事はなく、追加工事はないというふうな考えでよろしいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 この工事、新規事業で計上させていただいております。これは今委員ご指摘のとおり、今年度外壁工事を実施いたしました。この外壁工事を実施する際に、まず業者さんのほうで当然外壁の全面調査を工事をやるに当たり実

施をいたしました。その中で新たな雨漏り箇所が、これが屋上付近にあるという指摘がございました。その指摘を受けまして、来年度の予算に計上したところですよ。この屋上の改修工事をいたしますと、外壁については今年度実施しましたので、全て外周、外回りにつきましては防水が完了するというふうな認識をしております。ですので、この後の施設維持のためには雨漏り対策としましては一定の成果があるだろうというふうには考えております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、黒磯保健センターはもう万全な体制ということで、また追加、追加ということは考えられるのでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 施設所管課としては非常にこのところは思い悩むところではございますが、今回外壁、そして屋上全てまず外側はきちんと整備がされ、内側につきましても過去に耐震整備をしておりますので、この黒磯保健センターにおきましては、しばらく十分に使っていける施設になるんでないかというふうには期待をしております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 昔の黒磯市役所なんで、築年数も結構たってますので、いたし方ないなという気はします。その上に新規で臨時駐車場7万1,000円、そういうことによって駐車場が狭いということで借り上げるということで、この7万1,000円は臨時のときだけの駐車料金でよろしいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、先ほどもご説明をさせていただきましたが、現在場所は宮町で、保健センターは黒磯幸町ですので、宮町ですと約1km程度距離があるんですが、これはがん検診、また乳幼児健診等で多くの利用者がご

ざいます。その際に検診をする、特にがん検診をする業者さんで多くの車が利用されます。それと、市の職員、当然車で通勤しておりますので、その駐車場をそちらの宮町のほうに一時的にとめているという状況がございます。

こちらにつきましては、黒磯図書館ですね、駅前図書館、こちらの整備によって市の駐車場が工事で使えなくなるということで、来年度におきましては宮町の駐車場がそちらに代替駐車場として決定がされたということで、私どもの駐車場はちょっと宙に浮いているような形になりました。ですが、こちらについては民地を住吉町にお借りをするめどが立ちましたので、こちらで予算計上をさせていただいたというような状況でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その駐車場は年間7万1,000円で、何台ぐらいとめれるんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらについては、住吉町のかなり広い土地を所有されている方に交渉をさせていただこうと考えているんですが、まず台数につきましては約40台、職員、そして検診機関等の台数で40台を考えてございます。1年間といいますよりはがん検診を実施している期間、4月から12月までなんですが、これの開催日のみの使用、これは38日来年度は予定をしておりますので、38日分、40台として計算をした金額をはじき出させていただいております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 40台ということで、結構とめる場所が今ちょっと住吉町と考えたときに、具体的にどの辺でしたか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 JAの本所がもとあった場所があるんです。目の前、道を挟んだ前に広大な。

過去に給食センターがあった跡地を聞いております。

○山形委員 そこを4月から12月の検診日の開催日、38日間の予算の計上は7万1,000円ということでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 そのとおりです。

○佐藤委員長 ほかに。

山本委員。

○山本委員 80ページの1項3目母子衛生費、妊産婦・乳幼児保健費の中で、先ほど産後の鬱の予防ということで新しく検査を始めているということだったんですが、まず産婦健診の事業、全体でどのくらいの予算になっているか教えていただきたいんです。予算書で見ると3,000万ぐらいになっているんですが、それでいいんですか。予算書の85ページに母子衛生費の説明の中で、妊産婦医療費助成費3,026万5,000円というふうにあるんですが、これがその分だと考えていいんですか。あるいはもっと違うのか。この新規事業がどのような内容か教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 産婦健診費の予算につきましては、まず研修費の助成としまして1,000万、それと支援を必要とする産婦へのフォローのための臨時保健師賃金500万円、こちらを想定して計上してございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、本人への助成が1,000万で、それを補う保健師さんに500万ということで1,500万ということでいいんですね。

もう一つなんですが、80ページのほうの賃金の産婦健診事後支援員という方に対しての500万というのは何人分で、どんな形で雇って支払うのか教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。
○織田健康増進課長 産婦健診事後支援のための保健師を2人常勤として雇う予定でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 31年度から常勤でお2人分で500万円ということは、お1人250万円だと思んですけども、これは臨時の職員の常勤で時給か何かの場合はあるということですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 常勤で考えてございますので、予算計上としましては日額の計算で、日額1万200円、こちらで月20日の240日計算をさせていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 予算が通らなければ雇うことはできないと思うんですが、この値段で人はたくさん応募してくるんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、以前にも保健師確保、また看護師の専門職確保というのがかなり厳しいというふうなお話をさせていただいたことがございます。潜在保健師、潜在看護師というものは市内にも多くいるというふうには耳にしておるんですが、なかなか実態としまして見つけ出す、探し出すということが困難な状況であるのも現実でございます。ですが、今私どもにいる保健師と色々な情報、またコネクションを使いまして、当たって探していこうというふうな考えでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 全協のときに説明していただいた資料を見ると、非常に内容がたくさんあって、大切な部分で、先ほどのご説明でも鬱を予防したり、それが結果として子どもを虐待してしまうことを防止するためだということであると、やっぱり誰で

もできることではないので、専門の人をとということだと思んですけども、常勤で雇うということは、その方にとってはいただくお金が全てということになるので、潜在保健師さんはたくさんいらっしゃるというふうにおっしゃいましたが、やっぱり専門の教育を受けている方にしたら、何としても安過ぎるのではないかなというふうに思います。

決まりがあるので仕方がないのかもしれないんですが、全てこういう専門の方は、保育士さんなんかもそうなんですけれども、結局お金がネックで人は集まらないんだと思います。それってやっぱり市民の福祉を考えるとときにはマイナスになるのではないかなと思いますので、これはここだけの問題ではないと思うんですが、できるだけやはり知識を持った優秀な方をこういうところに充てていただいて、本当にお母さんたちが子育てを安心してできるような環境をつくっていくのが責任あると思いますので、この専門職の人の処遇ということはここだけではないことなんですけど、ぜひ考えていただいて、こういう事業そのものはすごくいいんですけども、それを担う人がいなければ絵に描いた餅じゃないですか。このところをよく考えていただきたいというふうに本当に心から思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員。

○大野委員 78ページの2001事業の新規の事業なんですけれども、看護師の確保のために那須看護専門学校運営支援ということでご説明があったんですが、広域で1,000万円ということで、ちょっともう少し詳しく聞きたいんですけども、何で特定の専門学校に1,000万円支援するようになったのかもう少し詳しく教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 まず、那須看護専門学校につきましては開設が平成24年というふうにお聞きをさせていただきます。その当時は私どもの施設の3階に黒磯准看護学院がございました。こちらについては残念ながら30年の3月の末日をもって閉校ということになったわけでございますが、それに伴いまして、県北エリア、これは那須広域行政事務組合の管轄のエリアで、やはり唯一の看護専門学校というふうなところがまず1点、こちらについてやはり県北の医療機関がかなり充実しているものの、今後のこれからの看護師というものは必要不可欠だというふうな考えのもとに、2市1町で協議検討がされたということで、今回那須看護専門学校への補助金を計上した次第でございます。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 確かに医師会でやった黒磯准看護というようなのが閉校になってしまったという部分も理解できるんですけども、ちょっと参考までに、この医師会でやった黒磯准看護学院のほうにはどのぐらい補助金というのは出していたのか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらについては年ごとによって少しばらつきがございますけれども、約300万程度実際に補助を継続していたという実態がございます。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 了解しました。結構1,000万ということで、那須塩原市が550万ですね。結構大きい額なんで期待したいところなんですけれども、広域でやっているの、了解しました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今の看護師のところのその上の行の骨髄移植ドナー支援事業ということで、これは負担金だから直接ではないのかもしれない。ちょっと

内容を。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらについては骨髄のドナー登録されて、実際に検査、また術を受けた方に対しての助成と、それと当然お仕事持たれている方、会社等をお休みになりますので、こちらについては事業所等にも支援をするというふうな内容の事業でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 これはどこというか、どういうところが支援するようになっていきますか。支援事業として。支援するところがあって、その負担金として出している。補助金か、補助金として出しているわけだね。どこがやっているのかというのはいかるんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 すみません、先ほどの説明がちょっと足りなくて。こちらについては個人でドナー登録されて、個人でそういった骨髄等の術を受けた方に対して、個人へ補助をするものと、それと、その方がお勤めになっているその事業所等さんにも市からの補助金を出すというような内容の事業でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 直接もう補助することなんですね。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 はい、そのとおりでございます。

○金子委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、すみません、まずは最終ページの先ほどから出てます母子衛生事業のところで妊婦健診等なんですけど、恐らく昨年の12月に126万6,000円補正であったと思うんですね。そのとき

にこれを当初でできなかったのかというようなあれに対して、当初の予算要求はしたんですけども、それができなかったというようなことで補正を組んだんだと思うんですね。今回の当初予算ではその分も含めて事業として十分な予算になっているというふうに考えてよろしいのかどうかお伺いします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、全ての予算もそうなんですけれども、やはり予算というのは限りある中でいかにどういうふうに計上していくかというところになってくるかと思えます。私どもとしまして、今年度の当初予算を考えるに当たり、やはり前年度の実績というものは重視しなければならぬだろうということで、こちらについては確保するというような考えのもとで、それにプラスいたしましてどの程度見込みがあるのかというところも十分勘案した中で計上させていただいておりますので、今回この当初予算の積算に当たりましては、そういったところで計上させていただいております。

○相馬委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません、続きまして、今の予算執行計画書で説明を受けていたんですが、予算書の81ページの予防費のところ、前年度比980万減額というふうになっているかと思うんですが、先ほど部長の挨拶でも介護予防、それから健康寿命の延伸ということについて重要な施策ですというふうなことでおっしゃられたんだと思うんですが、その予防費について980万円を減額していればどの辺を、予算執行計画書ということで79ページの1項2目になるんだろうと思うんですが、説明では前年同額の予算ですというのが当初スタートの説明だったと思うんですが、予算書を見ると980

万の減額になっているかと思うんですが、前年対比ですね。どの辺が減っているのかおわかりになりましたらお願いいたします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、主に委託料、それと扶助費になってこようかと思っております。こちらについても予防接種等に係る経費でございまして、やはり実績勘案ということで我々としても精査をさせていただいて計上させていただきました。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それでは、がん検診のクーポン券でございまして、ことしはクーポン券の使用率は平成30年度、今年度どのぐらいで、来年度はどのぐらい見込んで同額というふうにされているのかお伺いします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 クーポン券につきましては、子宮頸がん検診、そして乳がん検診等に使用されるということなんですけれども、実際に使用されている方につきましては、まず子宮頸がん検診については23人ほど、それと乳がん検診につきましては208名の方がいらっしゃいましたので、大体そこをくくらせていただいて、子宮頸がん検診については20名、そして乳がん検診につきましては約200名、そういったことで積算をさせていただいております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。すみません、最後になりますが、81ページの不妊治療助成費というところで前年同額ということになっておりました。昨年不妊治療を単独で一般質問した際に、今後その不妊治療を受けた方へのアンケート等をとって、さらなる普及に努めるというようなお話をいただいたと思うんですが、その辺のやり方等々につい

てもし検討された内容がわかりましたらお願いいたします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 不妊治療費につきましては、今委員ご指摘のとおり、私どものほうでアンケートの実施ということをお断りをさせていただいております。アンケートにつきましては早速不妊治療費の申請、また扶助費等の申請をされる際に窓口にお越しになりますので、その際にアンケート用紙を配らせていただきまして、この事業に対するご意見を伺っていることをしております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 大体それはまとまるのがいつごろ、31年度いっぱいかかりますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 今年度分につきましては3月31日をもちますので、それ以降速やかに集計作業には入れるかというように考えております。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ここで議事進行を星副委員長と交代いたします。

○星副委員長 委員長。

○佐藤委員長 80ページの予防接種費4001事業の新規の骨髄移植者等再接種費用助成ということなんです。これは骨髄移植者等の数を把握しているのかどうかお伺いをいたします。聞き逃したので申しわけないです。

○星副委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 この予算計上に至る内容としましては、実際に昨年度こういったお子さんを持つ親御さんのほうからご相談がございました。このご家庭はご兄弟お2人ともこの事例に該当するということで、非常に切実な思いでのご相談でござ

いました。でしたので、私どもとしてはやはりこれからこういった事例もあるだろうといった予測のもとに今回お2人分で計上させていただいております。

○星副委員長 委員長。

○佐藤委員長 この予算については2人ということで、それは相談があったからということなんですけれども、全体の骨髄移植者等の数は把握しているのかお伺いしたい。

○星副委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 なかなか数につきましては把握できないというのが現実でございまして、やはり私どもとしましては、この事業を実施するに当たり、いろいろな媒体を使ったり、ホームページ等、そういったもので周知をまず徹底をするというところで、広く呼びかけ、こういった事象に該当するお子さんをお持ちの親御さんに、何とかこういった事業がありますよと届けていただくのがまず責務だというふうにご考えております。

○星副委員長 委員長。

○佐藤委員長 確かにこれはプライバシーの問題がありますので、確かに難しいと思うんですけども、そうするとこれからもある程度の申請者の数を予測をして、この予算を計上していくという考えでよろしいんですか。

○星副委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 わかりました。

○星副委員長 それでは、ここで議事進行を委員長と交代いたします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決します。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで審議の途中ですが、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

◇

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

織田課長。

○織田健康増進課長 （議案第11号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 4款1項1目の中での後発医療品希望シールが消耗品で……これは違うのか。

〔「4款1項1目だよ」と言う人あり〕

○星副委員長 1目。保健事業費と保健衛生普及費、1001事業。後発医薬品希望シールとあるんですけども、多分これはジェネリックとかの後発医薬品というのを今支援していると思うんですが、そのためのシールだと……

〔「健康増進課だから」と言う人あり〕

○星副委員長 これは別か。所管で。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらの事業につきましては、国保年金課所管事業に入っております。

○星副委員長 国保年金課所管ですね、これ。

○織田健康増進課長 はい。

○星副委員長 すみません、失礼しました。

○佐藤委員長 質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 4款2項1目の先ほどの中で、受診券作成ということで、その券は何枚ぐらい予定しているのかお伺いします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、2万4,000枚印刷をする予定でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 同じところなんですが、特定健康診査で1億円、たくさん使っているんですけども、これで実際のところ、市が出している保険料、国

保などにどのくらい影響しているのか、どのくらい安くなるのかということについては考えていますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 私ども健康増進課所管の事業としましては、健康診査のみということになります。当然、国保年金課とその辺のところはきちんと連携をして、どの辺で医療費の削減に役立ったのかというご指摘だと思っております。申しわけございませんが、そちらについては数、私のほうでは把握しておりませんので、今後そういったことにも把握にも努めていきたいと思えます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 所管が違うからと言われてしまえばどうしようもないんですけども、でも、こういう特定健診、結構なお金を使って2,400万ということは、2,400人というふうに言えばいい、に対してだと思うんですね。確かにそういう方もいろいろな事情があって、こう必要になってくるんだと思うんですが、実際はやっぱり医療費削減になっていかなければ何の意味もない、何の意味もなくはないけれども、あんまりそれで、それこそアウトカムというんですかね、そういう部分に行かないと思うんですね。ですので、ぜひこういう健診一生懸命やって、その指導をして、病気にならないというんですかね、治していくことによって、全体として那須塩原市が医療費削減になるというような、そういう結果をやっぱり示せるような形にさせていただきたいというふうに思えます。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 すみません、先ほどの受診券の2万4,000件が受診券の郵送料が585万1,000円ということによろしいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 585万1,000円につきましては、この事業の総額となります。受診券発送に係る部分につきましては、こちらは2万4,000件の82円分ですので、合計しますと196万8,000円、こちらを計上させていただいております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 30年度の予算で去年聞いたときには、2万4,000が3万9,000だったんですね。去年の予算の中では受診券の郵送料がことしより随分安い予算で、416万7,000円で見積もっているんですけども、その辺。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、31年度の予算から国保会計分と後期高齢者医療分に分けさせていただきましたので、この年の説明の中では1万5,000枚を後期高齢者のほうに分けさせていただいているということになります。

○山形委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第12号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第12号 平成31年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

織田課長。

○織田健康増進課長 (議案第12号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 委託料のこの新規の人間ドック、脳ドック、これは大体受診者はどのぐらい見込まれるんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 大変申しわけございません。こちらの事業につきましては国保年金課所管事業となりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。

ますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第12号 平成31年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (保健師の処遇について)

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 (長寿の湯について)

○佐藤委員長 ほかに何かございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 健康増進課の皆さんからは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、健康増進課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前 11時39分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎社会福祉課の審査

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第39号 那須塩原市自殺対策計画についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

板橋課長。

○板橋社会福祉課長 (議案第39号について説明。)

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで、昼食のため休憩いたします。

なお、午後1時、開始をいたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開始いたします。

先ほど説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 それでは、最近話題になっています

SNSを利用しての相談ということで、本会議中の質疑で田村議員が質問したところではあるんですけども、もう一度、その部分に関して詳しく質問したいと思います。

若者たち、最近の子たちは、やはり窓口はあるといっても、なかなか人と話をするのが苦手だったりとか、コミュニケーションをとるのが苦手という方もたくさんいらっしゃる中で、SNSを利用した相談というのがとても有効であるということで、実際に行っているところでは結果も出ています。それについて、やはりこの計画、自殺対策計画の中に、このところに入っていないということについて、その意見が、この計画を策定するに当たって、そういったSNSを利用した相談窓口のことに対しては話し合いがされたのかどうかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 先日、田村議員のほうから質疑の中で質問をいただいた内容ということでよろしいでしょうか。

その中にですね、計画の34、35ページの中で、子ども・若者に対する自殺対策の推進ということで載ってございます。その中での取り組みの中で、(1)から(3)まで載っているところではございますが、こちらの取り組みにつきましては、あくまでもこれは基本的な取り組みについて記載をさせていただいたものでございまして、個別的な取り組み、例えば(1)番の子ども・若者向けの相談支援をさらに推進する、これは34ページの(1)に書いてありますが、これにつきましては、取り組みとして、例えば心の相談であったり、先ほど説明しました体温計であったり、ゲートキーパーであったり、さまざまなそういった個別の取り組みがございまして、その中でSNSの取り組み、これも個別的な取り組みとして十分に必要な取り組みであると、そう

いう認識をしておりますが、この個別の取り組みを全てこの計画に盛り込むということになりますと、非常にちょっと紛らわしくもあつかう量もふえてしまうということもございますので、ここについてはあくまでも基本的な取り組みのみを記載させていただいたところでございます。

ただし、当然来年度以降、先ほど説明しました、この計画を推進していくための推進委員会、この中では、そうした個別的な取り組み、これらについてもですね、SNSの取り組みですか、こちらにつきましても当然のことながら、この運用については当然考え、検討して前向きに取り組んでいく、そういったことで考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 具体的に入れると量が多くなってしまふということでお話だったんですけども、とてもこの、確かにSNSといってもインターネットでの相談だったりとかLINEだったり、またさまざまなチャットだとか、個別にすればSNS対応というのをもっともっと細かく細分化された方法でのやり方等はあるんですけども、大まかな考え方の中の一つとして、やはりここはきちんと項目の中に入れておいたほうがいいのではないかなと思うんですね。

というのは、確かに子ども・若者に対する自殺対策の推進で重点施策の中で子ども・若者というふうには書いてありますけれども、このLINEの相談とかというのは、今、大人もLINEとかは普通にもうやっていると思うんです。ということは、若者向けというよりは全体的な取り組みという部分の中で考えるべきだと思っておりますし、そういう取り組みは確かに高齢者の方はないかもしれないけれども、中高年にとっては有効である

のではないかなというのも考えられるので、全体的な中で、これだけが取ってつけての個別のものというよりは、個別として出したとしても、そこを明記した上できちんと推進委員会のほうでもんでもらえるような形にしたほうがいいのではないかなと考えるんですけども、このあたりはどうでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 確におっしゃることは非常によくわかるところでございます。ただ、先ほども繰り返しにはなってしまうところもございまして、例えばSNSを使ってやっていくという手法もございまして、また、SNSのほかに、例えば最終的に対面的な相談、そういった手法、これも非常に有効な個別的な手法ということになってくるのかなと。そういったことを加味した中で、SNSという特出しということを広報する、この計画の中でですね、もちろん運用の中ではそれは実際にはやっていくところではございますけれども、この計画のつくり上といえますか、そういったこの計画のつくり方としての中での大まかな基本的ないわゆる取り組み、そしてその基本的な取り組みがあつて、その基本的な取り組みに対する個別的な手法、取り組み方、そういったところについて、また今先ほどのSNS、それから対面相談、その兼ね合いについてもどういったところまで詰めてやっていくのかということも議論に入れてくるのかなと。そういったところも庁内の中でも議論になったところもございまして、そういったことであれば、そういったところについては運営委員会の中できちんと考え、そして検討して、現状について考えていく。そういったところがございました。

そういった経緯を含め、結果この計画の中には記載せず、運用のほうで対応していきたいという

ふうな計画になった次第でございます。

以上です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうすると、現在特別なやつは明記しないという中ではありますけれども、26ページにありますゲートキーパーの養成講座だったりとか、こころの体温計とかというのは、今もうこれも、ある意味、私から見れば、個別の対応じゃないのかなと思うんですが、ここに書いてあるのはもう既にやっている事業だから、ここに明記してあるという捉え方でいいですか。SNSはこれからやるから運用の部分で考えるということで。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 これにつきましては、現在取り組んでいる事業ということで、既にやっている基本的な取り組みということで載せています。

先ほどのSNSにつきましては、そのSNSを使ってということについての具体的な使い方についてもうちちょっと議論が必要というところも含め、計画には載せなかったというところがございますので、そこについてはご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 ここには載せてはいないけれども、この議論をしていく中で、運用面もこれから、推進委員会のほうできちんと精査をしながらこれから取り組んでいきますということでの考えは統一されているんでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 そちらについては、これまでの、この計画を策定する中で、例えば庁内の教育委員会なりとか、庁外の設置した推進委員会なり、そういったことについてお話をしたところも

ございます。やはり庁内検討委員会、個別にいろいろお話を聞いた中で、例えば学校の中での話にもなりますけれども、どうしてもSNSを使っただけの命にかかわるものについての、十分にそれは活用ができる話なんですけれども、それと先ほど言った対面の取り組みをもとにつないでいく、そういったところの詰めというか、そこら辺のところも十分にこれから精査していきたい。そしてその上で運用をしていきたい。そういったところを踏まえて、今回は個別的な案件ということで記載をしていなかったということをご理解いただきたいというふうに思っています。

それから、運用については十分に前向きにやっていくことは間違いございません。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 42ページのこうした5つの重点施策を、基本施策をやっていた中で、最終的に目標値を設定して検証していくというようなことになっているんだろうと思うんですが、ここでまず、その目標値、検証する上での目標値、どこでしたか、38ページ、目標値ですね。これのまず設定する基準を2016年の数字を基準にするというような、平成29年、例えば、というのは出ていないんでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 委員ご指摘のとおり、計画をつくる際のときに平成28年が、これが最新データというところで作らせていただいたところがございます。

一応つけ加えさせていただきますと、こちらにつきましては国、県、市、こちらを比較しながら、比較するときの、先ほど言った自殺死亡率という形で、当然、国の人口、県の人口、那須塩原市の人口違いますので、そこの中で同じ土俵に立って、

それでこの比較をしていく、そういった関係でちょっとですね、これは実は、はっきりいいますと、県のほうから指示がございまして、この28年の数値でまずは比較をしてほしいということがあった、そういった事情がございまして、28年度という次第でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。数字の設定の仕方についてはわかりました。

そうすると、この目標の設定の仕方、各重点施策ごとに目標を設定するという、各重点施策で現状、課題、それから取り組みというふうになっていますが、取り組みに対する目標設定とかというのはされるという、そういうお考えはなかったんでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 先ほど相馬委員のお話のとおり、各施策に対して課題があり、取り組みがありと。そして、その取り組みについての目標ということがあるべきではないかというお話ではございますが、うちのほうの考え方といたしましては、これらの基本施策、それから重点施策、10個の施策、こちらを総合的に取り組んだ結果、その結果ですね、第5章にございます、先ほど38ページに出た数値目標、こちらに結びつけていこうと、そういった考え方をしていたところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 確かに最終的な14人と、14人という数字を最終目標にするということだろうというのが、ここで目的が達成したということになるんでしょうけれども、その前段の段階で、5つの重点施策と基本施策でしたか、基本施策ですね、と重点施策をそれぞれ検証していかないと、今後さらに推進するということについて、じゃ、どこがキ

ーポイントになったのかということが恐らく出てこないだろうと思うんですね、検証する段階。なので、各項目に対して、例えば今現状は172人のうち102人となっており、全体の59.3%を占めるというふうになっているという、例えば重点施策の生活困窮者支援に対する自殺対策という31ページのところですね。

こういう現状に対して、じゃこれを今後、ごめんなさい、そうじゃないな。取り組みについてということで、こうした事業の中でやっていくということになってくるんだろうと思うんですけども、これについて、一つ一つ取り組み目標値は、例えば高齢者の対策であれば、生きがいサロンの居場所に参加をというようなことで、必要な支援につなげるようにということであれば、これに対して現状はどの程度、一定程度目標、このぐらいの何%とか、こういうふうな目標を設定していったら、最終的にこの14人という数字の目標が出てくるのではないのかなというふうに、いわゆるアウトカムづくり方というんでしょうかね。としては、各項目ごとに目標設定をしたほうがいいのではないかなと思うんですが、もう一度、そういうふうな考えはなかったのか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 確かに各基本施策、それから重点施策ごとにそれぞれの目標を、これを掲げていくやり方、これは非常に理想的なやり方だと思います。

この計画につきましては、こちらの例えば重点施策の中についても、実は庁内のいろいろな取り組みをしている横断的な課がございまして。この事業を実施している課というところでございまして、そういった中で、この取り組みをした中での目標として具体的なもの、特にソフト的なものが多い状況でございますので、そこについてのなかなか

その目標を設定するということについては、なかなか難しかったかなというところが実はございまして、それにつきまして、今度ですね、これは来年度以降の話にまたなってしまいますが、来年度以降この計画を推進する、その中のところで、そこでこの取り組みにつきましては、この検証をする。そこで、先ほど委員がおっしゃった目標を置きました中での、目標が具体的というのは示せなかったけれども、こういうような取り組みをすることによって、こういうような結果が、効果が出たというところで推進をすると、そういうような考えをしております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 13ページの中で、2012年から2016年の中で自殺者数が172名、そのうち無職の方が102名となっているということです。この102名の方ももし働いていれば、命も救えたんじゃないのかなと思って。その102名の方の気持ちを思うと、職についていれば、そういった自殺も防げたと思うと、この計画の中で就労のあっせんとかそういったものは、庁議の中で検討はされなかったでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 実はですね、そちらの先ほどの有職者、無職者の割合の中で、やはり無職の方はどうしても生活に困窮している方が多く、そういった方について何らかの施策をというお話であったかと思えます。

こちらにつきましては、これは31ページになってまいります。重点施策の1番、生活困窮者自立支援事業と、それと自殺対策施策の連携ということでございまして、この中で、生活困窮者自立支援事業、それから家計相談事業等、生活に何らかの悪いことを抱えている方、そしてこの家計に

ついて、非常に困窮していて家計の立て直しが必要な方、そういった方々についての5事業を現在実施しておりますので、その実施する中で、そういった方について、その相談に来ていただいた方、その方について、ちょっとこの方は本当に困ってしまって、もしかすると追い込まれて自殺をしようかもしれないというような方がいましたら、そういった方につきましてはすぐですね、そういった方について気づいて、そして支援機関のほうにつないでいく、そういった体制をとっていく、そういった施策をとってございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、今困っている方々は、こちらの相談窓口ですか、そんな中で全て対応していただいて、こういうふうなものがあるよということで紹介していただけるということで、この計画の中ではよろしいんですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 おっしゃるとおりでございまして、先ほどのこちらの相談ですとか、あと、この重点施策の1番の連携、2は既存である事業との連携、そういったものをいろいろ組み合わせた上で、この自殺対策を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

星副委員長。

○星副委員長 すみません、委員間討議じゃなくて……

〔発言する人あり〕

○星副委員長 委員間討議……

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 すみません。では、先ほどの個別計画の件で、SNSの相談の内容について、委員の皆さんのご意見を聞きたいと思ひまして、討議したいと思っております。

○佐藤委員長 ただいま星副委員長より、SNSを盛り込むことに関しての委員間討議を行いたいとの発言がありましたので、これより委員間討議を行うことといたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 2時14分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 先ほど議題になったSNSに対する対応ということで、今後実行、何ていうんですかね、この計画じゃなくて、実際の中ではそういうことも考えていくというようなことだったと思うんですが、県のほうの対応は、SNSに対する対応はどんなふうになっているかというのは資料が何かございますか。県の自殺対策の中でのSNSに対する対応。

○佐藤委員長 係長。

○関谷障害福祉係長 県の自殺対策計画の中で若年層への対応ということで、その中で若者の特性を踏まえ、インターネットやSNS等の多様な手段を活用した対策を講じていく必要がありますという位置づけにはなっているんですが、実際の施策の中では、SNS等の多様な手段を活用した対策を講じるとともに情報モラル教育やフィルタリングの普及等を推進しますという位置づけになって

おります。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

星副委員長。

○星副委員長 動議をしたいと、動議あり。

○佐藤委員長 ただいま星副委員長から動議の申し出が出ましたので、これを議題といたします。

星副委員長に申し上げます。

動議の趣旨説明を簡潔にお願いいたします。

○星副委員長 この自殺対策計画の中で、SNSを通しての相談のを取り入れるべきだと考えまして、今、県のほうの対応としては、若年層の対応、そしてインターネット、SNSを講じたということで、県の自殺防止対策のほうには書いてあり、そこに準じて那須塩原市のほうでも計画を立てているのであれば、運営委員会のほうでも話が出ているということでもございましたので、しっかりと県にも準じてこちらの計画のほうにも織り込んで明記していくことが必要ではないかと考えております。

○佐藤委員長 星副委員長の動議の趣旨説明が終わりました。

ただいまの動議について質疑を許します。

相馬委員。

〔「おかしくない」と言う人あり〕

○佐藤委員長 これは動議についての質疑です。

〔「今の星さんに対しての質疑でしょう」と言う人あり〕

○佐藤委員長 動議についての質疑です。

[発言する人あり]

○佐藤委員長 暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時19分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開始します。
相馬委員。

○相馬委員 再度確認なのですが、そのSNSのあれを盛り込むことによって、どういった効果があるというふうにお考えで、動議を出しているのかお伺いいたします。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 若年層も含めSNSを利用している方々に相談窓口に来るとのことよりもさらにLINE、チャット、皆さんが今電話で話をするよりもハードルが低い。今のコミュニケーションツールはLINEが中心になっているような中で、しっかりとSNSの相談を取り入れることによって、やはり救える命が一つでも多く救っていかなければいけないということ……

[「質問が……」「どういう効果が得られるのか」と言う人あり]

○星副委員長 一人でも多くの人を救える窓口を広げるという効果があると考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうした場合に、具体的な施策の中にどういった場所にSNSの効果というのが期待できるのか、どういった場所にうたったほうがいいのかお伺いしたいです。

○佐藤委員長 ただいまは、その動議に対しての質疑なので、動議が採択された後に、それは多分説明が……

○山本委員 だから、おかしいでしょう、やり方が進め方が。

○星副委員長 動議に反対かどうか……

○佐藤委員長 動議が成立するかどうかの……

○山本委員 それに質疑は要らないでしょうというのが。

○佐藤委員長 そういう会議規則になっているんですから。会議規則のとおりやっているんで……

○委員 中身に入っちゃおかしいでしょうというのが。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時32分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま私の認識不足で議事に不手際があつて、大変申しわけございませんでした。

◇

◎議案第39号に対する修正案の

説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 ただいま星副委員長より動議が提出されましたので、本動議を直ちに議題といたします。

お手元に、議案第39号に対する修正案を配付いたします。

それでは、星副委員長より修正案の提案理由の説明を求めます。

星副委員長。

○星副委員長 議案第39号の那須塩原市自殺対策計画についてに対する修正の動議です。

那須塩原市自殺対策計画の一部、36ページ中の

「推進します」を「推進するとともに、SNSを活用した相談窓口設置に向けて調査研究をします」に改めるということを提案いたします。

○佐藤委員長 以上で修正案の提案理由の説明は終わりました。

それでは、提出された修正案に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員 SNSということになっています。ソーシャル・ネットワークング・サービスということなんですが、いろいろなものが今後ふえてくる可能性もあるので、SNSということになると限定されるので、もしつけ加えるなら「等」とかいう文字を入れておかないと、今だとブログもLINEもフェイスブックもツイッターもインスタも後からこう出てくるので、その辺のSNSという断定にしてしまうとなかなか文言的にきついのかなというふうな気がして、その辺はどういうふうに考えているんですか。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 確かにツールはふえてくると思うので、「等」を入れたほうがいいと思います。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今突然こういうものが出てきたんですけども、副委員長にあっては、今までこの自殺対策計画につきましては、きょう突然出てきたわけではなく、この議会が始まる前、全協にあって出てきておりますし、もっと言えば、昨年11月から12月にかけて1カ月間、パブリックコメントも行っております。また、委員会の中ではこの計画についての説明も受けていると思います。意見を言うのであれば幾らでも言える期間もありましたし、言える立場でもあったと思いますし、また、今、言葉を直してくれと言ったら、そうであるみ

たいな、とても何か私としてはしっかり考えて出てきたものだとは思えませんので、そこら辺は副委員長はどういうふうに考えてこれをきょう出してきたのか説明願います。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 勉強会が開催されたときにも、SNSの相談はどのようにということでは質疑はさせていただいたところではありますが、計画の中で、そのときに、これほどには深くは聞いていなかったのはあると思います。やはり計画策定ということにおいて、それから座間の事件とかもあったことも考えると、やはり早急に手段は考えたほうがいいのではないかと思います。今回こういったところでの計画を、本当に考えがないわけではなく、話し合いの中でも執行部の中でも、話し合いの中でこれから進めていくという考えもございましたので、それでしたらこの中に明文化すべきであると考え、このように提出をさせていただきました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは国から来て、県から来て、そしてその後、市でつくらねばならないということのでつくった一番の大本の計画で、そのまたもとになるいろいろな計画もこの中に書いてあります。そういう中で、先ほど来、執行部の説明の中では、インターネットの関係については、まだまだ危ないところもたくさんありますし、フィルタリングも必要だしということがありました。運用していく中できちんとそれを考えていきたいというふうにおっしゃっております。そういうふう言っているにもかかわらず、一番上、この計画のところに、文言をかえてくれと、それも「等」というものを入れたほうがいいのではないかと言ったら、そうだみたいに言われてしまうと、まるでしっかり考え考え練って動議を出されたとは思えません。

そのところは星副委員長はどういうふうを考えてこういうものを出してきて、執行部が先ほどやることを考えているということに対してどう思っているのか。

それから、お金のかかることなんですね、これ、やろうと、本当に実行に移そうとすると。そうするとことしも予算の中でそのところも修正を求めるのか、教えてください。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 文言等に関して抜けていたことは、本当に申しわけなく思います。

今回、ここの修正のところで、調査研究をという部分で、取り入れますというのは、これはやはり時間がかかるものだと私もそこは考えておりますので、進める上で、今後の計画の中に入れていきながら進めていっていただきたいということです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。ありませんか。

相馬委員。

○相馬委員 そのSNSを活用した相談窓口というのは、具体的にこういうものというのは、どこかでやっているもの等はお持ちなんですか。

○星副委員長 相談窓口ということに関しては、NPO法人で現在とり行っているところもございしますので、そういったところに業務委託という形もありますし、また、個別に市で相談窓口を設置するに当たっては、専門の方を非常勤として雇うというやり方をやっているところもございします。自治体によってさまざまな取り組みはございしますので、そこは調査研究の中に取り入れながら、市の財政に見合った形での対応ができればいいのではないかと考えます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

山本委員。

○山本委員 先ほど、運用の中で考えていきたいというふうに執行部はお答えになったんですけども、それではなぜだめなんですか。改めてお尋ねします。

なぜここまで具体的なことを書いて、そしてその言葉が足りないと言ったら、それはまずかかって、動議として出してきて、それはないのではないかと思うんですが、そこら辺のところをしっかりと考えてやったことなんですか。説明願います。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 考えてくださっている、今、運営をしていく中で、推進委員会の中でも考えてやってくださっていることに、全く考えていないところを表に出すということは、非常にそこも難しいことではあると思いますが、考えているということでもありましたので、さらに具体化するには、きちんと個々進めていくときには、やはり計画の中に明文化したほうがより方向性は定まると考え、ここに明文化していただきたく提案をいたしました次第です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、修正案について討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、修正案に対する質疑を終了いたします。

次に、議案第39号に対する修正案についての討論に入ります。

討論はございますか。

山本委員。

○山本委員 反対の討論をいたします。

執行部側が自殺対策計画というものを出しております。時間をかけてつくったものでありまして、私たちに対してこれを提案してきたのも、きのうきょうというわけではございません。今までに意見を言う機会もありましたし、特にパブリックコメントの一月の間にもきちんと意見を出すことができました。そこで意見を出せば、きちんと執行部側からは答えをもらうことができるようなシステムになっております。

そうであるにもかかわらず、またこの計画が、取り組みについては個別にこれから考えていくと、大枠を考えたもので、運用の中で、先ほどのSNSについても考えていくというようにお答えをいただいておりますし、SNSというのは先ほどこの中でも出ましたけれども、非常にまだ危うい部分がありまして、危険な部分もあるということで、それを活用して相談窓口設置というような非常に具体的なものを出してきていることに対して、この計画の中にそれを取り入れるということには、どう考えても賛成することはできません。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

それでは、議案第39号に対する修正案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手少数と認めます。

よって、星副委員長から提出された修正案は否

決されました。

◇

◎議案第39号の討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第39号修正案の前の原案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第39号 那須塩原市自殺対策計画についてを可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、よって、議案第39号については可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会第二分科会に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

板橋課長。

○板橋社会福祉課長 (議案第10号について説明。)

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時24分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書の61ページの一番上、新規のおもいやり駐車スペースの標示の消耗品、このカラーコーンの使い方、どういう場所でどういうふうに使っていくのかお伺いできればと思うんですが。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらにつきましては、6月に山形議員から一般質問でいただいた案件でございまして、市有施設の中で、障害者、妊産婦も含まれるんですけれども、そういった障害者の駐車場を確保していきましよう。その確保するときに一応基準というのがございまして、幅が3.5mはなくてはいけないというのがございまして、カラーコーンで3.5mの幅を確保しまして、それから、このおもいやり駐車場というのは、実は県の事業でございまして、ただカラーコーンで囲っただけでは障害者用の駐車場というのはわからないので、県から障害者用の駐車場であるというシールをもらえますので、そのシールを張って、それで障害者用の駐車場であることをわからせる、そういったやり方をするものでございます。

ちなみに市有施設56カ所が、そういった処置がなされていない。いわゆる障害者用の駐車場が未整備になっているところがございまして、台数で言いますと116台分がございまして、116台分がありまして、カラーコーンで囲って、標示板、標示をしなければならぬという、両方の措置をしなけ

ればならないのが60台分で、残りの56台分につきましては、いわゆる標示するシールを張る場所、これは県からもえるものなんですけれども、その標示するシールがもらえますので、シールを張るだけでそこが障害者用の駐車場とわかるものということになっておりまして、この消耗品を使うことによって、障害者用の駐車場のスペースの確保、そして障害者の方がもう手を振ってそこを使えるようにするための消耗品ということでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、その指定した施設については常設というふうになるんでしょうか。カラーコーンですから移動ができるんだらうと思うんですが、常設で置いていくと。それとも、何かの機会があったときに設置すると、そういうものなのか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 一応こちらについては、基本的には常設という形で考えてございます。ただ、カラーコーンとカラーコーンパー、それから、そのカラーコーンに重しをつけていくという形になりますので、なかなか消耗がひどいというときがございましたらば、その何年か後にはまたそういう形で対処をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 カラーコーンですと、当然、車にわからないとぶつかってしまったりなんかした場合に、例えばこの本庁みたいに常に人がいるところであれば大丈夫ですけれども、人がいないような、例えば、先ほど、まあそうか、障害者用だから人がいないところにはほとんど設置はしないんだらうと思うんですが、一定程度、その使用状況というものは監視されていくというふうに考えていらっ

しゃるんですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 それぞれの施設管理者がおりますので、その施設管理者の責任のもとにそちらのほうについては管理をしていくと、そういう形で周知をしていくと。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
山本委員。

○山本委員 60ページから61ページの障害者福祉総務費の中の61ページの一番最後のところに福祉タクシー券とあるんですが、すみません、ここの部分を改めて説明してほしいんです。何人ぐらいが使われているのか。福祉タクシーは市内でどういふところが担っているのか。すみません、久しぶりなので教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○関谷障害福祉係長 福祉タクシー券というものは、障害者手帳の身体であれば3級以上、知的障害であればA1、A2の重度の方、それから精神障害であれば1級、2級の方が対象者になります。この方々にタクシー券を交付しまして、月額で2,900円分のタクシー券で、年額3万4,800円分のタクシー券を交付しまして、それをタクシーを利用したときに代金のかわりにお支払いに使っていただくというものになります。

今のところ、平成29年度、前年度実績ですと1,728件、1,728人の方に交付をしまして、全員が全員使うというわけではなくて、利用率については56%ぐらいとなっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 福祉タクシー券というのは、普通のタクシーだけじゃなくて、よく福祉タクシーって通っていますけれども、そういうところにも使えるんですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 福祉タクシーというものですけれども、福祉タクシー券については、通常のタクシーの利用もありますし、車椅子ごと乗せられるリフトタイプのものも用意してある業者さんもあります。あとは民間救急車のようにストレッチャーのようなもので乗せていただく、寝たきりの方にも対応できるような業者さんも協定をいただいておりますので、その方に合わせた業者さんを選ぶことができるということになるかと思えます。

あと、この福祉タクシーとは別に車椅子タクシー券というものがあまして、那須塩原市から補装具として車椅子の支給を受けている方については、この福祉タクシー券とは別にその車椅子用のタクシー券というのが追加交付されるような仕組みになっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちなみに、その福祉タクシーを仕事として行っているというんですか、那須塩原市の市内の3級以上の方とか精神障害、つまりこの福祉タクシーを使える方が使える業者は、普通のタクシー会社のほかにいろいろあると思うんですが、どのくらいあるんですか。

○関谷障害福祉係長 およそ15業者になると思えます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、この福祉タクシー券の3万4,800円分というのは、市が認定をしているタクシー会社じゃなくても、およそということは、はっきりわからないということは、どういうところでもいいんですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 市とこの福祉タクシー券を利用できるタクシー会社ということで契約を結ばせていただきます。タクシー会社さんと那須塩原市

の間で。それで、初めてそのタクシー券が使えるようになるということで、タクシー券の裏面を見るとその業者さんの一覧と電話番号が載っているんですけども、本日は持っておりませんので、すみません、正確な数字が申し上げられないんですけども、およそということで。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 何で聞いたかという、個人で何かやっていらっしゃる方が使えないということを知ったことがあるんですが、この福祉タクシー券を使える業者は、会社か何かの組織か何かがないとだめというような決まりがあるんですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 契約の条件としましては、運輸局のほうに旅客輸送の届け出をしているというところが条件になりますので、その届け出がなされているかどうかというところが条件になってよいかと思います。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 このところなんですけれども、1人当たり3万4,800円ということで、使い切らない場合もあるということでよろしいんですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 使い切らない方も実際にはあります。翌年度の申請のときに、使い切らなかったのということで、窓口で持ってきていただく方もたくさんいらっしゃいます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 じゃ、極端な話、使い切れないからほかの人に転用とかいうふうなことの、そういったものも頭がいい人は考えると思うんですけども、車椅子タクシーとか福祉タクシーで悪用されるようなことはほぼほぼないという。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 一応使い方としまして、契約いただいたタクシー業者さんのほうには、チケットの中に番号と、あとその方のお名前と手帳の番号が書いてあるので、タクシー券に記載されている手帳の番号と実際にお持ちの障害者手帳とを照らし合わせて本人確認はしてくださいねという指導をしております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 じゃ、そうすると、手帳を持ってタクシー券を持って、照らし合わせてやっとな乗れるということですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 手帳と券があって本人確認できて、初めてその券を使うことができるというような指導をしております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今のところなんです、何かとても便利そうだし、障害を持っていらっしゃる方にとっては使いやすそうなんです、なぜ半分ぐらいしか使わないんですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 さまざまな理由があるとは思いますが、あとは、毎日使うわけではないんですけども、家族の方が不在のときだけ使うとか、月に1回、お薬だけもらいに行くときに使っているんだというような方も、窓口で実際に対応した中ではいらっしゃいました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今回陳情が出ているのでちょっと聞くんですけども、精神障害の方が、さきほど、1級と2級ですね、言ったんですが、それって、すごく変ないい方なんです、どんなくらいの精神障害を持っている方なんです。難しいか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 精神の1級、2級というのが、

その手帳を申請したときのお医者さんの診断書の状態なので、1級の方であっても、その後の治療が効果を示せば、本当に薬さえ飲んでいけば一般生活に支障のない方もいらっしゃるし、3級とかの方でも、治療中断とかしてしまっている方で症状が悪化してしまえば問題行動を起こしてしまったりとか、日常生活に支障が出てしまうという方もいらっしゃるの、一概に、1級はこういう状態ですよとか、2級はこういう状態ですよというのはなかなか難しいと思うんですけども、一般的に、1級相当と書かれる方ですと、医療機関への入院とかそういったのが必要なレベルとは言われております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、タクシー券をもらっても、ひとりで使える状態の方ではないことが多いというような理解でよろしいんですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 そうですね、1級の方なんかですと、医療機関への入退院を繰り返しているような方も多くいらっしゃいますので、一般の方から比べると、利用する環境にないという方のほうが多いと思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
相馬委員。

○相馬委員 60ページのさきほどの自殺対策強化事業のところ、新規、自殺対策連絡協議会委員謝礼ということで計上されておりますが、この謝礼の中身をお伺いしてよろしいでしょうか。

ちなみに、この先ほどの自殺対策計画の中には、ここには仮称というふうになっておりますが、(仮称) 那須塩原市自殺対策連絡協議会団体というふうになっておりますが、団体というふうになっている以上、それから、ほぼほぼ、メンバーを見ますと公の人という印象になってしまうんです

が、この謝礼の中身をお伺いできればと思います。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 この仮称の自殺対策連絡協議会の委員の報酬ですけれども、計画の中で41ページのほうに構成団体のほうが書かれているんですけども、その中で報酬の対象となってきますのが、一番上の西那須野塩原地区の医師会のお医者さん、それから黒磯那須地区の医師会のお医者さんということでお医者様が2名、それから、福祉関係者の中で那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会ということで民生委員の代表の方が1名、それから自治会関係ということで、那須塩原市自治会長連絡協議会という自治会代表の方、こちらが1名、それから、最後に関係者ということで自死遺族の会というのがございまして、こちらの代表の方が1名ということで、合わせて5名分が対象となります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 その5名分の予算化されている部分は幾らなんでしょうか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 お一人の1回当たりの単価が7,400円ということになりますので、7,400円掛ける5名掛ける、年2回を予定していますが、7万4,000円ほどの委員報酬を考えてございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 62ページの障害者地域生活支援費になるのかなと思うんですけども、障害者からだんだん、いろいろの例えばコミュニケーションとかそういうのがなかなかとりづらいところがあるらしくて、そういうのの補助がどんどん少なくなっているというか、そういうあれがあるんです。最近はこの辺どうなんですか、そういうところで。傾向として、大体維持しているのか。

それから、スポーツ関係でも、よく地域のスポ

一ツ大会とかあったり、それから昔はよく烏山の何とか、それから日光のほう、高德のほうにもあって、よくそういうところへ行ってコミュニケーションをとるといようなことをやっていたようで、最近はそれはどうなんですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 今のご質問でございますが、まず、身体に障害がある方のいわゆる団体ですか、そういった団体に対しての補助金、それかがだんだん減少傾向にある、そういったお話を聞いたということでございますが、実態といたしましては、うちのほうの予算といたしまして、今の段階で減少しているといったことはございません。今のところは例年どおりという形で計上させていただいて、その分の補助金を出しているという状態でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それは例えばどういう補助が出ているんでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 基本的には団体の運営補助という形で出させていただきます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したい

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め討論を終了し、採決をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形委員 (社会福祉課地域共生系の業務内容について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 社会福祉課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時52分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎高齢福祉課の審査

○佐藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査に入ります。

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 これより予算常任委員会第二分科会に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 (議案第10号について説明。)

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時18分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

先ほど説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 64ページの高齢者の生きがいのところの陶芸の解体のところなんですけれども、ここはたしか借地だったと思うんですけれども、これ、解体した後は返すというようなことなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○増淵高齢福祉課長 一応、保育園の一部駐車場で

使わせていただいていますので、まずは、基本的にはこちらの所管のほうに移しまして、予定では駐車場として使われるということで進んではいまず。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この新規の上を書いてある陶芸活動支援用地と書いてあるんですが、これが、その高齢者の生きがいの陶芸があったので、ここで多分お金を出していたんだと思うんですが、壊してしまって保育園の駐車場にするのに、ここに予算を入れておくことは変ではないですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 来年度中の解体ということで、跡地は当然高齢のほうで使わせていただくということにはなりますけれども、相手方がいるお話でもありまして、今、31年度中については高齢福祉課のほうで予算計上してお支払いさせていただいて、32年度から子どものほうに移管するというように考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 前々から高いと、土地が高いのかもしれないんですが、その157万8,000円で安くはない、高いなど感じるんですけれども、この値段は、これで適切な値段で借りているんですか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 総額で157万8,000円という金額なんですけど、そもそも面積が広いんですね。面積のほうは全部で1,920㎡お借りしています。1㎡当たりの単価で言うと68.49円ということで、1坪だと226円程度ですので、なので、余り高額ではないのかなというのと、あと計算の方法が、固定資産評価額とかをもとに一定の賃借料を掛けて算定した数字で、保育園の底地自体も借地なんですけれども、そこを合わせているというところ

です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ことしは陶芸のまだ作業所があって、来年度解体するという事なので、そもそも、あそこは陶芸の人が使っている日にちは限られているし、その陶芸にきている人の車はそんな何十台もなく、私はあそこをいつも通るんですけど、何に使っているかといえば、保育園の先生たちが車をとめていてというのが多いのに、これが高齢者のこのところののっているのはおかしいのではないかと思うので聞いているんですけども、本来は保育園のほうの予算で買えばいいと思いますし、その1,920㎡って、本当に陶芸のあるところだけのあの土地の広さなんですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 建物がある場所だけではなくて、手前の、多分、議員がおっしゃった車をとめている部分を含めてでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 なぜその保育園の先生たちが日常的にもう大分前から使っているのにここに予算計上しているのか教えてください。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 何年から利用しているかというのわからないところはありますが、そもそも、スタートが高齢福祉課所管のところの用地としてお借りしたというところで始まって、理由になりませんが、現在も継続して、その建物がある間はということで整理をさせていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ここはもともと生きがづくりの建物の前であって、それはいつか壊されて、陶芸の部分だけ残って、もう10年なんてものではないと思うんですけども、予算の立て方の中で、もう明

らかに使っているのが保育園だって、誰が見てもそうだと思うんです。陶芸の人は確かに使っています。でも、それは月曜と火曜の何時から何時で10人ぐらいずつというようなことで、どう考えても、少なくとも、例えば20%ぐらいだけ高齢で、あとの80%は保育園のほうでって言って、使っていると思って、ずっとこういうふうにしてここにのっているというような予算の立て方でいいわけなんですか。すごく疑問なんです。しょうがない。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 昔のというところでの高齢のスタートなんだと思うんですけども、おっしゃるところはよくわかるところでありますが、完全に所管全ての用途が子どもの方というわけではないので、こちらに計上させていただいているということでございます。

○山本委員 よくわからないですが、ここでやめておきます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
金子委員。

○金子委員 64ページのまちなかサロン支援費、これが今1つだけということになっているんですけども、これは前は3カ所あったのが2カ所になり、1カ所になり、これは積極的に募集なり何なりしてやっていくというあれはないんでしょうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 議員おっしゃられましたとおり、3カ所あったところが、初めに西那須野駅周辺のまちなかサロンということで閉鎖をさせていただきます。もともとまちなかサロンの考え方として、地域の方々も含めて運営に携わっていただいて、いろいろな活動をしていこうということで始まったものでございますけれども、なかなかやっぱりうまく進んでいかない部分がありまして、現在1つにな

っているわけですが、あとは、高齢者の方が集まる場所ということで、こういった駅周辺の拠点というところという考えでひとつやってきましたけれども、生きがいサロン等とかの地元の近くのところで集まれるところを整備していくというのか、そちらを支援していくというのかの考えがございまして、こちらのほうでまた新たに募集するということは考えておりません。こちらの第7期の高齢者福祉計画のほうにも、まちなかサロンの考え方というのはちょっと検討しているということで書かせていただいているところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今、検討していくということだったんです。手を挙げれば可能性はあるということなんでしょうかね。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 基本的には、そのまちなかサロンとして私どもで考えていた方向性になってきていないかなというふうに、その主体が民間の方々であって、補助がないとやっていけないので、700万円という投資の中で、それだけの人の集まりとか考えたときには、ちょっと補助としてはなかなか難しいかなというふうに考えているのが現在の状況でございます。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 63ページの高齢者自立対策・生活支援費、印刷製本費、紙おむつ券、理美容利用券、高齢者タクシー利用券、これはどれぐらいこの印刷枚数を予算で計上しているか教えてください。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 部数ということで。紙おむつ

券が1,100部、それから理美容券が1,000部、タクシー利用券が2,600部、それから、これはタクシー利用券の利用者証ということになりますが、5,500部、5,500枚と言っていいでしょうか、が中身になります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 今、課長が言った数字は、ほぼほぼ、大体、ここ何年かは平均して利用者のその印刷枚数は一緒なんですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 利用者につきましては少しずつふえている。タクシー利用券なんかは数百部単位でふえているかと思います。それから、紙おむつも少しずつふえているというところでございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 さっきはタクシーの話が、車椅子タクシーと福祉タクシー、外出支援タクシーって、タクシーが3つあるんですけども、この外出支援タクシーのその事業の内容をすみません、教えていただけますか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 高齢者の外出支援タクシー券ということになりますが、70歳以上の方で運転免許を保有されていない方で、自動車を所有してなく、かつ、使用もしていない方が交付の大まかな要件になります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 対象となる人はどれぐらい見込んでるんですか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 来年度予算の中では2,490世帯を予定しています。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 この2,490人は、ふえているのか減っ

ているのか、その辺、去年と比べてどういうふう
に推移しているのか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 平成30年度、現年度です
ね、現年度の予算の中では2,350世帯分を予定さ
せていただいておりますので、来年度、大体140
件増加するという予想をしております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 同じところなんですけれども、これ、
例えば70歳以上のご夫婦で、両方とも免許証を持
っていないくて車も所有していないくて、それぞれ例
えば病院に行くところが違ってとかという方なん
かでも、世帯で1単位しかももらえないということ
で、何でもご夫婦で一緒というふうにはならない
ところがあって、その辺、倍というのものないかも
しれないですが、少しその辺の考慮はしてもいい
んじゃないかなと思うんですけれども、そういう
ことは考えなくて、あくまでもこれは夫婦一緒と
いうか世帯一緒というふうに考えるんですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 今回といいますか、高齢者福
祉タクシー券を、外出支援タクシー券をまた再導
入といいますか、改めて始めたときに議論はあっ
たところだと思いますけれども、基本的には1世
帯ごとにお配りするというところでさせていただい
ておりまして、これからますます高齢の方がふえ
ていく中で、財政的にもどんどん膨らんでいくと
いうこと、タクシー券の伸びはずっと大きくなっ
ていくんだろうというふうな中で、夫婦の利用も
含めて、世帯のほうにお出ししているということ
で整理させていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは500円の70枚というのは変わら
ないんだと思いますけれども、先ほどの福祉タク
シーが56%でしたっけ、こちらのほうはどのくら

い使うというふうに見込んで予算になっているの
か教えてください。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 予算の想定の中では74.6%で
見込んでおります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 こちらは券とか証明書はないと思うん
です。例えば、やはり流用というんですか、ほか
の人にあげたりしないために何か名前とか入れれ
ばいいと思うのですが、そういうことはされてい
ないですか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 名前ということですが、
交付するタクシー券にも名前を入れて、その上、
先ほど印刷のところでは質問がありました対象者証
ですね、あなたはタクシー券を使える方ですよと
いう身分証明書みたいなものなんですけど、そちら
にも名前のもを入れさせていただいて、使うと
きのルールとしまして、その対象者証を運転手に
提示して、自分はきちんと対象者ですよというの
を見せた上で券を利用するというような仕組みに
なっております。

○山本委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

相馬委員。

○相馬委員 64ページの生きがいサロン支援費の中
で、先ほど、インセンティブというか、その人数
によって多くなりますよという説明は全協のとき
にさせていただいて、先ほどの内容では、参加実績
によってということなんですか。参加実績をはか
る方法はというふうにされるのでしょうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 月に2回ということでサロンの
ほうを開設させていただいていまして、2回以
上ということですが、その都度、ご本人さんに、

出席したときには署名していただいて、名簿をつくっていただきます。実績の対象として名簿の提出を求めるといふことで考えてございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 当然、例えば、社協であったりとか高齢福祉課の方がそこに行くわけではないですよ。あくまでもそれををはかる手段は、実質の名簿というところではかっていくと、そういうふうに理解してよろしいですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 まず、当初、会員としての登録はまずあります。当初のときの提出資料としては会員のものとかありますけれども、あとは用意していただいておりますので、私どものほうとしては確認ということやっていきたいと思っております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 その名簿については、代筆は認められるのでしょうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 厳密に、代筆いいですよ、悪いですよというところはありますが、基本的に書けない方も中にはいらっしゃるのかなというふうに思いますので、その際はやむを得ないかなと思います。

○相馬委員 わかりました。

もう一点よろしいですか。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 予算上4万円なんですけど、その2つ上にある生涯現役応援体制構築事業ということで、シニアサポーターの養成講座ということになります。この講座の講師及び講座の対象者はどなたなんでしょうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 シニアサポーターは、市内で

6人の方がいらっしゃいます。これは県のほうが委嘱をしますが、その方々に対するものでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 その6人の方が講座を行っているということによろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 シニアサポーターになるには、県のほうで委嘱しているんですけども、まず前段で市のほうに県のほうから推薦依頼が来ます。市のほうで、地域で活動実績がある方から選んでくださいということになっているんですが、そういった方を選びまして県のほうに推薦します。推薦した方について県のほうの研修に出席していただいて、修了後、県のほうで委嘱するという流れになっているんですが、その研修会場が県庁になっていますので、県庁まで通うための実費の程度ということで予算のほうは当初予算でいただいております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 県の事業だということなんですが、このシニアサポーターの方を選定する目的と市に対する効果というか、どういうふうにはかっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 シニアサポーターの役割なんですけれども、まず県のほうとしましては、この生涯現役応援体制構築事業ということで進めているんですが、宇都宮駅周辺に生涯現役応援センターぷらっとというような施設をつくりまして、そこで何名かの相談員を配置しているんですが、なかなか那須塩原市がそこに通うというのは難しいんですが、そういったところがありますよということ、あと、県のほうでいろいろ就労、学習、

趣味活動、ボランティア活動などの専門的な冊子をつくる時もある、シニアサポーターさんのほうに複数部数渡されているんですが、それをふだんの活動の中で仲間内で進展させていってほしいというところの役割を、あと、今後、市のほうでも何かしら生涯現役の応援体制構築関係の事業をやっていかななくてはならないのかなというふうに考えているんですが、その際の市へのサポートというのも役割の一つとしてあります。

以上でございます。

○相馬委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め討論を終了し、採決をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 4時45分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 (議案第13号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、185ページの保険料徴収の中で、手数料として口座振替、コンビニ納付、ペイジー収納51万4,000円とありますが、この3つのシステムのそれぞれの負担割合というか金額を伺いたいです。

〔「税金」「総務」と言う人あり〕

○相馬委員 またやっしまいました。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですね。

○相馬委員 結構です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 189ページの8款2項1目、ボランティアポイント事業なんです、これは、ボランティアポイントを始めて3年ぐらいたちますね。今の実績といたしますか、何人ぐらいここに登録し

て、どのような形でそれが生かされているのか、現状を伺います。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 2月現在で144名が登録いただいております。29年度末で108人ですので、36名増えております。ボランティアの例ですけれども、介護事業所等でレクリエーション等のお手伝いであるとか、囲碁・将棋の相手であるとか、話し相手、草取り・清掃の手伝いというようなことなどの活動をいただいております。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 このボランティアポイントで、まず、ためたポイントをどのように利用していくかという部分では、ここで商品券ということなんですけれども、今のところ、これは、ためたポイントに関しては商品券と交換のみということで、ほかに、例えば自分が介護保険を使うときにそのポイントを使うとか、そういう部分での使い道の何か実情というか、どの程度使われているのかお聞きしたいんですけれども。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 今、商品券でさせていただいて、なかなか介護保険のほうでさせていただいて、というのは、難しいかなというふうには正直思っております。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 それでは、このボランティアポイントでかかわる方というんですかね、年々ふえてきているということなんですけれども、今後も、これはもう広く皆さんにやっぱり利用してもらいたい制度なのか、大体頭どのくらいまでとか、制限的なものはあるのかどうかお伺いしたいんですけれども。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 基本的なところで考えますと、65歳以上の高齢の方で元気な方には担い手側にな

っていただきたいというのが第一にありますので、そういった意味では、その活動を促していくための制度ということでは一つの意味があるのかなと思っておりますので、今のところは継続していきたいというふうに思っております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 186ページのこの保険給付費のことなんですが、要介護の方たちって、何人を予算の中で見込んで、1から5までですよ、教えてください。1がどのくらい、2、3、4というのがあれば。

○佐藤委員長 係長。

○吉富介護認定係長 平成31年1月1日現在の認定者数なんですけれども、要介護認定者の数ということで、要介護1が1,095人、要介護2の方が596人、要介護3が527人、要介護4が501人、要介護5が345人ということで、この方たちがどのようなサービスをご利用になるということが、その方さまざまになりますので、一つ一つのサービスの給付の件数、利用される件数と利用する回数を平成28年、29年の実績、平成30年の実績見込みを勘案しながら計算させていただいておりますので、どのサービスで何名というのはなかなかちょっと。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 傾向として、この1から5までの人たちが使える額って決まっていますよね、それぞれで。ここで言うたくさんあるんですが、どれがふえる傾向にあって、どんなものに対しての要望が強いのかという、ざくっとした傾向でいいので教えてください。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 やはりサービスの種類で言いますと、伸び率としましては、デイ・サービスや訪問リハビリ、また福祉用具のレンタルや住宅改

修などがふえています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 デイ・サービスは、ここで言うと1項5目の施設介護サービス給付ということになる。

違うんですか。どこがどこに。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 デイ・サービスは居宅サービス。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 訪問リハビリというのは。

○吉富介護認定係長 訪問リハビリも居宅介護サービス。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 190ページの一番下の段です。認知症総合支援事業の中で、先ほど39%減というふうに、前年比で、昨年度、新規事業で委託料のところ初期集中支援チーム、介護支援専門員訪問とかという事業もあったんですが、これはその事業がもうなくなったということによろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 集中支援チームの派遣そのものは、制度というか事業としては残っているんですけど、それと事業の実施の仕方を委託から1件当たりの報償金という形の謝礼という形のほうに振りかえさせていただいたということです。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、前年156万円、ここに予算が入っていましたが、それがなくなっているということなんですけど、効果は別段変わらないと、そういう理解だということでもいいんですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 事業そのものは変わりません。実際、中身も変わっていないです。集中支援チームの派遣の部分で、当初想定していた派遣の数と

いいですか、というところと、現状、実績がほぼない状態なんですけれども、そういったところを鑑みまして、予算のほうはちょっと下げさせていただいたということです。

その事業については、集中支援チームそのもののあり方というのが、県内でもなかなか実績が上がっていないということで聞いていまして、県のほうでもちょっと市町村と一緒に検討しましょうかというような動きもございまして、そういうところも考えた上での減額でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、186ページのさっきの介護サービスのことなんですけど、それぞれの項目の中に特例とついているのがあって、科目だけ置いてあるんですけど、すみません、説明をしてください。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 介護サービスをご利用になれる場合には、介護のまず認定をしていただいて介護の度合いが決まりまして、ケアマネジャーさんと契約をしていただいて、1カ月のケアプランを、計画を立ててサービスを利用されるということなんですけれども、認定の申請をする前に介護サービスをご利用になられてしまった場合、とかそういったところの特例を認めた場合、この特例の介護給付サービスのほうから支給するというような形。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは、じゃ、本来はないことだけでも、急遽どうしても必要になったということですか。

前に、何か時間がかかって使い勝手が悪いというのを何件かいただいたんです。何か急に必要だということがあったんですが、本来はそれはないということなんです。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 介護の認定の申請を例えば本日付でいただいて、約1カ月で結果を出すということになっておるんですけれども、さまざまな事情で、1カ月以内に結果が出ない場合もございます。そういった場合には、2カ月後に介護の度合いが決まって、その間にサービスをご利用になられたという場合には、暫定的に介護サービスが使えることにはなっております。介護の度合いも、申請日にさかのぼって介護の度合いのほうに来ますので、介護の特例の給付のほうからの支払いというのはないということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでも、ケアマネさんを通さないと使えないですよ。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 そうです。ケアマネさんと契約をしていただいて、ケアマネジャーさんが暫定的にケアプランを、この方が、このお体の状態やどのくらい介護の手間がかかるのかというのを暫定的に計画を立てていただいて、その中でサービスをご利用いただくと。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 予算が科目だけで1,000円しかないということは、これはつまり、そういうことはないだろうというふうに見ているのか。それとも、自分でお金を出しますということなのか。これは意味がよくわかりません。すみません。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 あくまでも予算上の措置ということで見れば、財源は用意しておりますというところでの計上でございます。基本的にないのが多いけれども、見込みが立てられないというのがありますので、で起こさせていただきます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 最終的には、この1項1目とか1項3目とか、そういうふうに入ってきているんですか、そういう方。最終的に、そうやって認定をする前に例えば使ったとしても、2カ月後とかにちゃんと認定をされて、その前の分というのは本来の使っているところに組み込まれて出されていくということなんですか、予算的に言うと。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 はい、そのとおり。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

○山形委員 1つだけ、190ページのことしから始まったエンディングノート、新規事業ということでことじやりました。どのくらいの方が利用されて、来年度はどれくらいの方が利用するのか、予定、実績、わかればお願いします。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 今年度についてはまだ決定してございません。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 ことしはやっていないということ、ゼロですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 今後確定します。

○山形委員 わかりました。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 このエンディングノートというのは、遺書とどういうところが違って、法的拘束力みたいなものがあるのか、その辺、エンディングノートと遺書のすみ分けみたいなのは、遺書を書いていけばエンディングノートは要らないとか、それと同じ、エンディングノートを書けば遺書なのかと、その辺はどういうふうを考えている。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 基本的には、遺書とは違うも

のでございます。亡くなられる前提で遺書は書かれるものですが、基本的に、自分が最期を迎えたときにどういうふうにしてほしいというのはこういう考えだというのを書きとめて残しておく。それによってご家族の方も、言い方は悪いですが、判断に迷うことなく、そういった本人の遺志に基づいていろんなことを進められるというものの位置づけといたしますか、考え方としてはそういう部分もあるのかなと思います。法的にどうかと、法律的にどういう位置づけかというのは、多分ないと思うんですけれども、安心のためといいますか、人生の仕舞い方みたいな言い方をしますけれども、そういった意味合いの一個人として残しておくものというふうに捉えております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員。

○大野委員 185ページの認定調査事務費、介護認定調査員というところで、さっき山本さんのところの話で、一か月くらいかかっているという意見があるとおっしゃっていましたが、今これは何人体制で取り組んでいるのでしょうか。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 現在、認定調査員は8人でしております。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 はい、わかりました。8人で動いていて、月曜日から金曜日で動いているという理解でよいですね。

いろんな、これからたくさん介護認定を受ける人がふえてくるような状況があって、家庭でも、やっぱり認定調査を受けるに当たって、家族の人も同席したりとかって、いろいろ調整が難しい方もいるんですね。その中で、平日の月曜日から金曜日までやっているのはわかるんですけれども、土曜とか日曜に来てほしいとかというニーズはな

いんですか。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 年に数件やはりございますが、すぐ調整をさせていただきまして、例えば夕方でしたらちょっとお時間があるということで4時半からとか、そういったところで調整させていただいております。土日の調査は、今のところはありません。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 190ページの中段です。地域生活支援事業の中で、介護サービス相談員派遣事業って、もうずっと古くから入って入って、すごくいい事業だと思いますので、再確認なんですけれども、主にどんなどを訪問してこの人たちは活動しているのか教えてください。

○佐藤委員長 高根沢係長。

○高根沢介護管理係長 市内の介護事業所、地域密着とか、あとは広域を問わずに訪問に伺っております。そこで、利用者だけではなくて職員の方からも話を聞いたりしています。ほかには、希望があればご自宅のほうに伺って行って、在宅の方への困り事とかいったものを伺っていただいております。電話も数件ありますので、電話で相談なども受け付けております。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 ぜひ、この事業はいい事業だと思いますので、予算はつけてあげてほしいというふうに思います。

今何人ぐらいで活動されていますか。ちょっと今把握している数は。

○佐藤委員長 高根沢係長。

○高根沢介護管理係長 ただいま10名で。

○大野委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め討論を終了し、採決をいたします。

議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

金子委員。

○金子委員 (高齢者の生きがいについて)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 高齢福祉課の皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、ここで高齢福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

◇

◎散会の宣告

○佐藤委員長 これで、本日予定しておりました審査事項は終了いたしました。

委員の皆さんにおかれましては、ただいま説明があったとおり、あす10時より委員会を開会いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の福祉常任委員会を散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 5時30分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成31年3月6日（水曜日）午前10時開議

出席委員（9名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	星 宏 子
委 員	山形 紀 弘	委 員	相馬 剛
委 員	平山 武	委 員	大野 恭 男
委 員	金子 哲 也	委 員	山本 はるひ
委 員	中村 芳 隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

国保年金課長	福田 正 樹	国保年金課長 補佐兼 管理係長	二ノ宮 直 美
国保年金係長	伊藤 陽 子	市民課長	室井 啓 二
市民課長補佐 兼戸籍係長	戸山 みどり	市民係長	君島 忍
子ども未来 部 長	富山 芳 男	子育て支援 課 長	相馬 智 子
子育て支援 課長補佐	岸上 容 子	総合支援係長	青木 朋 美
子ども・子育て 総合 センター所長 （任期付）	菊池 紀 男	子ども・子育て 総合センタ ー（児童家庭 相談担当） 副 所 長	大木 美奈子
子ども・子育て 総合 センター（発 達支援・ひと り親担当） 主 査 （係長級）	長岡 栄 治	保育課長	江連 宣 仁
保育課長補佐 兼児童係長	高橋 美由紀	保育係長	本澤 英 紀
保育係副主幹	相馬 恭 子		

出席議会事務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

〔国保年金課〕

- ・議案第 25 号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について
予算常任委員会（第二分科会）
- ・議案第 10 号 平成 31 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 11 号 平成 31 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 12 号 平成 31 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

〔市民課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 10 号 平成 31 年度那須塩原市一般会計予算

〔子ども未来部〕

- ・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 10 号 平成 31 年度那須塩原市一般会計予算

〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 10 号 平成 31 年度那須塩原市一般会計予算

3. 散 会

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 佐藤委員長 皆さん、おはようございます。
散会前に引き続き、会議を開きます。

◎国保年金課の審査

- 佐藤委員長 それでは、国保年金課の審査に入ります。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

- 佐藤委員長 議案第25号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いします。
福田課長。
- 福田国保年金課長 (議案第25号について説明。)
- 佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
相馬委員。
- 相馬委員 被用者と保険等保険者、これ両方を具体的に説明をお願いしてもよろしいでしょうか。
- 佐藤委員長 福田課長。
- 福田国保年金課長 被用者保険とといいますのは、こちらは会社とかにお勤めになられている方が加入する保険ということで、被用者保険ということでございまして、被用者保険等ということで、被用者保険と保険者ということで、勤めている方が加入している保険にプラスして、国民健康保険組合というのがございまして、こういった厚生労働省から許可をもらった組合の方、一部の方が、そ

の被用者保険の組合に入るものですから、一応、被用者保険等ということで申し上げております。これは高額保険、高齢者の条例です。

ちなみに、高齢者の医療の確保に関する法律というところでは規定されているところがございます。

- 佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
山形委員。

- 山形委員 その委員が4月1日からということなんですが、任期はどれぐらいなんですか。

- 佐藤委員長 福田課長。

- 福田国保年金課長 こちらは、3年という形になっておりまして、1月1日から12月31日で、今回平成31年1月1日から平成33年12月31日までということになっているんですけども。被用者保険等に関しては、4月1日から33年12月31日までということで、なっていたく予定でございます。

- 佐藤委員長 山本委員。

- 山本委員 1人ということで、対象者はたくさんいらっしゃると思うんですが、どんな形で選ぶのでしょうか。

- 佐藤委員長 福田課長。

- 福田国保年金課長 こちらが、国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者の意向を反映するというを目的としていまして、都道府県単位ごとに、被用者保険等連絡協議会というのが設置されております。そちらのほうに推薦を依頼することで、そちらのほうの中で意見をまとめていただいて、こちらの運営協議会のほうに意見を言っただくという形で考えてございます。

- 佐藤委員長 山本委員。

- 山本委員 そうすると、この4月1日ということで、通らなければあれなんですが、おおよそめどは、何となくついている感じだというふうに理解してよろしいですか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。そちらのほうから推薦をいただくということで、内々で打診はしてあるところでございます。

○山本委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないもの認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第25号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会第2分

科会に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長 (議案第10号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第11号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長 (議案第11号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書でご説明いただいたんですが、予算書の182ページで、県支出金の中で、保険給付費等交付金が前年比2億7,800万円ほど増になっているかと思うんですが、この中で、保険者努力支援分というのが1億4,100万になっておりますが、これは、この額についても上がってきているものなんですか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 こちらにつきましては、昨年度がまだ確定していないということで、科目設定という形で挙がったんですけれども。今回、県から具体的な数字が示されたものですから、県から示された数字をそのまま予算計上させていただいたところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 きのう、部長の最初の開会の挨拶のときに、健康寿命の延伸が最大の課題ですというような挨拶をいただいているんですが、これは、この費用というのはそこに充てられるものだという理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 おっしゃるとおりの部分もあるんですけれども、それ以外にも、納付金等にも充てるというところで、目的としましては、健康

増進の目的以外の部分にも回させていただいてるところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません。再度お伺いしますが、この部分については、そうすると、これまでの増減というのははっきりしないということなんでしょうか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 こちらの保険者努力支援金というのが、30年度から始まった部分でございます。今年度2年目というところでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 165ページの繰入金の6款2項1目の財政調整基金繰入金で3億4,015万8,000円が繰り入れになっていますが、これは、やはり、要は国保が不足する分を財調から繰り入れているということではないんですかね。すみません。確認なんですけれども。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 だから、ここに関しては、やはりその年その年で、多分予算なので、ことしはこれくらいが必要であろうと、不足するであろうという予測での計上ということで考えていいんですか。今回は約3億4,000万円ということなんです。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 ご指摘のとおりでございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 この部分、要は29年のときには11億9,300万円で、30年のときには6,000万円と、その年によって計上する、ばらつきがあるのかなと思うんですけれども。そこは、やはりその年その

年の予算の組み立て方によって、若干違ってくるということになってくるんですか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 ここら辺が、若干ちょっと違いの部分が出ていまして、平成29年度までは、市の医療費を考えて税金を集めて、その中からやりくりをしていた部分があるんですけども、30年度になりまして、財政運営の主体が県に移りまして、その辺ちょっと、若干また考え方が少し変わってきている部分ではあるんですけども。

ただ、委員がご指摘いただいたとおり、税金等で足りない部分について財政調整基金を取り崩して納めている部分でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 171ページの県衛生普及費、健康度アップ事業ということで、多分助成をいただいて、フィットネスクラブとか、そういったところに行く事業だと思うんですが、利用者数はどういうふうな感じか。ふえているか、減っているか、その辺はどうなんですか。

○佐藤委員長 係長。

○伊藤係長 同事業につきましては、例年大体100名前後という形で、今年度もご利用いただいているところではございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 今年度もその個人の負担する額と助成額も一緒ということでよろしいですか。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤係長 平成31年度についてということではなかったですか。

そちらについては、消費税の増税がありますので、基本的には一緒です。税抜き、一月当たり5,800円での事業という形で、3カ月継続して行なっていただくもので、利用者の方の負担としま

しては、3割分を計算しまして、負担していただくような形になります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 ありがとうございます。

その下にいきますと、扶助費の委託料、人間ドッグと脳ドッグ。10月の消費税改正に伴い、先ほども課長さんから説明があったんですが、人間ドッグと脳ドッグ、どれぐらいの方々が受けているのか教えていただけますか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 平成29年実績でよろしいでしょうか。

こちら、1泊ドッグが46人、日帰りドッグにつきましては683人、脳ドッグにつきましては121人で、合計852人となっています。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 同じところなんですけれども、人間ドッグ、脳ドッグって予算計上してあって、これを考えたときに、PETなんかは考えなかったですか。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤係長 まだ、そちらまでは想定しておらず、計上とかは全く考えてはいなかったんですけども、今後の検討課題としてやっていきたいと思えます。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 検討課題ということでお願いします。

あと、その上のジェネリックの普及ということで、資料をつくったり、あとは差額の通知はがきを作成したりと、努力されていると思うんですけども。これをするによって、どのぐらい医薬品の減少というか、どのぐらい効果がこれまであったかという数字は出ますか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 こちらが29年度実績で、

形だけの実績になってしまうんですけれども、360万円という形で、幅はあれなんですけれども、減少したということで、国保連合会からのデータでわかっているところがございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないもの認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第12号 平成31年度那須

塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長 (議案第12号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 一応、新規で人間ドッグと脳ドッグということで、先ほどもご説明を受けたんですが、国保で行われているものとほぼほぼ同じことよろしいですか。金額とその辺は。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 ご指摘のとおりでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第12号 平成31年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで、委員の皆さんから何かございますか。

山本委員。

○山本委員 (国民健康保険の事務について)

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 (財政主体が県になることについて)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんからございますか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 国保年金課の皆さんから、何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、国保年金課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部の入れかえため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎市民課の審査

○佐藤委員長 それでは、市民課の審査に入ります。

これより予算常任委員会第2分科会に切りかえて審査をいたします。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

室井課長。

○室井市民課長 (議案第10号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 53ページの住民基本台帳費の中の委託料の、市民課フロアマネージャーについてなんですが、先ほど、10月以降もこのまま続けていくということなんですが、どんな形で委託をしているのか教えてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 前回の委託につきましては、指名競争入札ということで実施をしております、委託者のほうを選定しております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、10月以降もまた競争入札をするのか。あるいは、今までされているところに委託をするのか。その辺はどうなっているんですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 今のところ、改めて指名競争入札、こちらを実施いたしまして、業者のほうを設定する予定でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 入札はいろいろあるんですけども、結果として同じになる可能性もあるだろうとは思いますが、今いる方たち、もう何年かや

ってしまして、那須塩原市のフロアマネージャーとしてなれてきていらっしゃるんだろうと思うんです。それが、その期間が終わったときに、また競争入札をするというのは、お金の面とかそういう意味で、できれば安く済ませたいということかもしれないけれども、その辺で、例えば清掃業務なんかは変わったりしますよね。それと同じように、万が一変わったりするときのリスクみたいなことを考えると、指名競争入札をしなくても、今問題がなければいいんじゃないかなと思うところもあるんですが、なぜその期間のたびに指名競争入札をしていくのか、教えてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 ご指摘のとおり、指名競争入札の場合は、やっぱり内容的にお金だけで比べられてしまうと。内容面で問題が出てくると考えるということではあるんですが、今、こういった窓口業務のほうをやっている業者さんというのが幾つかございます。そういった中から、当然、今現在入っている業者以外にも、しっかりとした実績を上げているところもございますので、そういったほうを比較するというのも含めて、指名競争入札ということで考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 現在のシステムを教えてもらっていいですか。何時間で何人の方がどういうローテーションでやっているのか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 基本的には、庁舎の開庁時間と合わせてございまして、通常ですと8時半から5時15分。トワイライト金曜日につきましては、延長して午後7時まで。通常2人態勢ということになっておりますが、繁忙期の忙しい時期、12月3月、4月ですとか、そういった期間の移動とかが多いような時期につきましては、3人態勢ということ

で実施をしております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その、毎日平常の勤務と金曜日が7時までに関して、忙しいときは3人、普通は2人ということの金額が772万何がしということでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 こちらの委託料につきましては、人件費のほかに、そういった管理運営面での費用負担、そういったものも予算に計上しております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは、契約するとき、来ている人の時給みたいなものは、こちらからは提示はしないんですか。全体でこれだけということが入札をさせているんですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 具体的な時給ですとか、そういったものは特に提示をしてございません。こちらのほうで設計額、大体これくらいかかるだろうということで予算を計上してございまして、それに基づいて指名競争入札を実施しています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、市民課のほうでこの仕事をこれだけやってくださいという業務量を示して、それに対して入札に来た中で、1円でも安いところに頼んでいるということでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 そのようになります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
山形委員。

○山形委員 フロアマネージャーの下のところの受付番号発券機。よく銀行とかで見かけるやつでよろしいんですね。そのものの経費は、年間にどれくらいかかっているんですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 こちらにつきましては、まずリース契約ということでございまして、こちらのほうに保守点検、こういったものを含めまして、年間大体50万4,000円ほど予算計上しております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 それを導入することによって、仕事の効率化が図られているということで認識してよろしいですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 そのようにご理解いただければと思います。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その発券機ですけれども、どれぐらいの数、1日でさばいているのかわかりますか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 平均、ならしますと、大体200から250くらい発券されていると。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、市民課に、いろいろな住民票とか戸籍謄本とか、取りにくる方は、全てあれを利用して、それがあることによって、仕事の効率化が図れて、大体200人から250人いることで、そのために使っているということでよろしいですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 そのようにご理解いただければと思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
山本委員。

○山本委員 同じページの同じところなんです、その上のところに、住基カードが終わるという話なんですけれども。これ終わるからといって、通知をくださるみたいなんです、このカードを持っている人たちに、それがなくなることによって、何か不都合があったり、その方たちに、次はマイ

ナンバーカードにしないと誘導をしたりとか、そういうことをしていらっしゃるんですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 こちらのほうにつきましては、12月の全協のときに、廃止になるということでご説明をさせていただいたわけでございますが、また市民の方に対しては、具体的な働きかけはしてございません。これから周知等図って行って、この1年間で、住基カードからマイナンバーカードへ移行していただけるよう推奨していきたいと思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 12月に説明されたときはわかったんですが、実は私、持っているんです、住基カード。でもなくなるということで、さっさとマイナンバーカードを受け取ってしまっているんですけれども。どのぐらいの住基カードを持っているのかは、ちょっとよくわからないんですけれども。これはお金がかかる話ですよ。郵送したりとか、印刷したりとか。

ぜひ、既にマイナンバーカードを持っている方には、連絡をくれなくてもいいので、そういうところ、きちんと。わかりますよね、どなたがマイナンバーカードを持っているかというのは。その辺のところをきちんとしていただきたいというふうに思うんですけれども。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 マイナンバーカードに移行していただいて、大変ありがとうございます。

住基カードをお持ちの方が、マイナンバーカードを取得された際に、住基カードを返していただくようになります。そういった中で、こちらのほうで住基カードを持っている方とマイナンバーカードを持っている方の把握はできますので、既に住基カードを返還された方については、改め

通知というのは考えておりません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないもの認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形委員 (印鑑証明書発行機について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

大野委員。

○大野委員 (自衛官募集について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かござい

ますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 市民課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。

これで、保健福祉部の今定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体として、そのほかで何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (自殺対策計画について)

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時25分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

—————◇—————

◎子ども未来部の審査

○佐藤委員長 これより子ども未来部の審査を始めます。審査に先立ち、富山子ども未来部長からご挨拶をお願いいたします。

○富山子ども未来部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎子育て支援課の審査

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の審査に入ります。

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

相馬課長。

○相馬子育て支援課長 （議案第10号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、最初にお配りいただきました、子育て支援課の平成31年度予算のポイントというところからお聞かせいただきたいと思いますが、まず、子ども医療費助成金の先ほどの1億5,437万の増は、これは高校生までが対象になったというようなご説明だったのですが、中学校を卒業して高校へ行かなかった方、それから就職した方、そういった方の対応はどういうふうになるのでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 年齢的に説明の中で一般の方にわかりにくいということで、高校生というような言い方をしていますけれども、年齢で決まっておりますので、高校へ行っていない方でも対象

になります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 その年齢は何歳までですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 18歳ということですよ。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、その下に（仮称）子育てコミュニティ広場というふうにありますますが、これは今現在仮称というふうになっておりますが、正式名称になるのは、いつの時期にどういうふうな方法で決定されるのでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 こちらの事業につきましては、オープンが、3月から補正のほうでも説明させていただきましてけれども、まずは選挙が入ります。その中でうちのほうは、その後、場所を設定しまして、オープンのほうは、もしかすると次の選挙を経てその後という状況になってくるかなというふうに思っております。それまでにうちのほうでは、設置条例も6月に出しているところもありますので、そのあたりで決定していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 どういうふうな方法で決定されるのでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 名称のほうは、まだ決定ではないですけれども、例えば応募みたいな形なんかも取り入れると親しみをもらえるかなというふうには、内部では話しております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、その下の子育て環境の充実を図るための計画の策定というふうになっていきますが、その中で、実効性のある計画というふうなことがあります。その実効性のあるというの

は具体的にどういうふうなものをイメージすればいいのでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 今までのプランは実効性がないということではないんですけれども、やはり本当にここ最近、世の中の状況というのは割と変わってきているというところもあると思うんです。少子化も、推定していた想定よりも、急激に今年度になってぐっと減ったとかということもありますので、そういう状況をよく勘案するですとか、就業率が上がってきているというところもあったりします。なので、そういうところもいろいろな状況を勘案して、実際にみんながそうだなと納得していただけるような計画にしたいなというふうには考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 最後になりますが、一番下の発達支援システム費の中の印刷製本と推進計画の印刷ということで、78万6,000円のところに周知というふうに書いてありますが、周知をする対象の方は、これは全市民なのか、それともどういうふうに、発達支援システムの推進なので、全市にということとは余り考えられないものですから、どの辺を対象に周知をするのか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 発達支援システムの推進に関しては、全市民が一応対象ということで考えております。また、この計画書については、例えば今まで話し合ってきた関係者とかということとか、対象になって同意を得ている方とかに中心に配っていくことにはなると思うんですけれども、周知自体は、多くの方に知ってもらうということが一番の目的かなというふうに考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 最後ではなかったです。もう一個あり

ました。

その上の読みあい遊び業務委託費用がありますが、その委託先と委託の内容をもう一度ご説明ください。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 この事業につきましては、今までも発達支援カウンセラーの方を中心にやっていただいていた事業でございます。ただ、うちのほうで発達支援カウンセラーに求めているのは、主に相談を受けていただくとかという業務についてやっていきたいなという考えがありまして、この読みあい活動については、その発達支援カウンセラーの仕事というよりは、別に出して、セットで一つの事業としてやっていこうかなという感じで、委託という形をとったわけなんですけれども、委託に関しましては、そのやっていただいている先生、宇大の先生なんですけれども、その先生を中心にした団体がありまして、そちらのほうに委託を考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません、団体をもうちょっと具体的にご説明ください。団体の説明を。

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡主査 先ほどの宇大の先生を中心としまして、読みあい遊びという、まず、絵本を読んで関連する遊びを体験して、またそれを絵本で振り返って、体験とイメージを一致させて、発達の場というのが、まずこの事業の中身になります。そしてその段階ですけれども、先生を中心に、あとボランティアの方ですとか、あとボランティアで入っている学生さんもいらっしゃいます。そういった方で構成される組織、団体のほうに委託をしたいなというふうに考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうするとこの委託料の支払先は、そ

の先生ということになるんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 先生個人ということではなくて、先生が中心になって組織している団体がありまして、その団体に対して払うという考えでございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 先ほども相馬議員が言いました子育てコミュニティ広場、今回、イオンタウンの那須塩原ということで、商業施設で開催されるということで、なぜそこになったのか、ほかの場所は考えなかったのか、その辺は、なぜその場所を選んだのか教えてください。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 あの場所につきましては、まず、市の中心、どこが中心かといったらいいか、中心になるということで、駅を考えていくと中心の部分になるというところで、まずは中心の中でいい場所が見つかったので、そこという考えで決定しましたところでございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、先ほど言った選挙の後ということに、その終わった後、設置して、6月に条例を設置したら、その後、運営するということがよろしいんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 はい、そのように予定を考えております。先ほども言いましたように、県議選があり、その後に次の7月に参院選の予定があるのかなというふうに思いますので、その後という形になるかと思えます。ただ、準備ができた時点では、それはスポット的に何か事業をやってみるということは、設置条例がなくてもできることなのかなというふうには考えているので、せっかく借りているところですので、無駄にならないよ

うに使っていききたいかなと思っております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その後、例えばまた選挙があるということで、12月に市長選もあって、いつまた選挙があることかわからないというふうに、その辺でコミュニティ広場とうまく連動できるというふうかうまく運営できるのか、その辺が心配なんです。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 実際にその選挙を使う上では、やはり例えばうちのほうでは遊具とかを考えているわけなんですけれども、選挙のスペースにはそういうものは置かないでほしいという、選管のほうとしてはそういう考えがございますので、その場合にはその場所が使えなくなるということが、全部、やっている間、期日前でやっている間は使えないという状況があると思います。そのあたりは十分周知して進めていきたいかなというふうには思いますが、今後、これはまだ決定しているものではないのであれですけれども、例えば、少し入れて遊具が置けないとか、そういう交渉はちょっと事業者さんとはしていきたいかなというふうには思っております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その前のページで、新規で子どもの遊び場マップということで、周知がされていないということで、遊び場マップを作成する新規の事業ですが、遊び場の定義というんですかね、どういふふうな遊び場を考えているんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 うちのほうで遊び場といったときには、スポーツ施設を除いた例えばサロンみたいなものも全て含んでの遊び場というふうに考えております。あとは、例えば都市公園ですとかそういうものなども含めて考えております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 じゃ、今その言われた箇所は何カ所ぐらいあるんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 都市公園で44カ所、それから子育てサロン等で31カ所。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、その足した75カ所を一覧でできたマップが、那須塩原市のマップをつくるということによろしいんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 そうですね、それだけになるかどうかわかりませんが、そういうのを中心としたマップという形で考えているところです。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その下の赤ちゃんの駅ののぼり旗作成ということで、今登録されているのが多分56、7カ所だと思うんですが、その今登録されている施設に、のぼり旗を作成して配布するということがよろしいですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 はい、そういうことになります。そこの部屋まで行けば、そこにシールがあって、赤ちゃんの駅だということがわかりますが、外を通っているときにその施設があるということがわかりにくいというような声が多かったので、のぼり旗を立ててみようかなというところです。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、ほぼほぼ公共の施設なんですけれども、公共の施設にのぼり旗を立てると。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 3割ぐらいは民間の施設になっていると思うんですが、どっちかというと公共の施設はみんなわかっているので、なるべくだったら民間施設に入っていただきたいとい

うところもありますので、その辺は前にも毎年いただいているとおりに、周知をして進めていきたいなと思います。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 巻狩とかに出ている移動式の赤ちゃんの駅のところも、のぼり旗を作成して、わかりやすくするというの作成も入っているということでもいいんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 貸し出し用の1個しかないので、それなんかも一緒に立てるとよりわかりやすいかなというのがあります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 67ページの新しくできるコミュニティ広場のことなんですけれども、1つは、条例ができて、7月の末ぐらいから実際に委託料の委託をかけてするまで、それまでも多分使うことができると思うんですけれども、それまでのそこに来る人の管理をするのがコンシェルジュとシルバーということによろしいですか。先ほどの説明の中で。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 実際に正式オープンするまでは、実際にはそこに人が配置されないような状況になるというふうに思っております。それは工事中ですとかというところで、人が配置されない状況がある。例えば7月末なり8月からオープンするとなったときには、そこにコンシェルジュなりシルバーを、誰かが配置できるような状態をつくっていききたいかなというふうに考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この新規の324万円の委託料というのは、どこにどうやって払って、どんなふうになるのか教えてください。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 うちのほうで考えているの

が、シルバーは委託料ということで考えております。なので、シルバー人材センターに対する委託料、それから、あとはコンシェルジュとかに対して払う金額について、多少はちょっと委託料とは違うところに変更にはなるかもしれないんですけども、人件費として考えているということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 私たち、視察で子どもの遊び場を見たことがあるんですが、そこは建物の中、デパートの中でしたよね。デパートの中の遊び場で、本当にプロの人たちが子どもの遊び場として設置をしているところを見たことがあるので、非常に、そんなに広くはなかったんですけども、おもしろいものがたくさんあって、子どもがそこにいるのを、お母さんたち、それもおもしろそうなところだったんですが、そのイメージとして、このイオンタウンの中にできる広場というのは、そういう子どもが遊ぶのに、ちょっと普通の外の広場とか、今あるものとは違うというイメージではなくて、あくまでも広いところに人がいて、来た人たちがそこで自由に遊んだりいられるというような、そういうところのイメージでいいんですか。ちょっとつかみ切れないんですけども。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 結構、365日に近いだけを開設するというところなんですけど、時間割みたいなもので区切って、基本的にその場所には、遊具がある、それから、ちょっとイベントなどができる椅子や机があるという場所の中で、基本は、いきふれなんかのサロンをやっている、出張サロンという形で、例えば保育士さんとかコンシェルジュさんとかがそこに行って、遊具でお子さんが遊んでいるところに一緒にいて、お子さんを預かるわけではないんですけども、そこで遊ばせてい

る子どもの様子を見たりとか、あとはお母さんたちが相談してくる、それからお母さん同士が話をする、そういう場所になればいいかなというふうに思っています。

その出張サロンなんかのイベントとして、例えば、ただ遊ばせているだけじゃなくて、きょうは体を動かす日とか、そういう何かイベント的なものもやっていければいいかなというふうに考えております。ただ、それが、子育て支援課だけがそのところを使ってやるわけではないので、例えばシティブロモーション課で対応している子育てママ、このマップをつくったママさんたちのグループがあるわけなんですけれども、その人たちがここで何か、例えばワークショップなんかをやる時に、そこでお子さんを遊ばせながらワークショップをやるとかということで、子どもも自由に遊べる、それからお母さんたちも気軽に集まれるというスペースを考えています。

そのために、お子さんとお母さんが来るのを主に考えているので、あそこは、ビッグは結構長い時間やっているわけですけども、お子さんが来るような時間には、子育てに興味がある人とか子育ての知識がある人が配置されるような感じを考えておまして、それ以外の朝早い時間とか遅い時間に関してはシルバーで対応したらいいかなというふうには考えています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 何となくわかるようなあれなんですけど、あそこって商業施設なので、買い物ができたり何か、本屋さんもあるので、ものを見たりということが出来るんですけども、働いていないお母さん、つまり、いつも親子で一緒にずっと子育てをしている方にとっては、子どもと離れる時間というか、そういう時間ですごくいい時間だと思うんですけども、そういうときに、あそこで子どもをちょ

っと30分預かってもらって、じゃ、お買い物してくるねとか、本を買うのにちょっと15分見ていてねとかという、そういうものは全く想定はしていないということですね。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 想定はしていません。ただ、この間うちのほうで、ここのコミュニティ広場ができるので、各課に、どんなものが使えますか、どんなものに使えますかという照会をしたときに、各課だけじゃなくて商工会からも問い合わせがありまして、商工会の婦人部の方とかとお話をさせてもらったときも、やはり一時保育的なところも希望している方は多いんじゃないのという声はいただいています。ただ、31年度の中で、お子さんを預かるという事業についてやる予定はないということです。

○山本委員 了解しました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 75ページの婦人相談費のところ、一番下のところにDV被害者等緊急一時避難支援事業ということで、これはセンターの場所とかそういうあれかなと思うんですけども、どういうところですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 その場所については公表はしていないんですけども、想定としては、シェルターとかではなくて、一般の宿泊ができる施設をうちのほうで決めている場所があって、そこに宿泊をしてもらうという予定で予算化をしているところでございます。

○佐藤委員長 長岡主査。

○長岡主査 一時保護所、避難先、県の施設があるわけですけども、そこと入所協議、必要があるので入れてくださいというお話をするときに、どうしても3時間、4時間かかってしまうんです。

県のほうで受け入れてくれますよという。例えば金曜日の夕方にどうしてもといったようなケースに、じゃ、3時間、4時間待って入れるのかという、どうしても県の施設につなげないケースがあるというために、この緊急一時ということで、土日だけどこかでかくまうというための費用計上です。なので、週明け、また県のほうと相談をして、保護所のほうに入れるのかというものをする一時的な保護というものの計上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それは、じゃ、民間じゃなくて、そういう施設予定があるわけね。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 民間の一般的に、例えばホテルみたいなどころです。安いところで、うちのほうで想定して決めているところがあるので、いざというときにはそこに泊めようかなというふうを考えております。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 じゃ、それと、そのもう一つ上の女性保護団体ということで、これは補助金を出しているけれども、何かもう少し関係を持ってとかいうか、せつかく補助金を出しているから、もう少し強く関係を持ってやっているかどうかということを知りたいんですけども。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 せつかく配置して補助金を出しているので、DVの相談とかに乗ってもらうということもございまして、あとは、うちのほうで研修をやったときに講師を無料で引き受けていただいたこともありますし、あとはDVの計画をつくるときも委員に入っていたりとかということもございまして。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 随時そういう対応をしてもらいたいし、それからまた、現状というか、補助を出しているところの、現状せつかくこれだけ出しているんだから、向こうの人との話し合いというのを強く持ってもらえるといいなという、これは余計なことかもしれないけれども、それがすごく必要かなと思って、これだけ出しているということだね。よろしくをお願いします。

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時23分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
相馬課長。

○相馬子育て支援課長 すみません、ちょっと訂正をお願いします。

先ほど73ページの3款2項4目の子育て支援費の子ども・子育て総合センター総務費で、30年度の差額について17万3,000円と申し上げましたが、11万円の誤りです。失礼いたしました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
山本委員。

○山本委員 74ページから75ページにかけてのひとり親家庭の支援費の中で、一番最後のこの扶助費のいろいろ先ほどご説明をいただいたところなんですけど、毎年思うんですけども、実態としてひとり親の、多分女の方が多いだろうと、お母さんというか多いだろうと思うんですけど、多分これを受けると、そこに行っている間お金をくれるようなシステムがあったと思うんですけども、実態として1年とか2年とかで資格を取って、その後は生活が少しは安定するにしても、現実その

通う1年とか2年というのはなかなか大変なのではないかなと思うんですけども、この扶助費の、先ほど7人を5人にしたとか7人を10人したとかとあったんですけども、何年か見ていくときに、こういうもののニーズというのは高くなっているんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 すみません。例えばその高等職業のほうですけども、そちらだと先ほど言ったように看護師だとか准看で、受けた人数だと、27年が5人、28年が11人、29年が8人、30年が7人、31年が5人というような形で、ちょっと28が急激に多かったのであれなんですけど、なかなか決心して受けることにはなると思うので大変かなとは思いますが、ある程度やりたい、資格取りたいという方はいるのかなというふうには思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 いつでしたか、北海道のどこかにやっぱり視察にみんなで行ったときに、貧困とかから抜け出すために、やっぱり市に仕事をもらって、あれは生活保護の話でしたっけ、そうですね、やっぱり自分でお金を取るというようなことを若い方ほどやってもらいながら自立をしていくんだというところを見たんです。あれどこでしたっけ。

〔「釧路市」と言う人あり〕

○山本委員 釧路ですか、そうだ。

そういうことで、これは別に生活保護の話ではないんですけども、ひとり親の方というのは下手をするとそういうふうになってしまう可能性があるところに関して、やっぱりせつかくこういう国が4分の3出してくださる制度があるようなので、ひとり親の方にこういうことが将来の安定した生活だということ、減らないようにというんですか、そういうやっぱり働きかけを市のほうで

強くやっていただくことが、先々のやっぱり税金がたくさん使わなくなるというか、自立して生きられるようになっていくとお子さんにもやっぱりいいことではないかなと、こうつながっていくと思うので、ここら辺の扶助費につきましては減っているから減らすとかではなくて、ぜひ多くなって、いいモデルがあればそういうものも言っただいて、途中でやめないで資格を取っていただくというような努力はやっぱりしていただきたいかなと、これは要望で思っています。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 すみません、ありがとうございます。

こちらの事業については、なるべくジャンプアップしたい、多くの方に受けていただきたいということで、PRをやっぱり強化していかないきゃいけないかなというふうに思っています。

36カ月受けることができるということなので、3年を通しての、年をまたいでやるということがあるので、昨年度受けていた方は継続でとかという方を見込んだりして金額は、人数は変わっていったりという面もあるんですが、なるべく多くの人に受けてもらえるように。

大体入学が4月とかと決まっているので、事前に相談を受けて、受ける方とかはわかるという状況にはあるんですが、途中で入れる場合もないとも言えないので、なるべくPRは進めていきたいなと思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 すみません、先ほど金子さんが言った部分なんですが、ちょっとお聞きしたかったんですけど、DV被害者の緊急一時避難支援なんですけど、大体毎年金額はそう変わりはないと思うんです、この8万円だったと思うんですが、実

際のところはこの、何というんでしょうか、一時避難する方は人数的にはふえてはいないということで、毎年決まった予算額の中になっているということではないんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 一応セーフティーネットとしてとってはあるんですが、今までのところ利用者はいない状況です。緊急、何かあったときのためにとっているという形になります。

○星副委員長 わかりました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

ありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

山本委員。

○山本委員 どこだというんですか。

討議したいです。

中身を言うんですか。

○佐藤委員長 そうですね、何について。

○山本委員 今度できる子育ての新しい広場、そこについての。

○佐藤委員長 子育てコミュニティ広場。

○山本委員 のところについて、66ページの部分について委員間討議をしていただきたいと思います。

○佐藤委員長 ただいま山本委員から子育てコミュニティ広場、子育て広場についての委員間討議を行いたいとの発言がありましたので、これより委員間討議を行うことといたします。

ここで暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

なお、再開前に再度入室いただきますので、控室となっている第3委員会室で待機をお願いいたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 3時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 子育てコミュニティ広場のことなんですけど、どういうコンセプトを持って、やると5年間ですよね、どういうコンセプトを持ってこの運営に携わっていくのか、その辺をお伺いします。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 子育てコミュニティ広場につきましては、何でしょうか、これは遊び場だということではないかなというふうには思うんですけども、新しい試みとしてこれ入れたものであって、遊び場的な要素も含んでいるし、サロンのような要素も含んでいるし、それから市の周知活動も含んでいるしということで、複合的にやる場所としてここを設置するということになっております。

前からお話があるように、市にも遊び場がほしい、あったほうがいいんじゃないのというようなお話もあったかとは思いますが、それについていろいろうちのほうでも、内部でも検討しております。例えばこれからつくっていくような新しい施設で複合的にあるといいという場所については、例えば子どもが遊ぶスペースをつくっていくという遊び場を設置していくという方向は考えているところでございます。

それから、マップとかも言いましたように、サロンなんかについても、遊び場の一つとして市全体でいろんなところにあるべきものだという考え方もあるので、小さいもの、それから複合的にいろいろ活用できるものについて設置を広げて周知していくということは考えています。

あとは、例えば一般的にお母様方が思い描いているような広いところとかについては、例えば民間力を活用するとかということについては検討を進めていくというふうには考えているところです。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 コンセプトという、だいたいわかりました。複合的な施設という中で、その複合の中にもどうも私が納得しないといったらちょっとあれなんですけれども、選挙のたびに、この5年間、あと何回選挙があるかというときに、子どもとその複合施設と選挙というのは、ちょっとなかなかちょっと住み分け的に難しいのかなと、その辺がすごい懸念されるんですけども、その辺、改めてどのように考えているのか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 あそのイオンのスペースにつきましては、確かに選挙のときに遊ぼうとして来た子が使えないというような懸念はもちろんあるかなというふうには思っているのですが、先ほども言ったようにまだ決定とかはしていないんですけども、お子さんがいっぱい集まるような状況であれば、例えばほかにもちょっとあいているスペースがあるので、そっちに少しその日だけ遊具を移動してとかということができないかという交渉はしていきたいなというふうには思っていますが、その複合的といったものの中では、ビッグだけじゃなくて、例えば新しくできる今度のできるような施設に関してもそういう子育てのスペースを入れていくというような形で、複合的な活用というのは図書館があったり遊び場があったりという、何かいろんな複合的な遊び場として設置していきたいなという考えはあるということなんです。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、大体わかりました。

このコミュニティ広場が大盛況になって、選挙

のたびにどかすということも、選管の中で今後5年間やっていったときに、これだけしているんだからちょっと、選挙はちょっと違うところでやってくださいというふうなことも言えるようになればいいんですけども、そういうふうなことはあるんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 5年、契約の期間は5年だということもありますので、1年目はこういうことで予算化はさせていただいていますけれども、もちろん検証させていただいて、これの使い方について、こういう部分が使いにくいとかそういうのはもちろん解消していく方向では考えたいかなというふうには思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 具体的な話をすると、これ一応5年と1カ月ということで予定しているんですが、その5年というのはそんなに遠い将来ではないので、その後の考え方について教えてください。子どもの遊び場ということでの。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 先ほども申しあげましたように、遊び場については今年度中に方向性は示しますよということは議会の中でもお話をさせていただいて、庁内合意はまだ取っていないので、合意をとった段階でお話はさせていただこうかなというふうには考えておりますが、どんな、那須塩原市としての遊び方、遊び場についてはこんな考え方だということについては、議員の皆様にもお示しできるような形を考えていきたいと思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、子育て支援とか子どもの発達のために、子どもの屋内の遊び場を充実していくという方向性については、そういうふうに、

細かいことはともかくとして、考えているというふうに受け取ってよろしいですか。

○佐藤委員長 部長。

○富山子ども未来部長 子どもの遊び場の今後の方向性ということでございます。

先ほど相馬課長のほうからもいろんな、やっぱり今年度を目途に遊び場の方向性というか研究を、結論を出すというところまでございまして、3月にうちのほうで庁議のほうにかけていきたいというふうに思っております。

その中で、まだ庁議これからかけるんですが、大きな方向性としましては、公に、市がつくる場合、今後いろんな図書館とかそういうのをつくっていきますけれども、そういうような公共施設を整備する際に、そういうキッズスペースのようなものがつくれないか、そういうものを検討していきたいというふうには思っております。

あとは、民間活力とかそういうものも使っていないかというようなところで基本的に考えておりますので、子どもの遊び場というか子どもの子育て支援環境、そういうものはもう拡充していきたいというような方向で考えているところでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

平山委員。

○平山委員 今、話出ましたとおり、先ほどの委員間討議の中でいろいろ出まして、要はこれ子ども未来部だけで全て解決できるという問題ではないので、しっかりとその辺、先ほどの部長の答弁にありましたとおり課を横断してやらないと、これ子どもだけでこんなにかいのつくるとかできないので、遊び場プラスいろんな複合的なことがあるので、その中でやっぱり子ども未来部としては、我々はこういう、子どもたちのためにもこういうものが必要だと、そういう中で、こうしていると

きには最低こういうことだと。

今回のことも、やっぱり選管がどうしても入っちゃうというのは、これは市のいろんな予算の関係ですから、先ほど言ったように試験的にやってみて、ちゃんと意見を言って、そのスペースは子ども優先ですから、そういうところでそういう意見をきちっと言っていただけるか。その高みの、ちょっと将来の、将来子どもをあれするための、それをあれしながら計画をするような指針はひとつ部長のほうからも、部としてもこういうことだということで、その庁内の会議があったときに、ここはこれ、将来はこうという話もぜひひとつ課をというか部を横断した話になるようにご意見を言っていただければありがたいなと思っていますけれども。

○佐藤委員長 富山部長。

○富山子ども未来部長 大変ありがとうございます。

先ほど申しました3月に報告書、庁議のほうでちょっと了解をもらった後に、また委員会の皆さん方に、何か協議会とかそういったような形でもしよろしければちょっと集まっていただいて、うちのほうからもちょっと説明させていただける機会をいただければ大変ありがたいなと思っていますので、もしそんな機会いただければ、そのときに説明をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

○中村委員 那須塩原市、本当に少子化の中で子どもの出生率がそんなに落ちていないというようなことで、年間1,200人ぐらいの数年前までは誕生されていた中で、だんだん現実は今1,000人切っているという中で、少子化が非常に進んでいると。

そういった中で、何とか策を打たなきゃいけない

いということで全庁を挙げてこれ人口減少に取り組んでいる中で、そしてその中で子育てというのを大事にしようということでいろんな施策の中でお金もかけてやっている中で、その中でトコトコがオープンしたときに、あそこオープンして大田原の方が、那須塩原市の人が使っていて自分たちで使えないよなんて冗談も言われたぐらいに本市の方が利用されているような施設を、そのぐらいうちのほうでなかったということもありまして、今回、このような子育てコミュニティ広場、全天候ですから、屋内ですから、本当にうれしいなという気持ちでいっぱいだったんですが、よく今お話を聞いてみたら、何か集いの広場の3番目ぐらいの施設のように感じられるようなものを考えているのかなというものととられるものですから、そういったものをやはりやって居場所づくりを考えていただいているというのも、いい形にはなっていると思いますが、やはり那須塩原市11万6,000の中の子育て支援をどう今回やっていくかという大きな視点に立った中で、やはりこれが一つのスタートの中で、将来こういうものが想定されますよとか、そういった計画をしっかりとつかんで、やはり他市からも県外からも定住移住したいと、子育てをしながらここで暮らしたいんだとか、教育も受けたいんだとかと、よく教育部も頑張っているようでございますので、そういったまちづくりを今那須塩原市でやっている中で、やはり子ども未来部としては、子育ての、子どもたちの居場所を総合的にどうするんだというコンセプトをしっかりと立てて、やはりそういったものに将来向かっていけるものの日常の中の一つの、この子育てコミュニティ広場を運営されて、ここから勉強して、いろいろなものつかんでいって、将来こういう皆さんに喜ばれるような施設を、民の力をかりてもいいし、そういった計画をしっかりと構築

していただけるひとつの基礎なのかなということ
を考えれば、私はすばらしいと思うんですが、
今、るる考えますと、いろいろな面で選挙のとき
は、ちょっとあれよとか、いろいろありますので、
やはりそういったものこそ、建てる人の中で、
一つの準備期間なのかなというものであれば、私
はいいのではないかと思うのですが。

やはり、そういった将来の子どもたちに私たち
は何をしてやれるかということが第一であります
ので、そういったものをしっかりと構築するた
めの一つのステップですということで、やっていた
だけならばありがたいなという気がしますので、
その点をよろしくお願ひしたいと思うんですが、
どうでしょうか。

○佐藤委員長 富山部長。

○富山子ども未来部長 ありがとうございます。

今回、コミュニティ広場、先ほど課長も申しま
したが、ちょっと複合的な部分もございます。遊
び場だけではないというところがありますので、
そのアンテナショップ的な使い方とか、あとはサ
ロンへつなげていくと。要するに、今までサロン
目的に来ている人は、もう来る人は来る、でも来
ない人は全く来ない。その間の人をつなげていく
というような役目を持った施設でございます。

その中で、遊び場的にも使っていきますし、そ
の中で、今、議員さんから言われたように、検証
しながら、その次に、では皆さんが、その中でア
ンケートなんかもとってくるようになると思う
んですが、そういったものを取りながら、では次
はどんなものが必要なのかというようなところで、
ちょっと検討させていきたいというふうに思っ
ております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 なければ、子育てコミュニティ広場
について討議すべき点はございますか。

星副委員長。

○星副委員長 今のさまざまの質問の中で答えてい
たいただいた中で、もう一度、ちょっと討議をし
たいと思います。

○佐藤委員長 ただいま、星副委員長に、子育てコ
ミュニティ広場について……。

〔「討議必要なんですか」と言う人あり〕

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

○佐藤委員長 では、これで議員間討議を終了する
ことにいたします。

再開 午後 3時38分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑はないようですので、質疑を終
了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 それでは、議案第10号 平成31年度那
須塩原市一般会計予算につきましては、賛成をし
たいと思います。

ただし、先ほど来出ておりました子育てコミュ
ニティ広場の管理に関しては、たくさんの意見が
出ましたので、私たちとしては、今後の3月にこ
れから出てくる計画を待ちたいと思いますし、5

年間という限定ですので、将来に向けての考え方をしっかりとしていただき、子どもの屋内の遊び場については考えていただきたいということを申し添えまして、賛成といたします。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 子育て支援課の皆さんから、何か。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時45分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎保育課の審査

○佐藤委員長 それでは、保育課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

江連課長。

○江連保育課長 （議案第10号について説明。）

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時51分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 恐らくここだったと思うんですが、67ページの保育園管理費、保育総務事業の中で、このポイントで新規事業として掲げられている作新大学との連携事業、この事業に対する具体的な予算はどこにあるんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○江連保育課長 事業に対する具体的といえますか、パンフレットだけ作成するということで、計上させていただきます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、それは新規事業の保育施設案内パンフレットということですか。

○江連保育課長 はい、7万2,000円。

○相馬委員 はい、わかりました。

そうすると、これは作新大学の構内というふうになっておりますが、どういう場所でどのような説明会を誰が行うのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 市内の民間の保育所、幼稚園、認可園等もお声がけをして、可能であれば保育施設がそれぞれ行きまして、ブースなどを設けて、それぞれの説明会が学校内でできればと考えておるところなんですけど、まだそこまで細かいところは調整に至ってございません。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それで、保育課としては、これに対する成果というのは、どういうふうに判断する予定でおるのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 まずはPRということで、当然、来年度卒業予定の方、プラスアルファ在校生といえますか、要は1年生も含めて、まずは市の保育施設、どんなところがあるんだというのを知っていただくというので、選択肢の一つに那須塩原市の保育園、幼稚園、認可園をちょっと頭に入れていただきたいというところもあって、PRを兼ねての就職説明会というような内容にしたいと考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。そうしますと、実際に採用する人数目標等は考えていないという理解で

よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 時期が6月半ば過ぎというところで、実際、各保育園等々と会議の中で、その時期には過去、採用人数というのはなかなか難しいというところが正直ございました。そうはいいながらも、もう7月の頭になりますと、宇都宮市とか県レベルで説明会が始まってしまうものですから、できればその前に開きたいというようなことで、予定してございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 1つだけ、各保育園、去年もちょっと聞いたような気がするんですが、さくら保育園だけガス代だけなんです。ほかのところは上下水道と電気入っているんですけども、なぜ、このさくら保育園はガスだけ。いきいきふれあいセンターからいただいているということでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 お見込みのとおりでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員。

○大野委員 68ページの保育園管理費、3001事業のところで、賃借料で、わかば、いなむら、三島保育園用地とあるんですが、すみません、これ、各々幾らか教えてもらえますか。

○佐藤委員長 係長。

○本澤保育課係長 保育園の賃借料なんですけれども、わかば保育園が229万579円。それから、いなむら保育園が108万5,593円。それから、三島保育園が315万5,530円。合わせまして653万2,000円予算計上しています。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 結構大きい金額なんですけれども、い

なむら保育園はいつまでこの賃借料というのは払う予定。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 契約につきましては、本年度で一旦切れるような予定でございます。そうはいいまして、廃止しても建物等、除却しまして、返すまでにまだ期間があるということなものですから、来年度早々に、今年度中ですが、更新をする予定でございます。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 更新というと、また何年か、要するに建物を壊す費用、ちょっといろいろあるかと思うんですけども、また何年か借りるような感じになってしまうんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 建物の解体をして更地にしてお戻しするのには、1年は見なくてはならないということもございます。

ただ、来年度の予算には、解体費用については計上してございませんので、最低でも2年間はお借りするような形かなと考えております。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 わかりました。

あと、わかば保育園の約229万。そこに多分ほかの分と合わせて170万ぐらいの賃借料があって、結構でかい金額なんですけれども、将来的に民営化を目指して頑張っているいろいろ検討されているかと思うんですけども、やはりすごく大きな金額なので、今どうのこうのしろというのは、なかなか難しいかと思うんですが、やはり代替え地を探しているというお答えをずっと聞いてるんですが、なかなか見つからないということであれば、やはり毎年大体400万ぐらい地代がかかってきて、10年で4,000万、20年で8,000万という、本当に大きい金額だと思うので、検討していったほうがよろ

しいのではないかというふうには思うんですが、そういったことは考えられないのでしょうか。

○佐藤委員長 富山部長。

○富山子ども未来部長 わかばについてでございます。賃借料を払っているよりも買い取ったりとかしたら、賃借料払っているほうが金額的にはかなりの金額になるというところでご指摘いただいたところ です。

確かにわかば保育園につきまして、民営化と同時に移転というようなことで今現在、移転先というものを検討しているといえますか、移転先を探しているところでございます。なので、そちらのほうの移転先について、ある程度、この後何年かでちょっと交渉したいというふうなところはあるんですけども、その辺のところでは保護者さんとも、ちょっと今後協議していきたい。ただ、協議するのにもちょっとまだ時間がかかるかと思うんですけども、一応、今のところでは、ほかのところへ移転していきたいというふうに思っているところでございます。

あと、先ほど、いなむらのほうの保育園の用地もございました。こちら、建物を解体して返すというようなところなんですけれども、今現在、表土除去をしたものが、ちょっとその保育園の中に埋まっているといったところもございます。今、那須町のほうで実証実験というものもやっておりますので、ちょっとそちらの実証実験の結果もちょっと見たいというものもございます。また、地主さんとしては解体した後は返していただいて、それを売却したいというような意向があるということとはちょっと伺っております。

なので、ちょっと来年は解体も、その後ちょっと解体しますが、その実証実験のほうもちょっと見ながらやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 了解しました。土の問題とかいろいろあるんでしょから、理解は一応しました。

同じこの保育園管理費の中で、先ほど新規事業の中で、いなむら保育園のエアコンを引き継ぐということで、5つぐらいあって、ちょっと細かいことで申しわけないんですけども、ひがしなすの保育園にはエアコンの移設の費用はあるんですけども、ほかのところには計上がないので、それはつけないんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 先ほどご説明しましたように、いなむら保育園の比較的新しいものを5台、各園に移設するわけなんですけど、それとは別にひがしなす保育園につきましては、この夏、かなり温度が上がって、なかなか冷えないというところがありましたので、中での移設と増設をするために、ひがしなすはひがしなすでちょっと別に予算を取っているものでございます。それ以外の園については、単純にないとか、そういった理由で、いなむらから、せっかくあくので移設するというような内容になってございます。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 ひがしなすの保育園のところの運営費の中には、エアコン移設ということで39万円というふうに先ほどご説明いただいて、この5台のうち1台がひがしなすのほうに行くわけ。あと、なべかけとさくらとさきたまと三島に1台ずつということで、取り付け費、要するに使っていたものを外して、ほかの園に持って行って取り付けるといってお金は、経費かからないという理解でいいですか。

○江連保育課長 それが、この5台分の工事費でございます。

○大野委員 理解しました。申しわけございません。

この113万9,000円の中に入っているということで、申しわけございません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかの委員の皆さんから何かございますか。

大野委員。

○大野委員 (幼児教育無償化について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんからございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 保育課の皆さんから何かございませ

んか。

〔「ごさいません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、保育課の審査を終了いたします。

これで、子ども未来部の本定例会における審査は終了となりますが、子ども未来部全体として、そのほかで何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で子ども未来部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

これで本日予定をしておりました審査事項を終了いたしました。

委員の皆さんにおかれましては、あす10時より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

—————◇—————

◎散 会

○佐藤委員長 以上で本日の福祉教育常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時07分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開議

出席委員（9名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	星 宏 子
委 員	山形 紀 弘	委 員	相馬 剛
委 員	平山 武	委 員	大野 恭 男
委 員	金子 哲 也	委 員	山本 はるひ
委 員	中村 芳 隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教 育 部 長	小 泉 聖 一	教育総務課長	平 井 克 巳
教育総務課長 補 佐	北 村 議 徳	総 務 係 長	菊 地 直 路
給 食 係 長	小 高 久 美	学校整備推進 室 長	加 藤 正 之
学 校 整 備 推 進 室 主 査 (係長級)	中 山 和 成	黒磯学校給食 共同調理場長 兼業務係長	松 本 仁 志
共英学校給食 共同調理場長 兼業務係長	佐 藤 和 徳	西那須野 学 校 給 食 共同調理場長 兼業務係長	小 林 一 惠
学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	小 泉 秀 夫	学 校 教 育 課 副参事兼英語 教育推進室長	山 本 幸 子
学 校 教 育 課 長 補佐兼学校支 援教職員係長	洪 井 尚 子	学 校 指 導 係 長	相 樂 尚 志
児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 児 童 生 徒 係 長	大 森 美 香	生 涯 学 習 課 長 兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	室 井 勉
生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 文 化 振 興 係 長	小 池 久 史	生 涯 学 習 課 主 幹 (任期付)	吉 村 敏 昭
生 涯 学 習 係 長	吉 田 和 則	文 化 振 興 係 主 査 (係長級)	石 井 敦 史

青少年係長	田 中 望	那須野が原 博物館長	松 本 裕 之
黒磯公民館長	広 瀬 範 道	スポーツ振興 課 長	織 田 康
スポーツ振興 課長補佐兼 管理係長	岡 孝 子	国体準備室長	佐 原 勝 美
国体準備室 主 査 (係長級)	大 島 彰		

出席議会事務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

〔教育総務課〕

・議案第41号 那須塩原市小中学校適正配置基本計画（第二段階）について
 予算常任委員会（第二分科会）

・議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算

〔学校教育課〕

・議案第42号 那須塩原市いじめ防止基本方針の改定について
 予算常任委員会（第二分科会）

・議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算

〔生涯学習課〕

・議案第24号 那須塩原市公民館条例の一部改正について
 予算常任委員会（第二分科会）

・議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算

〔スポーツ振興課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算

3. 散 会

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

- 佐藤委員長 皆さん、おはようございます。
散会前に引き続き委員会を再開します。

◎教育部の審査

- 佐藤委員長 これより教育部の審査を始めます。
審査に先立ち、小泉教育部長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。
小泉部長。
○小泉教育部長 (挨拶。)
○佐藤委員長 ありがとうございます。

◎教育総務課の審査

- 佐藤委員長 それでは、教育総務課の審査に入ります。

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

- 佐藤委員長 議案第41号 那須塩原市小中学校適正配置基本計画(第二段階)についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いいたします。
平井課長。
○平井教育総務課長 (議案第41号について説明。)
○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
山本委員。

- 山本委員 児童生徒の今後の6年間の推移を見ますと、やはり大貫小学校と横林小学校は明らかに減っていくという事は見てとれます。

ご質疑の中でも、ここに書いてある方は全てその区域の学校に行くかどうかはわからないということであれば、もっと減っていくということも考えられると思うんですけども、この計画の中においては、先ほど説明がありましたように、2023年の4月に義務教育学校を開校するのに合わせて2つの小学校を閉校するという事になっているんですが、これだけ子どもが急激に減っていくということからすると、先に大貫小学校と横林小学校を閉校にして、関谷小学校なりご希望のところに入っていただいて、そして小中を一つにした後に義務教育学校にしたほうが子どもの教育という観点から考えると、いいのではないかなというふうに思うのですが、そうではなく、同じ形で同時期に閉校と開校にしたということの説明を少しお願ひしたいです。

- 佐藤委員長 平井課長。
○平井教育総務課長 山本委員からご質問いただいた件ではありますが、確かに児童生徒数が今後は減っていきます。その2校は特にとということで、一日も早くというのは、今後あるかと思ひます。
今回考えましたのは、どういった形がその地域と申しますか、今回の対応でいいかというところから、義務教育学校という選択に至ったわけなんですけど、学校をなくすということに対しては、やはり地域としましてはかなりの抵抗を感じているようなところは、私どもも説明会をやっている中で感じられました。その中での意見としましては、やはり統合ではない、新たな学校をつくる、そういったことで進めてもらえないかというようなお話もいただいたところなんです。

実は、こちらの質疑の①の12番には、委員から

お話しいただいたことに類似するようなご意見をいただいております。横林小も減っているのに大丈夫かというようなところではありますが、そのときにもちょっと説明会ではお答えさせていただいたんですけども、あくまで計画としてはこの形で進めたい。新たにつくった学校で進める。ただ、現状はなかなかそうもいかないところもあるかもしれません。私どものほうとして考えているのは、まずはスムーズに移行できるように準備ももちろんありますが、子どもたちの交流をさらに深めていく。いわゆる学校間の交流になりますけれども、現状でも小中一貫教育の中で取り組んでいるところですが、そこをさらに入れていきたいなというふうに考えております。

そういったところで進める中でも、やはり地域、保護者からご意見が出れば、そういった義務教育学校の設立を待たずに柔軟な形では対応するところも含みとして考えてはございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、この12番に書いてある一番最後のところなんですけど、なお、保護者等から実情を踏まえ、前倒しの統廃合等要望があれば、個別に検討していきたいと考えていますという、この個別にというのは、大貫小、横林小、個別にという意味でよろしいわけでしょうか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 その個別にということですが、学校単位ということでお考えいただければと思います。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 私も一度説明会を見に行かせていただいて、いろんな方が来ていらしたと思うんですけど、これだけの説明会をして、だんだん意見としては肯定的なものがふえてきたということで、説明によって納得していらっしゃる方も多いということ

はよくわかります。

確かに子どもたちの交流をすることによって関谷小に移行するものはスムーズにいくだろうというのもわかる場所なんですけれども、やはりどんなに近い学校であっても、ふだんは例えば来年の予定ですと、1年生1人しか入らない。たった1人で、今複式学級をするにしても、お子さんの成長を考えたときに、それでいいのかなというのをどうしても考えてしまいます。

いろいろな事情もあるし、地域の方の学校に対する思いというのも、多分その地域を考えたら強いんだろうと、町なかよりも強いんだろうということもわかるんですけども、ぜひ十分に考えて、十分に皆さんの意見を聞きながらつくったものですので、これで進めていただいているとは思いますが、この12番の最後に書いてあるように、保護者の方のほうから、やはりこれでは子どもにとってよくないのではないかというようなことが出てきたときには、各学校ごとに本当に真剣に考えていただいて、計画では同時進行だけれども、1年早く統合して、閉校して、その後、一緒になるんだよというようなことも含んでいただいて進めていただきたいなというふうに思います。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 本計画を進めるに当たりましては、説明でもちょっと触れさせていただきましたが、新たな学校づくりというところもございまして、地域住民、保護者とは連携を図ってまいります。その中で、やはり今、委員からご意見いただいたような内容が出れば、あわせてそういったところも含めて協議を進めていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 塩原小中学校が施設一体型で義務教育学校ということで、もう開設して10年たちますけれども、今現状を見たときに、あれだけ立派な校舎を建てて、でも、だんだん生徒数は減ってきているという課題が1つ。もちろん地域の方と密着をして、英語にもとても力を入れて、取り組みはすばらしい取り組みをしているけれども、今の現状を変えることができなくて。また、そこに加えて、関谷ももちろんだんだん人口減少の波がとめられずにはいるんですけれども、施設型の小中一貫校ということで、施設、体育館とかもつくり直すようでしょうし、いろいろ校舎なんかもつくり直すようになるとなると、やはりそこにはお金がかかってくることであります。

やはり塩原小中学校の二の轍を踏ませたくないというか、踏みたくないというか。むしろ人を呼び込めるぐらいの学校をつくっていかないと、何のためにここでこんなお金がなくて、みんなもう税収も下がっている中で、こんなに立派な学校を建てて本当によかったのかということ、後々まで何か悔いが残るようなこと。せっかく新しい出発で新しい学校をつくって、さあやろうと出発するのはいいんですけども、だんだんそこが呼び込めないというか、特認校の枠から外れずにいってしまうと、結果、また少なくなっちゃって三島に吸収されてしまうということがあっては、やっぱり校舎をつくった意味もなくなってしまうということも考えられなくはないんですね。そこが一番危惧するところで。

建物はもちろんハード面の整備もとても大切で、私もずっと関谷小学校にプールをつくってはどうかという提案はしてきた一人ですので、施設の充実を図るといのはとてもすばらしいことではあるんですけれども。これは教育委員会だけの課題だけではなく、やはりスクールバスだったりとか

地域のプロモーションというんでしょうかね。そういった地域づくりをどうするのかという、もう全小一体の中での関谷のまちづくり、地域づくりをどうしていくのかという部分もしっかり考えていかなければいけないと思いますし、あと、義務教育学校をスタートするに当たっては、しっかりとしたコンセプトも打ち立てながら、魅力ある学校をどのようにつくっていくかという、そのソフト面の核がしっかりしていないとだめだと思うんですね。それを今後どのようにつくり上げていくのか。今考えている、地域の皆さんと考えてつくっていくということを地域の説明会の中でもおっしゃってございましたけれども、今現在の考えは、どのような感じなのかちょっとお聞きしたいんですが。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 今お話しいただいた塩原小中なんかも地域的なところというのもあろうかと思うんですが、新たな学校づくりで、今どういったことを考えているかというところなんですけれども、進め方としては、ちょっと触れましたが、準備委員会というものをこの計画がご承認いただいた後に、できるだけ早目に立ち上げていきたいなと。準備委員会は何なんだと言いますと、新たな学校づくりというところの基本となる組織になってくるかなと思っております。そこに地域の方、保護者の方、参画いただいた中で、やはり一番どうしていく、魅力は何なんだといったときに、教育委員会、例えば学校と考えたものは、イコール保護者が考える、子どもが考える魅力なのかというふうに、つながるかどうかというところでありますので、そういったところを保護者、地域との協働によって、こういう学校いいよねというものをつくっていければな。正直、今の箒根中学校区の学区から三島中学校に行かれている生徒もおり

ます。距離の問題とか、あとは部活動の問題とかありますけれども、まずはその魅力を感じてどうなるかというところでいけば、中学校区内の子どもらが行きたい、ほかの学校に目が行かないという学校づくりというものをしていかななくちゃならないのかなど。それは、先ほども申し上げましたが、教育委員会、学校だけでできることではございませんので。そういったものをきちんと土台を地域の住民、保護者と築いていった中で、さらには地域から求められる学校であれば、地域外からもあの学校いいよねということに来ていただけるような形にもつながるのではないかと考えております。

まずは土台をつくる、そういったところからは地域、保護者との協議といたしますか、新しいものをつくるんだという共通の認識の中、進めていくことが大切かなというふうに考えています。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 協議会の中でこれから話し合っていくということなんですけれども、多分ほかの協議会に入ってくるさまざまな関係者の方々、地域の方、保護者の方とかと、委員会になりました、会議には参加します、じゃ、会議が始まりましたといっても、考えるベースとなるもの、例えば小中一貫校をやったときに、こういうふうに新しい学校をつくって成功したよ、これはこうだよ、ここはこうだよというのをある程度示していかないと、全然予備知識がないまま、さあ何しましょうといっても、どうしたらいいのになってしまうというのも現状あると思うんです。

そういった中で、何かこう、教育委員会の部分ね、示せるような土台となるようなもの、ベースがあるのかどうかというところも確認したいんですけれども。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 もちろん進め方としては、案的なところですね、案というか、こういう感じのものをほかのところでやっていますよとか、こういうのはいいと思いますというものは示さないと、そこから全然進んでいかないと思ってまして、現在、庁内、教育委員会事務局内の4課になりますが、この中の魅力化プロジェクト委員会というものをつくりまして、担当者レベルですけれども、どういったものいいかな、どういったものが考えられるかな、ほかのところではどういう取り組みしているかなというものを意見を今ぶつけ合っています。そういったものをいわゆる教育委員会事務局側としては用意した中で、いろいろ話の材料として利用できればなというふうに考えています。

また、その準備委員会なんですけど、準備委員会の下に部会をいろいろつくっていききたいなと思っています。例えば要望、意見でも出ていますが、スクールバスどうすんだというのも非常に关心高いところがありますけれども、それはそれに特化したもの。地域との連携は、それに特化したもの。それをおのおの部会で煮詰めていって、最終的に準備委員会でまとめていければなというふうに思っています。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 すみません、今、何か出ている話の中で具体的にこんな話し合いをしているというのは説明できるのでしょうか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 もちろん今煮詰まっているというものはないんですが、ただ、義務教育学校ならではの取り組みが可能なものというのが、やはり学習の教科の過程でちょっと柔軟な、国への手続がそれほど要らずに変えられるとか、そういう授業面ではございますし、例えば部活動とかこう

いうものをどうかなというのも、ちょっと話としては出ているようなものがありますが。ちょっとまだ整理はし切れていないもんですから。現在動き出しているというところでご了承いただきたいと思います。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうすると、今度は地元の、いろいろ今構想を練っていらっしゃるということなんです、それを今度地元で落とすとしても、地元の中でもいろいろそれをもとにして話し合いが進められると思うんですが、準備委員会の中で、そうした先進的にやっている、要は視察的な部分、この学校はこういうふうにしてこうだったというのは実際に見ないと実感というのは湧かないと思うんです。口で幾ら、例えばスライドとは言わないか、今。パワーポイントで説明されても、それはそれ、いいよねぐらいの部分だと思う。ある意味、近くの学校でもそうやって成功して、小山なんかではそういう成功事例がたしかあったと思うんですけれども。近くのところだったら視察も行けるだろうし、遠くても、これはすごくいい取り組みだ、これは関谷の地域性にとっても合っているものである、そういうものがあるんだったら、本当にそういったところに行き行って話を聞いたりとか、準備委員会の中でやっていただくと、もっといろんなさまざまな意見が出ると思うんですが。

今までの学校統廃合の中では、そういった動き、多分準備委員会の中で視察に行ったなんていう話は聞いたことがないんで、やってはいなかったと思うんですけれども、そういうのはあってもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 まさに新たな学校づくりになりますので、そういう参考的なものは、聞くより

も見るのが一番かなと思っておりますので、そういった視察というものをいろいろ考えていきたいなというふうに思っています。

○星副委員長 ぜひお願いします。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 やはりもう三島に確かに部活関係で行ってしまう子がとても多い、それはいたし方ないと思うんです、少ない人数の中で限られた部活しかない。それ以外の剣道だったり柔道だったりやりたいという子は三島に行ってしまうたり、水泳、バスケやりたいという子はほかの西中だったり、三島行ったり、それは仕方がないことではあると思うんですけれども。逆に那須塩原全体の中で、関谷というのはこういうことに特化して物すごいよねと。箒根小中の、新しい学校名はわかりませんが、ここはすばらしい学校だよねということが飛び抜けたものがあれば、逆に人を呼び込めると思うんですね。

やはりそういうことを考えると、もうどれだけ魅力ある学校ができるかという、ここの本当にソフトの面をどういうふうにかかしていかかというのは大切なことであるので、しっかり考えていただければと思うんですけれども。

青木なんか同じ特認校でも、本当にきっと学校づくりの中では成功している例だと思うんです。新しい人たちが住んで、地域性もあるのかもしれないんですけれども、青木に通いたいという子が来てくれて、人数もふえてきているということもありますので。何かぴったりはまったものがあるとなると、通う、地域の方もうれしいですし、決して寂しくならないような形で考えていただければと思うんですけれども。お願いします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 5ページの学区の再編等というところ

に関して、本計画期間中においては通学区の見直しを行わないことにしますというふうに書いてあるんですけども、学区に関しては、定例会でも質問も出ておりましたけれども、とてもふえている学校と減っていく学校とがあって、ふえている学校は特別学級をなくしてまで教室にしなればいけないという現実が起きております。

学区の再編は多分、この学校をなくすのと同じくらいというか、もっともって大変なエネルギーが要ることだとは思うんですけども、かなり学校が近いところと遠いところもありますし、住宅地がふえているところについては、やっぱり急激に子どもがふえているというような現実を見ると、この計画ができたときに、既にその学区の再編が必要なんじゃないかというふうに意見も出ておりましたのにもかかわらず、今回また全く行わないというふうに断定をしているんですけども。これについては、教育委員会のほうではどのように考えて、今後どうしていくというふうに思っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 今いただいた学区の再編ということなんですが、実は今回の第二段階においても、当然学区の再編も含めて検討はしたところがございます。ただ、学区の再編、地域でコミュニティーの形成等もあるものですから、なかなかそういうところで、じゃ人数だけで考えて分けていいのかというような議論に至ったところがございます。

今回この箒根地区以外にもいろいろな諸問題を抱えているところがあるかと思えます。ただ、その部分が果たして学区の再編なのか、一部ふえているところ、そこを学区再編にして分けるのか、校舎をつくるのかという最終的な議論になる場合もあるかと思うんですが。

これにつきましては、この計画上、今計画期間内はということであわせていただいておりますけれども、何らか出てくるような場合は、計画そのものも2ページの3の計画期間に、なおというふうなところでちょっと入れさせていただいてるところもあります。現状としては見直しは考えておりませんが、状況等も踏まえて必要であればこの計画を見直すというところで、学区について何らかの支障が生じているということであれば、そういった見直しは全く必要ではないというふうには思っておりませんので、現状としてこの計画書上うたってはおりますけれども、全くそれも見直さないという、見直す必要性がないとは思っておりません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そもそも今も多分、那須塩原市の学区は、昔の何か字名とかで分けてあるんだと思うんですね。道路とはなっていないで、本当に隣の家、このところで分かれていたりするんですが。例えばきちんと線引きをしなくても、家のすぐ近くの例でいうと、林だったところが全部、50とかぐらいの住宅地になったんですね。そこが学校の目の前でですね、本当に道路が6メートル道路ぐらいで、本当に目の前なんです、そこに学校が見えているんです。でも、そこは学区ということからいうと線引きがされていて、隣に行かなければいけない、板室街道を渡っていかなければいけないというところなんです。

私それができるときに、そういう場合は、1戸ずつぽつぽつとできていくなるともかく、平地林を切ってつくって新しく造成して住宅ができたようなところに関しては、どう考えても距離目の前と、歩いていくというところは、そこについては団地造成したわけですから、目の前の学校に行つてよということはずごくやりやすい方法で、その

目の前の学校はどんどん子どもが減っていく。遠い学校のほうがどちらかというとふえかげんの学校なので、そのくらいの柔軟性を持てば、住んでいる人たちがそこにコミュニティはつくっていないわけですよ、まだ。だから、そのところはこっちの辺に、例えば住所の名前はともかくですよ、現実として一緒になることができる。そういうものまで何か線引きをして、何とか小学校ですと言われちゃったら、やっぱり来た人はそっちへ行っちゃいますよね。

というようなことを私はやっぱり考えてもいい。そういうことをしない限り、この学区を線をきちんと引き直すのはやりにくいと思うんですが、そこら辺のところは、先ほど距離が近いときはいいと言いましたけれども、両方距離は近いですよ。片方は1分だし、片方は多分、大人だったら5分ぐらいという、学校が500メートルしか離れていないのね。というようなことを考えると、そのくらいの誘導みたいなものを学校がすることによって、片方はふえていく、平準化されるんじゃないかなというふうにいつも考える、そういうことが多いんですね、うちの地域はとても多いので。その辺をどう考えているのか教えていただきたい。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 市内に20の小学校がございまして、10の中学校、義務教育学校があるわけなんですけど、どこもやはり学区的なものをちょっと設定しているところなんですけど、その学区の設定で不都合が全くないかというところ、そういうことはないわけです。実はそれらをカバーするものとして、指定校変更制度というものを設けさせていただいている中で、通学距離というところで、指定校以外にも近いところに行けますよというような形の対応でのケアというところが現状にはなっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 小学校だと余り子どもの意見というよりも、親がどう考えるかということで通学、学校を決めていくと思うんでね。例えば片方が目の前で片方が20分も30分も歩かなければいけないといえば、考えることもあると思うんですが、両方も近いといえば近い、学校が近いのでどっちも近いんですけれども。それによって片方はふえる、片方は減り続けるというようなことが起きているという現実を見て、わかっていらっしゃると思うんですね。やはり今回はこういうふうに決まったので、仕方がないとは思いますが、今後もし教育の中で計画を立てていくことがあるとしたら、そのときにはぜひ学区の再編を盛り込んでいただく、あるいは考え方を少し柔軟にさせていただくことを私としては希望して、この計画は、これはこれでというふうに思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 本計画のメインテーマは5番と6番であろうということはわかっているところでございますが、若干この計画からは遠い話になって申しわけありませんが、8番の跡地利用のところ、最後に、地域住民の意見を踏まえながら、その方向を検討していくというような書き方になっておりますが、第一段階もほぼ同じ、こういう計画になっていたと思うんですね。第一段階の結果がその地域住民の意見がどの程度反映されたかということについては、聞く話では余りそこまでいっていないのかなという気はしないでもないところではあるんですが。そうした中で、また第二段階でも同様の方針になっているというところについては、教育部としては、このところはもしかしたら別計画が必要なんじゃないかというぐらいのところなんだろうと思うんですが、その辺はどのようにお

考えで、恐らく第一段階とこれはほぼ同じことになっていると思うんですけども、その辺の意見とか、その辺の考え方とかというのをお聞かせいただければと思います。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 跡地の活用の関係なんですが、第一段階と基本的には変わりはありません。ただ、といいますのも、学校というものは基本的に地域の核であったと。それがなくなるという形にはなってしまうんですけども、核であった施設でございますので、地域でどのように考えているかというのは、これは聞かないわけにはいかないというふうなところがまず第一にございます。

地域での活用を考えているのか、ただ、どうしても施設が大きいものですから、それを地域で何かに使うというのは現実的には。あとはいわゆる市側で何か使うかということも含めて、それは庁内では検討はするんですが。

今回も一般質問でございましたけれども、結果として余り進んでいないというのが実情でございます。先ほど来ちょっとお話しさせていただいてますけれども、準備委員会という中に、今回はこれも含めようかなというのはちょっと思っています。いわゆる早いスタートを切りたい、あとは地域からのご希望等、活用の希望等なければ、その中でこういうふうに持っていきたいけれどもどうかというところまで、新しい学校の開校前に筋道が立てられれば、これは次のステップの活用という、いわゆる地域に市役所以外の部分で活用ということも早目に見出せるのではないかなというふうに思っています。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。

そうしますと、今後そちらのほうについては、学校の敷地、それから校舎、いろいろなさまざま

な設備、それから備品、そこまで含めて利活用の計画をできればしてもらいたいと思います。ピアノであったり、オルガンであったり、それからまた全校にエアコンを配置しているわけでしょうか、相当な設備、それから備品、物すごい財産がそこにあって、それをずっと3年、4年、5年と眠らせておくというようなことにならないように、その辺の備品を例えばピアノ、全く1年間使っていないピアノがあったということであれば、例えば公民館とか、どこかで置いてもらって自由に弾ける時間帯をつくってもらうとか、さまざまな別な利用方法等。その備品、例えばロッカーがありますと。ロッカーがまた新しいロッカーを買うというときに、もし余っていたら、別なところに活用できる。そういった備品の台帳から全て含めて細かいところまで入れて計画をつくってもらって、利活用をしていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、その辺も含めてご検討いただければと。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

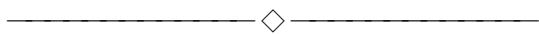
○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第41号 那須塩原市小中学校適正配置基本計画（第二段階）については原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

平井課長。

○平井教育総務課長 （議案第10号について説明。）

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時36分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほど説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 129ページの学校給食収納管理システムの保守ということで、全て一元化されるということで、これよっての効果、特色とか、集金し

なくて済むということによろしいですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 効果というところでございますが、若干触れさせていただいたんですが、今現在は各学校でまず処理をしていると。そういったのを一元化することによりまして、収納状況が瞬時にわかるということと、そこから次の滞納対策へいける。ですから、もちろんシステムを入れたからといいまして、滞納癖のある方への訪問とかそういうのがなくなるわけではないんですが、一元化して瞬時に対応できる。あとは、もともと今まで学校でやっておりますので、そういった意味では学校のほうの負担は減るかな。ただ、一元化することによって、事務局のほうは、事務局がそれをやることとなりますので、事務局の負担としては出てきますけれども、全体で捉えれば負担軽減にはなっているというところがございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、負担軽減のためにこのシステムを導入した。それによって給食の収納率は上がるか上がらないかという、そこまでの効果は見込んでいないということによろしいですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 先ほどちょっと若干触れましたが、納付状況といたしますか、支払い状況が一元化したことによって、瞬時といたしますか、早くわかる。次の手が時間を置かずにいけるということからいけば、最終的には収納率向上にはつながるのではないかなというふうに考えております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 現段階じゃなくて、最近の情報で、滞納率はどれぐらいあるのか教えていただけますか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○小高給食係長 金額ということによろしいですか。〔「人数と金額も」と言う人あり〕

○小高給食係長 すみません。

現時点に関しましては、昨日現在なんですけれども、723万9,188円が現在未納となっている状況です。収納率が今98.70%でございます。人数につきましては、先ほど課長のほうからもありましたが、各学校で管理をしているというところで、今その滞納情報をちょうど集計と、今各収集している状況ですんで、申しわけありません。ちょっと人数のほうまではこちらで把握をしております。

過年度分につきましては、現在未納が834万3,306円となっております。収納率が10.72%です。人数が120名となっております。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、その金額はほぼほぼそんなには、ちょっと下がっているというふうな傾向でよろしいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○小高給食係長 過年度分の収納率につきましては、昨年度も決算で10.4%を既に超えているというところで、徐々にではありますが、圧縮はされているのかなというふうに思っております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 同じ129ページのその上のほうなんですけど、長寿命化計画の策定のところの説明で、すみません、ちょっと理解がうまくできなかったんですが。ここにある2,550万9,000円というのは、次の計画を立てるための費用だということですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 そちら説明が十分でなかったかもしれないので、申しわけないですが、この計画29年度から3カ年で計画を立てて、来年度が最終年度なんですけれども。3年の継続の契約をし

ておりまして、業者と29年度に契約して、31年度に仕上げるという形であります。次の計画というよりは、今つくっている計画が最終年度ということで、最終年度がどうしても支払い額が多くなるものですから、前年度比としては多くなりますけれども。そういったところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 私多分去年は全然スルーしてしまって聞かなかつたんだと思うんですが、この教育施設長寿命化計画そのもののがかなり膨大なもの、細かなもの、これだけのお金をかけてやっている。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 教育部といたしますか、教育部所管としてですね。全てになりますね。全体的にどういう流れでいくかと言いますと、請け負っている業者が全てを見て、簡易的なところもございませけれども、見にいった結果を取りまとめて、じゃ、今その施設はどのような状況か、それを判定的なものをしていって、今後その優先順位ですね、修繕の優先順位とか修繕の方法、場合によっては建てかえとか、そういったものも総合的に含めて計画を立てるといような中身のものがこの長寿命化計画になります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、これ31年度が最後ということなので、そのときには何か冊子ができ上がっていったって、今度はその計画をもとに現実的に、じゃ、ここの公民館をどうしようとか、この学校をどうしようかという計画を立てていくという、そういうものでいいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 計画ができ上がった後については、今、委員おっしゃったとおりのスケジュールでして、その優先順位、その施設の状況から優先順位を立てて修繕等をどうしていくかというも

のを判断していく。ただ、どうしても例外的に出てくるようなものはありますけれども、そういったのは出てきたときに判断をしてというような流れになりますが、この計画を策定することによって、計画的に進めていくというようなものになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。全然調べていなくて申しわけないんですが、これ3年間でどのくらいのお金がかかったということなんでしょうか。

○佐藤委員長 室長。

○加藤学校整備推進室長 3年間の総額でございますが、6,044万7,600円でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
中村委員。

○中村委員 それでは、137ページなんですけど、小学校トイレ洋式化改修事業費の今回は高林小と東小、8,700万円計上されておりますが、これによりまして、小学校10校のうちのもう全て完了という形なんです。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 トイレ洋式化の事業なんですけど、最終完了の見込みが平成33年度となってございます。31年度、高林、東小をやるといって、実施するということでご説明申し上げましたが、32年度の前定でいきますと、青木小、三島小、33年度が波立小、南小、西小ということで、33年度この3校を実施することによって小学校は完了します。
参考までに中学校を申し上げますと、31年度に東那須野中学校、高林中学校ということでお話ししたところなんですけど、32年度は、こちらなくてですね、33年度に西那須野中学校を実施することによって、やはり中学校においても33年度で完了するといった計画で今進めております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そんな中で、各学校ともいろいろな和式トイレで生活されていると思うんですが、全てのトイレをこれで洋式化という解釈でよろしいんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 主に普通教室といいますか、そういったもののある校舎のトイレということになります。なものですから、例えば体育館にあるトイレが和式であるとか、屋外のトイレが和式であるとかということまでは今回の計画においては改修していかないという形になっております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そういう未整備のトイレは将来的にどのような計画に基づいて、洋式化する計画があるのかどうかを確認させてください。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 そのほかのトイレ、今回の洋式化計画から対象外となっているトイレの洋式化ですが、現状においては、特に計画等はありません。ただ、先ほどちょっと別な形で長寿命化計画というものが出ましたけれども、その中で今後、施設の修繕、改修等も入ってくるかと思っております。そういったところに合わせてまた検討していきたいというふうに考えています。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 東原小学校は最初のころに洋式化をしていただいて、そのときに減額になりまして、今言ったように体育館とかそういったところは後にしますよということで、実施されなかったという経緯がございまして、その中で、今回1年生の入学の説明会、保護者に対して、和式での練習もお子さんに指導していただきよというものがございますので、要するにそういった何カ所か残っているんで、今、洋式が当たり前の世界でやっているものに対して、1年生に入る子どもさんに対し

ては保護者に対して和式の練習もするようにというようご指導をしているというのかちょっと確認させてください。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 就学児健診とか、そういったところのお話になるかなとは思いますが、すみません、そちらの主たるところが学校教育課ではなくて、ただ、逆にももちろん今、学校の中で全てが洋式のトイレじゃないよというところから、場合によっては和式も使うこともあるので、そういったところから、和式も使えるようにしておいてくださいというのが趣旨かとは思いますが。

○中村委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 その上のところ、137ページの体育館の話なんですけれども、埼玉小学校の体育館の改築について、以前は厚崎の公民館か何かを使うというようなことで、とても心配していたんですが、先ほどは南高校の体育館を使えるようになったということで、それについては近くてよかったなと思ったんですが、あそこの学校、今ある体育館を壊して新しくつくるということなんですけど、子どもさんが多くなっていて、保育園があって、学童もできてということで、つくるのに入学式が終わったら壊して、卒業式までにはつくり終えるということは、1年ないぐらいの話ですよ。

その辺のところ、子どもたちが実際、通学をしていて、あそこも車で親が結構お迎えしたりしている部分もありまして、安全は確保されるんですか、子どもたちへの。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 子どもたちへの安全確保ができるかというところですが、まず工事の部分についてはいろいろな面、安全な形で囲いは

設けます。気にされている車のところが心配なのかなと思うんですが、基本、車ではというところが、いえ、現実的にはもちろんあるわけなんですけれども。その部分、現状と同じような形、若干こう前には、工事の影響範囲が出ますので、前には来ますけれども、現状とそれほど変わりはないかなというところで考えています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 工事をする方も、今、働き方改革で余り早い時間から遅い時間までやらないとか、土日は休むとかということがきちんとされているのではないかと思うんですが、子どもたちは部活をやっていたり、朝早かったりして、歩いてくるお子さんたちに、やっぱり影響がないのかなととても心配になるのです。それで、そういうことはないということなんですけど、ぜひ急いでつくって、雨なんかが多かったりすると、やっぱり10カ月ぐらいでつくる。できるのかなとか思うんですけれども。ぜひぜひ余り子どもたちが危険な目に遭わないように、あるいは、南高校は近いといっても、やっぱり多分歩いていかなければいけないということもありますし、あそこの道路、結構飛ばしてくるんですよ、何とか道路。なので、十分にその辺の配慮をしていただいて、きれいな体育館をつくっていただきたいと思います。

それとももちろん、新しい体育館は洋式のトイレをきちんと幾つもつくるといことですよ。

○佐藤委員長 室長。

○加藤学校整備推進室長 洋式トイレを男子、女子ともに設置する予定で考えています。

○山本委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 140ページの中段、中学校教材費、プラスチック楽器の修繕というのがあるんですけれ

ども、これはもう、修繕だけで済む、中学校の場合にはもう楽器は全部そろっているというか、ということ、修繕だけが出てくることになりますか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 購入もございます。特に多いのは、やはり修繕になりまして、学校とのやりとりの中で、どういった楽器が今調子が悪くなっているかなというのを確認した上で、予算上修繕というのを入れてあります。あとは、全くもうこれだめになったからということであれば、備品購入ということで歳入をしたりということもございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ということは、ほとんどもう一応そろってはいるということで、時に購入することもあるだろうけれども、そろっているんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 事務局サイドとしてはそろっているというふうに。

○金子委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 131ページの一番下の学校管理総務費の中の臨時の用務員さんの話なんです、この予算上で臨時の用務員さんが何人かということと、それと、これから学校の今後用務員さんは全て、今なんていうんですかね、臨時さんでやっていくというような計画になっているのかどうか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○菊地総務係長 要望として予算要求していますのは、全職員合わせて22名になっています。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 それと、今後どうなるかというところでございますが、現状、いわゆるそうい

った用務員に当たる職員の採用というのはしておりません。そういったことから考えますと、正職員の配置は難しくなってくるのかなというふうには考えておりますが、人事管理することなものですから、申しわけないんですが、現状としてはそういうふうと考えられるかなというところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 多分、現業の職員はもうとらないということなので、いらっしゃる方がやめていけばいなくなっていくと思うんですが、かつては結構中学校などは特に正職員の方が用務員さんにいらして、いろいろやってくださったと、男の方も多かったような気がするんですが。こういうだんだん臨時用務員になることによって、学校としてやっていただくことが、時間が短いとか、やっていただくことに制限が出るとか、そういうことは現在ないんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 臨時用務員の中には、短時間の方もいらっしゃいます、時間が短い。ただ、そういった方については、複数名配置しているような学校もございまして、そういったところはちょっと短い時間でというのはありますが。基本的には正職員と同じような時間帯で業務をお願いしております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、同じような仕事をしていても臨時さんなので、お金的には正職員よりも、同じ仕事をしていても安いという、そういうことですね。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 結果としてはそういうことになっております。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、委員の皆さんから何かございますか。

中村委員。

○中村委員 (学校の騒音について)

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

山形委員。

○山形委員 (消費税増税の影響について)

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 教育総務課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで昼食のため休憩いたします。

なお、午後1時開始をいたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎学校教育課の審査

○佐藤委員長 それでは、学校教育課の審査に入ります。

◇

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第42号 那須塩原市いじめ防止基本方針の改定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小泉課長。

○小泉学校教育課長 (議案第42号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 まず、このいじめ防止計画のはじめにのところが、上から5行目のところですが、「いじめを行った子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります」ということでうたわれているんですが、この部分

で、要はいじめと、そうですね、確かに指導していく必要があるのはあると、それはごもっともなことではあるんですけども、このいじめを行う子どもの育ってきた家庭環境だったりとか、そういう部分もあったりして、要はいじめを行っている子どもも実は支援が必要な子どもでもあるということ考えたときに、毅然として指導していただくだけでいいのかというところに違和感を感じてしまったんですね。

ほかの自治体のほうでいじめ防止基本方針というもの、もちろん策定をしているので、そのはじめにのところだけ見てはみたんですけども、一番ちょっと書き方、書き方と言ってはあれなんです。納得いったという部分では大阪府だったんですね。それは、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、その支援につながる取り組みも進めることとしていますということがこのはじめにのところにもうたわれているんですね。というのは、要はいじめた子どもに指導をしていくだけではなく、やはり支援につながる取り組みも進めることとするということがうたわれているんですが、その辺が市の考え方というか、この捉え方というか、この辺をちょっとお聞きしたいなと思ったんですけども。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 おっしゃるとおりだと思います。もちろんいじめを行ったほうにもその背景がありますし、いじめの構図というのを過去のを振り返りますと、いじめる側、いじめられる側が途中で逆転するということもあります。小学校のときにいじめっ子だった子が中学校に入っていじめられるという場合もあったりとか、そういったこともあります。ですので、いじめたほうに対する支援というのも、これは力を入れていかなければならないかなと思います。

例えばですけども、今回の本市の基本方針の5ページをごらんいただければと思うんですが、ここに(2)として、いじめの対応に関することという項目がありまして、アのいじめに対する措置の(ウ)ですね。いじめを行った児童生徒の保護者に対して、その児童生徒の出席停止を命じることができるといふように書かれているんですけども、そのまとまりの途中から5行目の「なお」というところからになります。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援等教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援するというふうに書かれておりますので、そういった姿勢は本市としても同様に考えているということでもあります。

○星副委員長 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 この基本方針の中の5ページ、4ページからなんです、すみません、3ページです。これ2ページからの、要は定義のところ、5ページのところに、生徒や学校や、学校内外を問わずという一定の人間関係ではということも書いていまして、そこから第3章でいじめを防止するための学校が実施する施策というふうになっていますが、その学校外の、内外を問わずというふうになっておりますが、その学校外のところの方針等はどのようなふうに示されているというふうに理解すればいいのでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 基本的には学校の中での解決を目指すということですので、ここにそういった形で明記はないかと思いますが、ただ、学校をまたいで、複数の学校が関連する場合には、当然のことながら学校間で連携しながら対応して

いくということになると思われま

ただ、複数の学校がまたがってとなると、対応は非常に難しくなる現状があるかなど。ここに例示としてありますけれども、塾とかスポーツクラブとか、そういったことになると、その塾のほう、またはスポーツクラブの代表等との連携も必要になってきますので。確かに今後そういったことへの対応も力を入れていかなければならないことかなと思います。ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

金子委員。

○金子委員 余り勉強してこなくて、聞くのは申しわけないんですけども、いじめを認識していじめられる場合には比較的是っきりわかりやすいというか、いじめだというふうなあれがあるんですけども、いじめるほうがそういういじめを認識しないでいじめになってしまったと。被害者のほうは非常に深刻に受けとめるというケースが結構多いと思うんですよね。そういうものは、ここにはどこかに出てくるんでしょうか。勉強不足で申しわけない。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 例えば2ページのところに、2としまして、いじめの定義というのが書かれているんですけども、この定義、第2条ということで示されておりますが、その最後のほうですね。当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言うということですので、被害を受けた者が苦痛を感じているものはいじめと捉えなければならないということで、丁寧に対応していかなければならないと思っています。

ただ、その当事者間でもう既に解決しているなんていう場合もあるかもしれませんが、そういった場合であってもいじめとして捉え、この後に出てくる、3ページの上のほうにあるんです

けれども、いじめという言葉を使わなくても加害者のほうを指導することは必要だというふうに捉えています。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それで、そういうことはこういう定義とかそういうのでは非常にわかるんですけども、実際に子ども同士の中でいじめという感覚がなしにいじめになってしまっているというような、そういういじめの認識がないんだけど、被害者が出るんだよというような、そういういじめがあるということ子どもたちに教えていかなくちやならない。それが非常に難しいことじゃないかなと思うんですね。そういうのは余り言葉で言ってもね、定義でいっても、なかなかそれを子どもたちがそういうところまで感覚を持つかといっても、なかなか持てなかつたりするからね。その辺のところ非常に微妙なことなのかなと思っているんですけども。

だから、無意識のうちにいじめになってしまうケースがあるんだよということをやっぱり教えていくというようなね、そういうのが必要なのかなと思うんですけどもね。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 やはりこれは小学校低学年、またはその前からですね、いろんな生活の中のその時々その場で指導していく必要があるのかなと。当然、道徳の授業とかで指導する場面もあるとは思いますが、やはりその時々で、その場で、こういうのは相手が嫌がるんだよということは教えていかなければならない大切な指導かなと思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第42号 那須塩原市いじめ防止基本方針の改定については原案のとおり可決すべきことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第42号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小泉課長。

○小泉学校教育課長 （議案第10号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 140ページの中学校市採用教師配置費の中の新たに小学校に今いらっしゃるような日本語支援員を雇うということなのですが、今、日本語の支援を必要な子どもの年齢を教えてください。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 実際に年々ふえておりまして、年々といっても大幅な増加ではありませんけれども、ふえていることは間違いありません。特に中学校のほうがちよっとふえてきているかなという状況にありまして、中学校のほうに新たに1名ということになるわけなんですけれども、すみません、ちよっと数的なものが今出てこないんですけれども。今年度、ちよっと今までと違う状況がありまして、夏休みに体験的に、海外から帰ってきてちよっと小学校かどこかに入って体験的にやりたいんだということで申し込みがあったんですけれども、そうではなくて、もう本当に全員編入したいという申し出がことは今までよりも多かったかなという状況がありまして、それに関しまして、やっぱり今後、国の法改正等もあるのかもしれませんが、今後どういう影響が出るのか、ちよっと読めないところではありますけれども、そんなような状況も判断し、中学校のほうにも1名ふやしていきたいかなという。

小学校におきましては3校の拠点校、三島小、東小、それから共英小におきまして日本語指導教室を設けておりますけれども、できればもう少しふやしたいなという気持ちで、特に中学校にもつくりたいなという気持ちはあるんですが、県のほうにも加配教員を要望していたところではありますが、残念ながらつかなかったという状況もあります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 小学校の3つの学校につきましても、実はかなりボランティアで入っているんですね、

日本語支援の方が。そういう中で、中学校に行くと、非常にその支援が足りなくなって、やっぱり日本語がわからないと、高校に行くときなんか大変だったりして、問題だと思っていたんですが、今のお話だと、市採用教員ということは、市がお金を全部出しているわけですので、現実に必要な子どもがいるのであれば、私としては1人とかわらないで、もう小学校はともかく足りなくて、もうボランティアたくさん、本当に行っても足りないんですね。レベルが違うので、とても教え切れません。東小学校なんか本当に足りなくて、もう臨時で入っているくらいなんです。

そうすると、その子たちが中学校に行った場合に途切れてしまう。ことし1名ということなんです。1名で足りません、絶対に。足りないんですね、現に。せっかくこうやって配置をしてくださるのであれば、県とかそういうところを待たないで、ぜひ市でもっとたくさんふやして、できれば必要な子どものいる学校は、本当に1対1でいないとできないくらいなんです。やってほしいと思うんですが、これで大丈夫なんですか、心配なんですけれども。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 おっしゃるとおりだと思います。本当に国のほうの法が改正されてしまいました。これまではもう加配教員を現行基準でこれぐらいの子どもがいるところに加配教員1人入れましょうとかという基準があったんですけども、国のほうで日本語支援員に関しましては、基礎定数という言い方をするんですけども、もう何人に対して1人のというふうに決められて、その人数が。これまでの国の基準よりも多い児童生徒数に対して1人の支援員をとるようになってしまったので、ですので、厳しくなってしまったということで、県のほうとしても国の基準に合わせて

だんだん減らしていかなければならない状況にあるということで、非常に厳しい状況ではあるんですが。

確かに中学校に行くと、そういった日本語教室がないので、例えば近隣の小学校に中学生が行ってということも出ているわけなんです。ですので、確かに1人では厳しいところではありますが、さらにボランティアの協力を得たり、それ以外の人たちの協力も得ながらやっていかなければならないのかなというふうには考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 国全体で今ね、海外から働く人なんかをたくさん入れている現実の中で、那須塩原市も、大人にももちろん日本語が必要な人というのはたくさんいます。特にアジアから来ていらっしゃる方が多いんですけども。子どもに関して言うと、言葉がわからなければ結局何もできない。高校なんかは別枠で受けさせていただいたりするんですが、そういう子たちに日本語を教えるのというのは容易ではないんですね。ほとんどボランティアで教えている現状の中で、そうやって国がね、基準を緩めてしまったのなら、もうそんなところを当てにしないで、ぜひ那須塩原市の現状の中で、やっぱり日本の子じゃなくたって、落ちこぼれてはいけなし、勉強以前の問題なので、それこそしつけの部分から違うので。お母さんやお父さんもしゃべれなかったりするんです。

このところは、ことしはもう仕方がないかもしれないんですが、ぜひボランティアのほうでやる気のある方もいるんですけども、やっぱりそうすると無責任にもなるので、少しお金を出してしっかりと小学校と中学校に配置をしていただいて、やっていけるような方針を出していただきたいなど。本当にこれは聞いていると大変なんです。希望をしたいと思います。ことしはしょうがない

と思いますけれども。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今回のことで一緒に、これはもうそれで決まっちゃえば、支援がないということで決まっちゃえば仕方がないとかね、次のあれにしくちゃならないかもしれない。そのボランティアをもう少しうまく使うあれがあるんじゃないかなと思ってるんですけども。それが何かボランティア、でも、学校ですからね、学校の中というのはなかなか難しい面もあるんだけど、それが学校側でももう少し上手にボランティアを生かしていくというあれが必要かなと感じてるんですけども。外から見て、そんなふう思うだけであれなんですけれども。ぜひボランティアをうまくもう少し使うというか、一緒にやれるようなね、そういう体制をとればいいのかと思ってる。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、今、教育長が進めております地域学校協働本部事業、これも地域と連携しながら、地域の力をおかりするということでもあります。そのさらに延長上にこういったものも含まれるのかなということで、広くいろいろな方に協力してもらえるような体制がつけると日本語指導に関してもいいかなと思っております。

○金子委員 お願いします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

山形委員。

○山形委員 140ページの新規の事業、部活動指導員1名を試行的に配置するというので、どこの学校に、どこの部活に試行的に配置するか教えていただけますか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 実は、まだ決定していないというのは、予算が絡むものなので、それが決定

してからというふうに考えておりますが、今のところ、こちらで勝手に考えている学校はあります。既に県からの補助をいただいて部活動指導員という形ではなく補助してもらっている学校がありますので、そこで同じ人をお願いできればいいかなと、こちらとしては考えております。つまり、部活動指導員を雇うとなると、当然研修が必要になってくるわけですね。大会等の引率も必要ですし、それから当然、児童生徒指導ということで、教師と同じような心のケア等もしなければならぬので、相当な研修をしないと行かないかなと考えております。新しい人をお願いすると、それを一からやらなければならぬので。既に今までやっている実績がある方をお願いできればと考えてはおります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 と思われる方がいらっしゃるということですね、今ね。現実。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 おります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その中の6,844万のそのうちの分ける中で、部活動支援員の賃金はどれぐらい予算立てるつもりですか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 予算要求の段階では、1時間1,600円というふうに考えていたんですけども、その後、試行的にということですので、総務課とも協議をいたしまして、とりあえず1,000円で考えております。

〔「1時間」と言う人あり〕

○小泉学校教育課長 1時間1,000円です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今の続きなんですけれども、今まで指導していらした方はお金をもらっていなかったと

ということなんですか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 これ県の別事業でありまして、それでもらっていたことにはなります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今1,600円だったのを1,000円に下げたということ、試行なんぞということなんですが、つまり、少なくとも1時間1,600円ぐらいの価値はあるとか、払わなければいけないぐらいのことなんだろうというふうに理解はしたんですが。これ部活動の指導というのは、例えば1カ月どのぐらいの時間を指導するというふうに、先ほど子どもの引率もと言ったんですが、一月で例えばどのぐらいのお金になるんですか、この計算でいくと。その方に頼むと。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 その月によって日数は多少違ってくると思いますがけれども、平日ですと1時間1,000円で2時間ぐらいの指導、それから休日ですと3時間ぐらいになると思うんですね。それで何日できるかですけれども、新たな市の部活動の方針で、第1・第3日曜日は必ず休むということになっておりますので、それは抜くと。それにあと、今後、国・県のガイドラインに合わせていくとなると、週末のどちらかは休み、それから平日も1日お休みと。今後、来年度からも平日は1日休みしますので、その分は抜かれるということで、計算すると……

〔「1,000円としたら78万ぐらい」と言う人あり〕

○山本委員 78万、年間。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 お金はこれは何かそうすると、アルバイトみたいなもののかなというふうな感じはするんですけれども。多分、部活動指導員というの

はいろいろな学校で先生たちが働き過ぎということもあるでしょうし、ちゃんとした指導の方ばかりではないので、先生が。やはりきちんとした指導ができる、スポーツに関してね。そういうことでも有効なことだと思うんですが、幾ら試行だといえ、幾らその配置するためにいろいろやらなければならぬことが多いとはいえ、1人というのは何かとても足りないような気がするんですが、であるならば、もうことしからそういう方の養成を1年かけてやって、再来年度からは各校1人か、よくわからないですよ、1つのスポーツに対して少なくともサッカーで1人、野球で1人とか、それが地域ごととかという形で、そういうふうにはやらないと、何か抜本的な解決にもならない、いろんな意味でね、ならないし、子どもたちのスポーツもちゃんとした人が教えないと体も壊してしまうし。ちゃんとした人が教えれば伸びるし、スポーツも楽しいとなったりするので。そういうふうなことがあって、ことしはとりあえず今までやっている方を任用がえみたいな形で1人と考えるのか。これその先の考え方、どういうふうに考えているか、市として。教えてほしいんですけども。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 本来ならば文化部も含めて、その他文化部も対象となるんですけれども、今回はならないですが。部活動指導員そのものは文化部も対象とした事業でありますので、運動部活動、文化部、専門の教員が教えることができていない部活動というのは当然あります。それに全て部活動指導員がつけられれば、これは一番理想的なんですけれども、なかなかそれは現実的ではないということで、今後、国はかなり力を入れてこの部活動指導員の配置を進めていく考えだとは思っています。

ただ、皆さんもご存じのとおり、この部活動が

盛んな那須地区、この那須塩原市におきましては、確かに部活動の指導で苦しんでいる教員もおりますが、その一方で部活動の指導に命をかけているような教員もおりまして、なかなかその辺の折り合いが難しいところがあります。部活動指導員という名前は今まで使っておりませんでしたが、外部からの指導者が入ってうまくいった場合と、そうでない場合というのがやはりあるんですね。上手に指導ができなくて、その部活の中でいじめがあったり、いろいろな問題が起きたり。結局その問題の收拾のために学校の教員が大変になってしまうと、負担がふえてしまうということもあるので。

なかなかこの賛否両論あるところで、うまくこの制度を本市に導入してやっていくためにはどうしたらいいかというのをまずは1人で確認して、検証していきたいかなというふうに考えているわけです。

本来なら、それだけ多く最初に試しにというふうにできるといいんですけども、なかなか人いない現実もありますので。本当に適任者というのを探すのは難しい部分もありまして、とりあえず1人でやらせていただければなというところに落ちつきました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 多分、小中学校というのは非常に閉鎖的な世界なので、そういうふうになってしまうかもしれないんですが、今、元気な高齢者もたくさんいらっしゃいますし、78万ぐらいだと、それで暮らしていくというは無理なのでね、あるんですけども。でも、こういう制度があるということ普通の人には知らないのではないかなと思うんですね。もしかしたら10万以上ぐらいの人がいるところなので、コマーシャルをしたら、やってあげるよと、こういうものだったらできるよとい

う方、絶対にいらっしゃるだろうと思うんです。そういう方を全てを雇っていいということもないし、先ほど言った命をかけている先生がいらっしゃれば、逆にそういう方には命をかけていただいて、勉強を教える先生を別に雇うとかね、そういうこともありかなと思ったりもするんですが。

とりあえずこういうことをやっていって、先生方が疲れてしまったり、子どもたちがいい形でスポーツができるということであれば、やっぱり何かもうちょっとやり方を変えて進めていただきたいと思います。この1名、試しに1名やってみたとしても、何か全然そんな、何でしょうね、各学校には進まない、いらっしゃる学校のそのスポーツだけがいいだけでという感じがするので、ぜひ方針を決めていただいて、そこにちゃんとお金を投入して、宣伝して人を集めてやっていただきたいなと私は思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 133ページの一番下、外国語教育推進事業で、英語教育専門員、これ前にも聞いているかもしれないんですけども、ALTなんかもいる中で、この専門員の仕事というか、内容についてちょっとお聞きしたいんです。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 これにつきましては、今、学校教育課の中の英語教育推進室におりますアンディーがこの英語教育専門員になります。皆さんご存じかもしれませんが、日本語もぺらぺらという状況でして、小学校において教員と、それからALTが手を組んで授業をやったりするわけなんですけれども、そういったものに対して、指導主事と一緒にその授業を見てアドバイスをしたり、それから、ALTのまとめ役的な、または相談を受けているような役割もあります。ALTの

指導をする、いわば指導主事的な、そんな立場を担っているということで、非常に本市の英語教育が順調に進んでいる陰には彼の力が大きくかかわっているかなというふうに考えております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 わかりました。

もう一つ、141ページの中学生海外交流事業費のところなんですけれども、これは例年どおりということでもいいですよ。

それで、例年どおりで非常にいい事業をやっているわけなんですけれども、ここだどうしても選ばれた人だけということになりがちなものですから、物すごくいいことをやりながら、選ばれた何人かという、随分いろいろほかの人からも、そういう人だけが行ってという声も一部には聞こえてくるんですけども、そういう子どもたちだけでなく、行ってきた人たちがその周りの子どもたちにいい影響を与えてくれるように、そして、それは周りの子どもたちだけじゃなくて、やっぱり父兄、家庭とか、それから、もしくは社会にも貢献するような、そういうことをぜひ配慮してもらいたいところなんですけれども、そういうことも考慮はしているんでしょうけれども、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 おっしゃるとおり、本当に、できることなら全員行かせてやりたいぐらいですけれども、なかなかそれはできないので、代表の選出ということになっておりますが、この子たちは、帰ってきてからその体験してきたことを、例えば各中学校の文化祭などで体験発表ということで発表しておりますし、それから、なしお博においても発表している状況があります。

さらには、その子たちは、行って帰ってきた経験ではなくて、その事前の指導とか事後指導のい

ろんな勉強・学習を通しましてリーダーとしての自覚を高め、学校に戻ったとき、学校のリーダーとして活躍するぞという決意を持って、各学校に戻っていくわけなんですけれども、現にその子たちは、次の年、3年生になって、各中学校の生徒会長、副会長とか、リーダーとして活躍している者もたくさんいるという状況で、その経験はほかのところにも生かされて、ほかの生徒にも、ある意味還元されているのかなというふうに考えております。

○金子委員 よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません。戻って申しわけありません。

すみません。140ページの先ほどの部活動指導員のところで、6,800万のうち、72万程度がこの新規の事業に充てられる予算だというふうに理解はしたところなんですけど、先ほど、学校教育課でわからないかもしれないんですけども、国・県・市が3分の1、3分の1、3分の1ということだったんですが、これを例えば10人にして720万予算をとったとして、やっぱりそれも3分の1、3分の1、3分の1となるものなのかどうなのか。

○佐藤委員長 係長。

○相楽学校指導係長 まず、県の予算から必要ですし、国の予算もありますので、市が例えば幾らと要望しても、国の予算がアッパーだったらアッパーのところで抑えられるということになると思います。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、今年度については1人分の予算しか要求しなかったということですか。

○佐藤委員長 係長。

○相楽学校指導係長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、事業の計画の段階から、もう試行的に1人でやっていこうと、それだけリスクのある事業だというふうに理解していいんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○相楽学校指導係長 実は、まだ国の要綱が決定しておりませんし、県の要綱もまだという中で、既に、仮の申請じゃないですけれども、タイミングとしてはもうそういった段階になってきていまして、細かい国の要件とかというのが、実際まだ正式なものが出ていないものですから、我々としても、大々的にやるのはまだちょっと、今の段階では動けないかなという判断をしたところでございます。

○佐藤委員長 係長。

○渋井学校支援教職員係長 先ほど、部活動指導員1,000円だった場合の金額だったんですけれども、正確に運営した場合、67万1,500円という数字になりました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 細かい話で申しわけないんですが、中学校の先ほどの海外交流の子ども派遣の話なんですけど、各学校、クラスで1人というふうにして予算を立ててやっているんですが、去年も多分その前の年も、一人も出せない学校があったと思うんですね。

それで、1クラス1人といっても、35人いっぱいいっぱい1クラスのところもあるし、小さな学校は、本当に10人とか少ないところもあって、私は前々から選考の仕方を、やっぱり全体で選考したらどうかということを申し上げたりしているんですが、それはできないとあって、各学校の代表でということなんですけど、行きたいという方がいない学校があった場合に、その枠を、やっぱり

もったいないですので、どこかでプラス1で行かせてあげたほうが私はいいと思うんですが、予算要求はそのクラス分予算要求ですよ。そうやって行けないというふうに出してしまったときに、いろんな要因はあると思うんですが、一人でも多く、だっ行ってきたい人がたくさんいるので、そういうことは考えないんですか。やっぱり学校から1人、行けないところはなしというふうになってしまうんでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 おっしゃるとおりで、我々も悩んできたところであります。

全てに公平にというのはなかなか難しいところでありまして、どこかで折り合いをつけなければならぬところなんですけれども、行けない学校が出たときに、じゃ、ほかに行きたいのに行けなかった子がいる学校にというふうにも考えることもしたんですけれども、年々希望者がふえておりまして、倍率もどの学校も高い状況なので、そのたった1名とかをどこにやろうかというのもまた難しい問題で、ちょっと変えることはできずにきているという状況があります。

○金子委員 ちなみに、行けないというのは何人ぐらいいるんですか。

○佐藤委員長 室長。

○山本英語教育推進室長 平成30年ですと、希望者が69名、10校で。実質、塩原を除いた9校から69名希望者が出ました。そのうち、実際派遣されました者は33名でございます。

大体、例年、ここまでの倍率でいうと2.0倍から、高いところで2.8倍くらいということで、平均2倍以上の倍率にはなっているというような現状でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 135ページの中段、小中一貫教育推進事業で、県の委託事業が今年度で終わるといことなんですが、今後も全く事業内容は変更せずに進めるというお考えなのかどうかだけお伺いします。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 県の委託がなくなって、その丸々なくなる分がそっくりなくなるというよりは、多少それまでの分を、全部カバーはできないんですけれども、ちょっとだけ多めにというふうにつけていただいておりますので、これまでの事業は若干縮小する部分もあるかもしれませんが、継続してやっていきたいと考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 縮小する部分がどの辺の部分なのか、ちょっとまだはっきりはわからないところだろうとは思いますが、31年度はとりあえずこのまま行けるんだろうと思いますが、ちょっと縮小なのか、半分ぐらいの縮小なのか、縮小の割合をイメージできれば結構です。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 今まで県からの補助を受けていた金額が70万前後でありますので、今回減少になった金額と考えれば、70万までは減少になっていないということです。例えば各学校で使う消耗品とかが今までよりはちょっと減る。それから、各中学校区で行われていた研修、これが今までどおりはできなくなる部分があって、より精選していかなければならないのかなと、そんなところなんです。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべ

き点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議はないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

—————◇—————

◎その他

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形委員 (ゴールデンウィーク後の児童及び生徒に対する心のケアについて)

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 (国際交流について)

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 (LGBTへの対応について)

○佐藤委員長 学校教育課の皆さんから何かござい

ますか。

〔「特にございませぬ」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時29分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎生涯学習課の審査

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第24号 那須塩原市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

室井課長。

○室井生涯学習課長 (議案第24号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 法改正が平成32年度からというところを、平成31年度から条例改正をするというところの理由をお聞かせいただきたい。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 現在、副館長、分館長の任期は2年ということにしておりまして、ちょうど任期が今年度末、3月で切れるというところで、切りがいいというところもございまして、来年4月1日からというふうにさせていただいています。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 この雇用を変えることによって、今現在、公民館の副館長と分館長、何名ほどいらっしゃるんですか。

○佐藤委員長 館長。

○広瀬黒磯公民館館長 まず、副館長になりますけれども、副館長につきましては、黒磯地区7公民館のうち6公民館ですので、鍋掛には副館長おりません。除く、黒磯、厚崎、稲村、とようら、東那須野、高林の6館で6名おります。

分館長につきましては、分館長は基本的に自治公民館長を分館長ということで任用しておりますので、黒磯が3人、厚崎が10人、稲村が1人、豊浦が4人、鍋掛が17人、東那須野が27人、高林が25人となっております。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 副館長、鍋掛さんだけいない理由はどういうことですか。

○佐藤委員長 館長。

○広瀬黒磯公民館館長 かつては鍋掛には実はコミュニティ、鍋掛地区コミュニティがございまして、そことの連携があるということで、かつては副館長を置いておいたんですが、コミュニティができてから副館長関係のところも見直したいと、必ず置かなくちゃいけないということもございまして、鍋掛が運用しているということもございまして。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了して、採決いたします。

議案第24号 那須塩原市公民館条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第24号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

室井課長。

○室井生涯学習課長 （議案第10号について説明。）

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時29分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほど説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 すみません。

まず、142ページの下から2段目ですか、3001事業、家庭教育支援費というところで、家庭教育オピニオンリーダーについてご説明いただきたいと思っております。

○佐藤委員長 係長。

○吉田生涯学習係長 家庭教育オピニオンリーダーにつきましては、県がメインといいますか、主体で育成事業等を行っているものでありまして、それが各支部ということで、那須塩原市におきましては、旧3市町のところに3支部ということでございまして、そちらで黒磯支部、西那須野支部、塩原支部ということで、各種活動していただいている、いわゆる先輩ママさんたちみたいな形で、教育、子育ての先輩たちという、方々というのが、子育てだったり、そういうものに対しての助言などを行っているというような活動をしていただいている活動団体といいますか、方々になります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 今、大分、いわゆる家庭教育支援というのについては、今さまざまなことが言われてお

りまして、県、それから市によっても推進条例まで制定されているというところもございますが、本市において生涯学習課として家庭教育支援ということに対する、今後のあり方というところを、もし何かありましたら、ご説明いただきたいです。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 家庭教育につきましては、重要なものというふうに捉えておりますので、今後、こういったものを機会を捉えて、いろいろ事業を展開する必要があるかなというふうに思っておりますので、31年度以降、家庭教育の充実というものに努めていきたいというふうに、今考えているところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 いずれにしろ、31年度につきましては予算が50万円という予算になっておるかと思うんですが、本当に県、それから市によっては物すごい予算をくれてやっているというところもございますが、恐らく相当重要な、学校教育でできない相当重要なところなんだろうと思いますので、十分検討していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、143ページのコミュニティ活動支援費というところで、自治総合センターコミュニティ助成事業670万円ということがございますが、平成30年度も1,060万円ほど予算あったところでございますが、これについては31年度も若干少ない、若干というか本年度よりも約400万ほど少ない予算で見えておりますが、現状でこの助成事業は、この金額でいけるというふうに踏んでの予算なのか、どういう予算の立て方なのか、ご説明いただきたいと思います。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 こちら平成31年度につきましては670万円という予算でございますけれども、こちらの、もう既に総合センターのほうには補助の申請をしております。平成30年度中に各コミュニティに、こちらの助成申請をする意思があるかどうかということで照会をしまして、そこで手を挙げていただいた団体が、こちら三島と大山、埼玉の3つというところであって、そちらそれぞれに自分たちのコミュニティでどんな備品が必要かというところでいろいろ整理をさせていただいて、出てきた分というものでございまして、ちなみに三島コミュニティについては、予算的には180万円、それから、大山コミュニティにつきましては240万円、埼玉コミュニティについては250万円ということで、それぞれもう既に団体が申請した金額ということでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 その申請の方法については、各コミュニティが自治総合センターのほうに直接申請するものなんでしょうか、それとも、市を経由して申請するものなんでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 こちらにつきましては、市が取りまとめをいたしまして、まず、県の県民文化、そちらのほうに申請書を出して、県のほうからまた自治総合センターのほうに申請するというような手順になります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、その申請の段階で市の生涯学習課での相当な助成を受けるためのアドバイス、それから、そういう技術的なアドバイスというのは相当入れているものなんでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 こちら自治総合センターがどのような選考をしているかというのは、ちょっと

わからないところはあるんですけども、近年の状況を見ますと、1市町村当たり1団体ぐらいの採択というのが最近の流れのようになっておりますので、まして、新しいコミュニティ組織と、そういったところが採択されやすいというようなところがあるようです。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そういう流れからいって、例えば三島と、もう一つどちらだっけ。

〔「大山」と言う人あり〕

○相馬委員 大山と埼玉ですね。

埼玉コミュニティについては、新しいコミュニティに近いと、大山、三島については、コミュニティとしては大分成熟したコミュニティなんだろうというふうに思いますが、その辺の状況を踏まえて、ただ申請を出したので予算化しているというだけなのか、生涯学習課としては、各市町、大体1団体ぐらいですよという、もう既にそういう見込みのところに行っているのか。もうちょっと申請の段階で技術的なところを加えれば、もっと多くとれるのではないかとか、そういう考えとか、そういうことを実践したりとか、今までそういうふうなことはなかったものなんではないでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 こちらにつきましては、おおむね、市町村当たり1団体というところがありますけれども、年によっては2団体採択というところもございますので、調整をして1団体だけ申請したとした場合に、もしかしたらもう一つ認定される場合もあったかなというところがありますので、今のところは、手を挙げていただいた団体は横一線で市としては捉えておりまして、それを自治総合センターのほうでどう採用するかというような形で、今進んでいるというところがございますので、なかなかちょっと難しいところです。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 この事業に限ったことでは恐らくなくて、ただ数を出していく自治体と、それから、事業をきちんと精査して、組み立てをしてくる自治体とあるというようなお話を伺ったりはしてまして、とりあえず出てきたものを全部出すという方法と、きちんと補助をする相手の意向を十分確認した上で、その申請を出している自治体が、違いがあるんだよという話は聞いておりますので、その辺の研究とかということとは、いわゆる、もちろん生涯学習課だけではないんですが、そういうふうな研究とかということとは、今までやられたとか、そういうことはないのでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 そういった研究というところは、ちょっと今のところはしていないというところはございますけれども、各コミュニティの会長さん方と、コミュニティ役員会議等でいろいろお話をしていく中で、やっぱりそのやり方について、例えば那須塩原市で、順番的にこのコミュニティという、そういうふうな順番で、一つずつで確実にとれるような方法とか、いろんな方法をとれるんじゃないかというようなお話をいただいておりますので、来年度以降につきましては、コミュニティの会長さん方と話をしながら、こちらの推薦の方法というのをちょっと考えていきたいというふうに思います。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、同じ143ページの黒磯公民館管理運営事業のところで、先ほど、条例改正をして、副公民館長と分館長をなくしたというところで、先ほどの議案の資料については、副公民館長が年額3万8,000円、もう一つが3万2,000円だったですかね。

〔「2万8,000円」と言う人あり〕

○相馬委員 2万8,000円があって、その分は当然減額になるんですが、実際におられた方については、そのまま業務は同じような内容で、協力員と実行部隊の運営協力委員でやっていただくというようなことになっておりますが、その辺の報酬の差というのは出ないものなのでしょうか。

○佐藤委員長 館長。

○広瀬黒磯公民館館長 公民館運営協力委員というのがございまして、そちらに今回、副館長は、全員委員になっていただく。もう一つ、分館長については、2つの部分をとりたいというふうに考えております。一つは、また昨日からの説明がありましたけれども、実働部隊として公民館の各事業に協力をいただいている分館長については、運営協力委員になっていただくということで考えております。もう一つ、人数が特に多いところは、実働部隊というよりは、要は自治会と公民館と連携を図るためにいろんな連絡調整を担っていただいているんですけれども、そういうふうな役割を担っていただいている分館長については、運営協力委員には任命せずに、引き続き自治公民館長として公民館に携わっていただくというふうに考えております。

運営協力委員は非常勤の特別職ではございませんので、報酬ではありません。報償という形で処理をしております。例えばになりますけれども、執行計画書の143ページ、そのように直しちゃったところになりますけれども、報償費のところは公民館運営協力委員謝礼という形で出てまいります。年間1万5,000円で謝礼をお支払いするというので、今回整理をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、分館長については、その2万8,000円は完全になくなりますよと。副館長

さんとして同じような業務をされていますけれども、今度は報償という形で1万5,000円になりますよという、そういう理解でよろしいですか。

○広瀬黒磯公民館館長 はい。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 今に関連しているんですが、鍋掛はつけていなかったのが、何か一回ありましたですね。どういった配慮でつけたんでしょうか。

○広瀬黒磯公民館館長 誤解が生じてしまうとあれなんですけれども、鍋掛につきましては、副館長を任命していなかったということでもいいんですけれども、運営協力委員については、実はずっといらっしゃったということになっております。副館長がいらっしゃらないので、副館長がどうこうというのはないんですけれども、分館長については人数が多くて、連絡調整を担っていただいたというふうなところがありますので、鍋掛公民館についても運営協力委員にはせずに、引き続き公民館と各自治公民館との連絡調整を担っていただくということで、報酬とか報償とかというのはないというふうな形での整理をさせていただいております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、各公民館ともに1名が委員としての謝礼で1万5,000円ということですね。

○佐藤委員長 館長。

○広瀬黒磯公民館館長 そのとおりでございまして、黒磯地区6公民館の副館長につきましては、全て運営協力委員になっていただいて、引き続き公民館と各地域との橋渡し役を担っていただければということで、1万5,000円の運営協力委員になっていただきたいということで考えてございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 わかりました。

その中で、先ほど、条例の一部改正の中で、合併して西那須野地区、塩原地区と黒磯地区の学校編成を考えたということで、これ改正されたと思います。

そんな中で、予算書の中で、西那須野地区の公民館と塩原地区の公民館がそういった委員の謝礼が計上されておられません、そういったものはどのような判断をされているのかをお聞かせください。

○佐藤委員長 広瀬館長。

○広瀬黒磯公民館館長 今回というか、合併以来、平山委員なんかも、ちょっと問題にされていらっしやったとおり、西那須野地区ではコミュニティが成熟しているということもございまして、副館長とか分館長という方はいらっしやらない。さらには、今回移行する考えである運営協力委員という方もいらっしやらないという形になっております。黒磯地区だけこれらの方がいるということで、運営体制に相違があるというところがございます。

一つ的那須塩原市になっているからには、この相違を解消しなくちゃいけないというふうに考えてございます。

今回、法律改正というところが端緒にはなりますけれども、対象にはなりますけれども、副館長と分館長を廃止するというところで、相違の一部分については解消は図れるかなというふうに考えてございます。

ただ、なお運営協力委員が残るということで、西那須野地区との間には、なお相違がまだ残ってしまうということがありますので、ここについては引き続き相違解消を図るために、今後検討をしていきたいというふうに考えてございます。

どんな方向になるかということにつきましては、運営協力委員をなくすのがいいのか、あるいは西

那須野地区にも同じような役割を担っていただく方を任命したほうがいいのかという部分、2つの選択肢があると思うんですけども、ここについてはまだ議論をしていないところでもありますので、多少時間をかけて、ただとはいえ余り長い期間をかけずに、この辺については方向性を見出すために今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 時間を要する案件、議案はわかりませんが、やはり条例一部改正をするときに公平性をしっかりと考えた場合は、一緒に行くべきではないかという気もするんですが、そういった面もやはりしっかりと捉えて、公平性をしっかりと確保するためには、先のことも考えて、やはり一括で公平性を保つように努力すべきではないかと思うんですが、その件についてはどう思いますか。

○佐藤委員長 広瀬館長。

○広瀬黒磯公民館館長 委員おっしゃるとおりのところはあろうかと思うんですけども、長年、黒磯地区では副館長と分館長ということで、それぞれ役割を担っていただいてきて、なおかつ報酬額を出してきたというところで、それをぶちっと関係性を断ち切るの、ちょっと公民館の運営に支障が生じてしまうかなということで、今回は運営協力委員になっていただく。ただ、それはあくまでも、繰り返しになりますけれども、段階的あるいは暫定的な措置でございまして、西那須野地区との相違を解消するために、ここについては、本当は一遍にぱっとできればよかったんでしょうけれども、西那須野地区の意見も聞いていないところもありますので、コミュニティとの関係、それから、公民館とコミュニティの関係とかありますので、その辺については、各地区に入ってヒアリング等をしながら、どういうあり方がいいのかを

検討していく必要があるのかなというふうにも思っておりますので、今回一気に、そこは片をつけることはちょっと難しかったかなというふうを考えてございます。ただ、時間をかけるというふうにもいかないというふうにも思っておりますので、具体的な検討期間をちょっと考えてはおります。

というのは、今、第二次総合計画の前期基本計画期間中ですが、この後期基本計画期間中には、方向性を見出して、次期総合計画ではきちんと同じ形で公民館が運営できるようにしていければなというふうを考えているところでございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 せっかく、こういうふうに改正しようということをするわけですから、このお話を聞いてみると、西那須野のコミュニティの意見は聞いていなかったということと言われますと、何を根拠に急遽変えようという、国の政策が変わるからという基本的な意見が聞かれますが、やはりそういったものを総合的に勘案して、やはり、これもう少し何年か経過しますと、やはり西那須野地区と黒磯地区の公平性は保たれないということが残ったまま、条例案件、改正するわけですから、やはりそういったものをしっかりと精査してやっていただければということを感じるところでございます。

極端に言いますと、あと何年ぐらいかかって決定するんですか。

○佐藤委員長 広瀬館長。

○広瀬黒磯公民館館長 今、申し上げたとおり、第二次総合計画、今、動いております。

今、前期基本計画期間中なんですけれども、後期基本計画、次の5年間というスパンが訪れます。そこには結論を出したいというふうを考えております。

○佐藤委員長 いいですか。

平山委員。

○平山委員 根本的なことをちょっと教えてください。

自治会を重要視して、コミュニティも重要視して、それぞれ合併してやり方はいろいろありました。どちらにシフトするんですか。

公民館に、館長とまだ必要な職員を置くということで決めたでしょう。副館長さん、黒磯の方ではもらっていたわけですよ。2万8,000円か。

〔「3万8000円」と言う人あり〕

○平山委員 3万8,000円か。2万8,000円だね、副館長。そして分館長もらっていて、こういう形でやっていたわけですよ。この改正したわけで、分館長はゼロと、そして、副館長だけ……

〔「2万8,000円もらう」と言う人あり〕

○平山委員 違う、違う。今回もらえないでしょう。外したんでしょう。そっちのほうで問題起きないんですか。

それと、コミュニティの中でどうやって一番、市としては、できるだけ金を出さないで地域で一生懸命やってもらったほうがいいんじゃないですか、その範囲の中で。

西那須野はいないというけれども、つくらないで、あるいは使わないで地域の力でやっていたんですよ。

どっちがいいのか、これからやるとすれば本当に中村委員のいうとおり、すぐにやらないとおかしくなっちゃいますよ。自治会自体が吹っ飛びますよ。大切なのは同時にして、代表する委員を置くということにしておいて、これでこっちは実態がなくて、西那須野さんもコミュニティの交流をしなくて、話をして納得したならいいけれど、していなくてこういうことをやると、どうなんですか。13年もたって。

一番これは根本だよ。コミュニティの問題は、これ関係ないよ。コミュニティのほうまで協働のまちづくりだといろんな自治会が核になっているのに、そこをどうやって、できれば費用は市のほうで出さないようにして、地域で手伝ってもらって、予算を少しでも削るとというのが趣旨じゃないんですか。

それで問題が起きたときはどういう処置をするんですか。教育部の問題じゃなくて全体を考えていかないと、簡単に金出すのはいいんですよ。1万5,000円だから、大した費用じゃないんですよ、こんなもの。だったら、別のほうで、個人じゃなくてコミュニティか何か、公民館の、コミュニティかなんかに、何かの運営費で入れて、どうぞ自由に、人を雇おうが何しようが。将来はそうなっていくんじゃないんですか。

そういうやり方していると、市がいつまでもお金を出すようになりますよ。

○佐藤委員長 小泉部長。

○小泉教育部長 中村委員さん、平山委員さん、おっしゃっていることはよくわかります。

ただ、黒磯地区で今回、分館長、副公民館長、これをなくす法的なところというものあるわけなんですけれども、それで、西那須野地区との違いというのが、黒磯地区、まだコミュニティが全てできているわけじゃないというところで、東那須野地区が最近できた。上厚崎、埼玉も最近できたというところで、まだコミュニティ組織がしっかりしていないような状況があるというところで、西那須野地区と同じように、地区の運営をコミュニティと一緒にというところまでいけるかというところまでいっていないというところで、今まで自治公民館長、それから運営協力員というものを置いてやっていたというところなんですけれども、その中で、先ほど言った東那須野、上厚崎、埼玉

というものが新しくできたというところで、徐々にちょっとシフトしていかなくちゃならないかと。また、共英小学校区は今つくっている途中と、黒磯小学校区はコミュニティがないと、高林も青木地区しかないというような状況の中で、じゃ、コミュニティの組織がないところの受け皿はどうするんだというところが、これ市民協働にはなってしまうんですけども、組織のほう立ち上げながら移行していかないと、逆にコミュニティの受け皿がないところについては全く地域の行事が立ち行かなくなっちゃっているところもありますので、その辺もありまして、一応、今、広瀬館長が言いましたように、後期基本計画のあたりまでにはちょっと方向性は決めていきたいというところで、当面、副館長、分館長というところについては、法的なところもあるので廃止をして対応していきたいという考えであります。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 法的なものがなければ、このまま続いたということでしょう。

そういうことでしょう。違うの、その辺は。その辺をよく考えてくださいよ。本当に市の将来を考えて……

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 前々から、この運営協力委員、それから副館長、分館長については、西那須野、黒磯、それぞれでやり方が違うというところがありまして、私どものほうでも何とかしなきゃいけないというところで、検討を重ねていたというところがございます。

たまたま、法の改正があっけいきっかけだったというところがありましたので、今回、条例の改正をさせていただいて廃止したという経緯がありまして、今まで、ずっとこのままでいいよというふうに思っていたというわけではございません。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 それはわかりました。

だったら、もっと早く、合併してすぐわかったわけですから、西那須野も副館長を置いてくださいと、そういうことはやらなかったわけでしょう。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 こちらについては、合併協議の中で従前の市町村のやり方を引き継ぐというようなことで協定をされていたというところがありましたので、それがちょっと長く続きすぎたというところがございますので、ちょっとその辺のところにつきましては、私どものほうでもっと早く取りかかっていたらというところがあったのもですから、反省をしたいというふうに思います。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 13年でしょう。そういうのがみんな、まちづくりもみんな折れちゃっているんじゃないですか、根本が。

自治会がやっぱり私、一番大切だと思っています。これが壊れたら本当に、無償じゃないけれども、そういう形でやってくれる人はいないと思いますよね。例えば今回、副館長になった方が、今度、金が出なくなったから、1万5,000円出ないから、俺やらないというか、その辺も確認したんですか。一応、制度の移行に関して検討したいんですと、今後どうするか、意見を聞いて。

それと、黒磯だって自治会がいっぱいあるじゃないですか。こうやって出していくと、きっと全部これから出すようになりますよ。5年後なんて言っていられない。やるなら一度に、早急に、それでも何でもいいからやらなくちゃならないんじゃないですか。そうじゃないと、我々言わないからいいけれども、金子さんも黙ってればいいけれども、後で困るでしょう。そういうときにどうしますか。

だから、今回、そういう法改正があつてだめなので、一律にして、修正をして、全公設の公民館、自治公民館には副館長がいます、そういうことでやれば問題ないんじゃないですか。そう思いませんか。これスタートが肝心なんで、またこれ合併の協議といたらいろいろあるんですよ、それは。お互いのやり方があつて。いいものを取り入れてこうとしているんだから。そうやってやってきたんでしょ、いろんなものを直して。水道料だつて上げたり、下げたりその調整がだつて一番大事な、コミュニティというのは一番栗川さんだつて大事にしていたんだから、ずっと歴代。13年たつて、いやとって、またこれから5年、後期計画まで上がらない。いじめるわけじゃないんですよ。市の根幹だからどうなんですかと。また言うようになってしまうね。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 先ほど後期計画までの間というところで説明をさせていただきましたけれども、それにつきましてはできるだけ早いうちに解消したいというところで検討させていただきたい。

○平山委員 あれですか。補正でも何でもいきますから、その辺のどこ考えないと、たった1万5,000円だから。西那須野と塩原で8つですよ。合計で12万ですよ。何かそういう対策を考えておいてくださいよ。必ず問題が起きますよ。

単純な問題じゃなくてコミュニティとかいろんなところへ、つまらないお金でこれが出てくる。やるなら副館長、公設なんだから。自治公民館までいじるわけでしょう。だから副館長1人置くと。これは誰がなろうと、できれば自治会長の代表みたい人がなるとというのが一番理想なんだろうけれども、誰でもいいから副館長を置きますよということ。

○佐藤委員長 小泉部長。

○小泉教育部長 副館長は廃止ということで置かないということ。今まで副館長をやっていた方が……

○平山委員 公民館運営協力委員。

○小泉教育部長 副館長は、運営協力委員という形で残ってもらうという形でちょっとやったりとか。

○平山委員 1人だけで。

○小泉教育部長 副館長は今まで1人ですんで

○平山委員 そのまま館長という名前を置けないので、協力委員で1人置くと。ということはコミュニティに代表を1人置くということですね。自治会の代表みたいな感じに入ってくるということでしょう。自治会長になっていますか。

○小泉教育部長 それはなかった。全部自治会長じゃないんで、そういう方たちで西那須野地区も協力委員という形を置いたほうがいいのかどうかというのは検討させていただきたいということなんですけれども。

○平山委員 逆になってしまうかもしれませんね。やめろと言われるかもしれませんね、西那須野自治会から。そういう大ごとにならないように考えてくれますか。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 152ページの図書館の管理運営費のところなんです、債務負担行為で新図書館のシステムであるとか、管理運営とか、移転とかということが出ているんですけども、今年度の予算の委託料の中の新規の部分、先ほど少し339万円というのが移転の話が出たんですが、すみません、ここのところの新規、駅前の図書館の部分のことしかけるお金の今年度の部分、お金を教えてください。どんな形でやるのか。ことし入っているんで、ことしやるのかなと思ったんですけども。これはもう予算債務負担のところでは話してくれたんですね。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 先ほど説明させていただきました債務負担の部分ですけれども、31年度から全てやっておりますけれども、31年度につきましては事務手続を始めるために債務負担を設定させていただいただけですので、31年度の支出はゼロ。実質は32年度以降にお金が発生するというようなところがございますので、ちょっとそちら説明が漏れておまして申しわけございません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 はい、わかりました。じゃ、これゼロということで、負担負担なので、実際出すときにはちゃんとやってこななければいけないので、どこに載っているのかなと思ったのでお聞きしました。これは議決するものではないので、ここで聞かないとわからないということで確認しました。

では、ここの委託料の中の駅前図書館資料等移転作業と駅前図書館施設管理、あと関係しているものについて、これをもう少し詳しく中身を教えてください。金額とどんな形で移転作業を進めていくのか、施設管理の部分で何をどうするのか。

○佐藤委員長 主幹。

○吉村生涯学習課主幹 今の移転作業のところでございますけれども、今回の31年度のコストが入っているところに関しましては、移転につきましては、160万円が図書館の委託料の中に入っておりまして、160万円、図書移動費に充てます。

ただ、継続しますので、32年度のほうに開館準備ということで内装の準備であったり、マニュアルの作成であったりという形で継続しておりますけれども、31年度は160万円という形で図書の移転という費用は入っているという形になります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ここに160万円で、つまり、今年度移転をしないんじゃないかなと、先ほどのこれを使

わないわけですね。債務負担行為がゼロだということなので、31年度は何もしない。だから、施設移転作業が160万円で移動になっていたら何をされるんですか。何の費用ですか。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 先ほどの160万ですが、こちらは現黒磯図書館の資料を新図書館に移転する際の運搬料になります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり31年度には運搬するんですか。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 費用につきましては、運搬はしますけれども、その後、資料のいわゆるアドレスの設定とか、そういうものは新年度から始まりますけれども、物理的に物だけは持っておかないと新しい作業が始まらないものですから、そのための費用だけは今年度中で執行したいというふうに考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、今年度中に黒磯図書館閉鎖は決まっているんですか、移動してしまうという事は。この160万で資料等移転って、資料等というのは何なんですか。ちょっとよくわからないんです。何をどう移転して、それをどこにどう委託するのか。160万円で何をするのか。何のための費用。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 黒磯図書館、ただいま駅前図書館のほう为新築工事やっておりますが、ご存じのとおり、若干建築自体がおくれております。31年度中に建物ができまして、引き渡しになりまして、開館準備に入るわけですが、開館準備自体は6カ月程度を要するものでございます。現在、黒磯図書館は引き渡しになった時点で、一部学生が勉強しております会議室、あと視聴覚室を開

放いたしまして、学習の利用には資するようにあけておくことはできるのですが、その中で図書館に置いてある本ですね、そちらの中で新しい図書館に移動する資料、これを選別いたしまして、こちらのほうを新図書館のほうに運送していくという作業を同時並行で進める予定でございます。そのための運搬費用としての160万ということです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、私、これはソフトというか、建物のことはこれはちょっと聞くのは申しわけないと思ったので、ここにあるもので聞いたんですけれども、それでは、今の話だと31年度に黒磯の図書館の勉強する部分だけ残すということは、もう黒磯図書館は31年度中に閉館をするみたいな感じがしたんですね。その中で160万円で移動するその資料って今の話だと、黒磯図書館にあるものの中で選別はするんでしょうけれども、図書館が図書館に移動するのに、選別して、それがよくわからないんですけれども、図書館はじゃ、もう予定どおり今年度中にはでき上がってしまって、そういうことが、黒磯図書館を閉じて、勉強するところだけ残して、半年かかるという、もうすぐできるんですか、31年度中に。何かすごくわからないんですけれども、私だけ頭がおかしいんですかね。よくわからないんですけれども、説明してください。これどうしても予算、よくわからない。

○佐藤委員長 主幹。

○吉村生涯学習課主幹 今、私31年の2月4日の議員全員協議会資料を持っているんですけれども、そこで都市整備課のほうで（仮称）駅前図書館は、11月末に基礎工事が完了し、本来であれば、鉄骨工事に着手するところではありますが、鉄骨と梁等を接続するボルトの納入がちょっとおくれますという話をしていますので、31年度中にはできる。

ただちょっとおくれますという報告をさせていただいていると思います。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その建設部のほうの説明はよくわかります。でも、こっちの新しい図書館ができて、古い図書館に、つまり、同じ黒磯の図書館を移行するのに最低半年かかると。どんなに急いでも3カ月だということだったんですが、これを見たときに、じゃ、もうともかく11月がおくれるのも最低限のおくれで、6カ月かかるものを3カ月でやって、31年度中に何か移転作業をやるのかなというふうに思ったのでお尋ねしたんです。その移転作業は委託して、何か160万円で物を動かすって、そんなのできるかなと思ったので、これが何なのかと。その施設管理も入っていますよね。ざくっと1億4,462万2,000円と書いてあるので、私は今の図書館の部分じゃなくて、新規の図書館の部分のこの予算のものが出てこないの、そういう詳しいことを聞きたくて、いつ、どういうふうにするのかということをお聞きしたかったんです。

○佐藤委員長 主幹。

○吉村生涯学習課主幹 移転のところですけども、162ページの債務負担のところを見ていただいて……

○山本委員 予算があるんだから細かいのを見せてください。

○佐藤委員長 じゃ、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時18分

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。
主幹。

○吉村生涯学習課主幹 それでは、今コピーをお渡

しましたので、駅前図書館のところに限ってお話しさせていただきます。

下から5行目、(仮称)駅前図書館資料移転作業160万円というのがございます。これは大体12月くらいに図書館が完成して、引き渡しがあるという前提で一旦をつくってございまして、その中で債務負担を見ればわかるんですけども、大体1,300万くらいの実引越え費用がかかるんですけども、そのうちの資料を移転するところだけ31年度にかかるということなので、32年度に各1,200万円ぐらいの費用がかかるということでございます。それから160万円、31年度に計上しております。

次が(仮称)駅前図書館の施設管理費ということで、基本的に掃除とか、あと機械の警備というところは3カ月分で30万8,000円かかっております。

あと委託料といたしまして、黒磯図書館から駅前図書館にホームページのほうも変わりますので、約40ページくらいは名前から何から全部更新しなければいけませんので、それに110万円かかります。

あと図書館システムの回線設置ということで、また西那須野図書館にサーバーがありますので、そこから駅前のほうまで回線を引かなければいけませんので、その回線費用が23万かかっているという内訳になっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そこはじゃ、了解しました。

上にいくんですが、この委託料の指定管理者の設定は多分来年度の末、だから平成で言うと31年度ということは、つまり、その次の年の2020年の3月31日までの指定管理だと思います。そうすると、今おっしゃった予定でことしの12月に完成して、もう超特急で3カ月で移転ができれば、これ

はこれでオーケーだと思うんですけども、もしも建設これだけずるおくらせているので、おくれた場合は、黒磯の部分はどういうふうにして管理と運営をしていく予定なのか。ごめんなさいね。ないかもしれないんですが、かなりその可能性もあるのではないかと私は踏んでいるので、そのところも。

○佐藤委員長 吉村主幹。

○吉村生涯学習課主幹 今12月末で一旦金額を出すためにしていますけれども、3月末までの指定管理期間がございまして、もし3月末まで完成が延びたとしても、3月末までは黒磯図書館を開館しています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 はい、わかりました。そうすると、この下に書いてある委託料の図書の移転の作業とか、それからここにある1,360万円の業務委託をするわけですよね。こういうものについては、また改めて今やっている方がやらなければ私はできないと思っています。全く新しいところが何かそれだけ受けて、図書の移動をするというのは無理だと思うんですが、指定管理は3月31日で切れてしまう。そこにでき上がったとしても、その後の作業をどなたかがしなければいけない部分については指定管理はできないわけで、業務委託をするので、どういう形で業務委託をするつもりなんですか。

○佐藤委員長 吉村主幹。

○吉村生涯学習課主幹 指定管理は切れてしまいますので、もうその会社とは切れてしまいますので、新たに業務委託という形で、基本的には入札しかないかなと思っています。延びた場合はですね。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 確かに決まり事としてはそうだと思います。何であれ委託するときには競争入札してやるんで、指定管理もそういうことはあるんですが、

ここの今の指定管理はもう来年の3月31日で切れるというのははっきりしているわけで、それはその時点できちんと移転ができて、4月1日から予定どおりあくのであれば、ここはここで切って、新しく業務委託のところをどこがとったんであれできると思うんですが、その間の移転する作業がもし来年から延びる可能性は私はかなり、少なくとも3割から5割ぐらいはあると踏んでいます。

そうしたときに、この予算の組み立て方であいた部分というんですか、どうやってやっていくんですか。例えば3月31日で黒磯図書館はもう閉めると。だけど、こっちがまだあかないんだよ。ちょうど中間のところにあつたときに、3月31日までは指定管理者の人が整理をします。4月1日からはどこかに委託した人がもしかしたら約束とってしまったところがやりますというようなことになってほしくないんですね。なので、そのところをやっぴりきちんと、心配し過ぎかもしれませんが、私が。でも、今までずっと裏切られて時間が延びてきてしまっているんで、とても心配なので、そうならないようにしてほしいというところでとめておきます。もう言ってもしょうがない。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 まず、143ページの中段の市民大学講座事業費です。これの参加人数とか、それから内容についてちょっとお聞きいたします。

○佐藤委員長 係長。

○吉田生涯学習係長 こちら国際医療福祉大学病院連携講座につきましては会場を三島ホールで予定しております、30年度も実施したものではありませんけれども、こちらについては参加者につきましては約300人ほどだったと記憶しております。31年度につきましても、こちらも同じように三島ホールを会場としまして、同様の講演会というこ

とで予定してございます。

- 佐藤委員長 金子委員。
- 金子委員 市民大学講座はそれだけですか。
- 佐藤委員長 係長。
- 吉田生涯学習係長 それ以外はございませんで、30年度になりますと講座数が、すみません、ちょっと手元に今資料がないので正確な数字があれなんですけど、全体で33か35ぐらいの講座数になっていたかと思っておりますので、すみません、参加人数が記録がなくて申しわけないんですが、今ちょっとお答えできずに申しわけありません。
- 佐藤委員長 金子委員。
- 金子委員 これはどういう、例えば会員制、そういうのはどういうふうになっていますか。
- 佐藤委員長 係長。
- 吉田生涯学習係長 特に会員制とかそういうものではなくて、それぞれ募集は公募ですとかそういうもので開催しますということで申し込みを募りまして、お申し込みいただいて受講いただいている。もちろん市内の在住、在勤、そういった方ということで対象にしているところでございます。
- 佐藤委員長 金子委員。
- 金子委員 わかりました。もしできたら、後で講座の予定か、30年度でもいいんですけども、ちょっといただければありがたい。なければいいですけども。
- 佐藤委員長 係長。
- 吉田生涯学習係長 これからちょっとあれなんですけど、31年度の4月から6月に開催するものについては、市民大学案内ということで。
- 金子委員 あるよね。わかりました。それを見たいと思います。
- 佐藤委員長 金子委員。
- 金子委員 153ページの黒磯文化会館管理運営費のほうで、下のほうに黒磯文化会館自主事業運営

費として1,000万かな。そして、文化振興公社運営費3,812万、それが前年度とは何か逆転しているみたいな感じがするんです。それがどういうことなのかということと、もし自主事業についてどういうものをやるのかという大まかなあれがわかったら教えてください。

- 佐藤委員長 課長補佐。
- 小池生涯学習課長補佐 黒磯文化会館自主事業運営費の補助金でございますが、31年度は1,000万を計上しておりますが、今年度30年度につきましては、先ほど課長のほうからも説明がございましたが、黒磯文化会館が10月から閉館していた関係で、800万に減額して、補助金として出しておりました。黒磯文化会館の耐震が終了いたしますので、文化会館のほうの自主事業も一応通年、また31年度1月以降トイレの洋式化の工事等で一部閉館にはなりますが、開館時間が延びますので、その間自主事業を打つことは可能ということで、従来1,000万の補助金を支出いたしまして、その中で文化会館、公社のほうの総意によって事業を打っていたところでございますので、そちらのほうの事業資金として1,000万を補助するものでございます。

文化振興公社の運営費につきましては、こちら公社の運営に係る人件費等の補助金となります。

- 佐藤委員長 金子委員。
- 金子委員 その自主事業のほうの主なものはわからないんですか。どういうところに充当するか。
- 佐藤委員長 課長補佐。
- 小池生涯学習課長補佐 31年度につきましては、いわゆる黒磯文化会館といたしましては、イベント、コンサート等の鑑賞型の事業と、あと育成型の事業と、参加型の事業ですね。そういった3つの事業を展開しておりますので、鑑賞型の事業といたしましては、プロのアーティスト等呼んで

たコンサート、こちらを年に10回程度予定しています。31年度につきましては決定しているものについては、いわゆる大衆歌謡のコンサートが1件、あとロック系のコンサートが2件、あとサーカス、何かそういった興行系のものが1件確定しております、それ以外は現在イベントの交渉中となっております。

○金子委員 了解。大体わかりました。

それから、博物館、次のページ、154ページ、博物館のほうで、前回もちょっとあれしたんだけど、一番博物館の下のほうに小学校等費ということで、いろいろ歴史、自然、民族、美術あるわけなんですけれども、これ100万ということであれしているんですけれども、美術品の購入ということは考えてないのかどうか。これだけ歴史、自然、民族、文学、美術といえ、それ全体を合わせて100万という予算が出ているわけなんですけれども、美術品はそんなもので買えるとは思えないので、そういうのを予算として申請しているのか、いないのか。していなければ、もう当然予算としてはつかないわけで、予算として例えば3,000万予算出したんだけど、結局100万になってしまったという意味なのか、その辺のところ。そして、もしくはもう美術の収集はしませんよということなのか、この100万という……。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 書画骨董資料の購入につきましては、今年度から計画的にやろうということで、各担当のほうでこういうものが欲しいというのをを出していただいて、その中で調整をとって100万という形にしています。美術品につきましても買わないということではなくて、美術って毎回出てくるようなものではないので、当然出物がある場合には買いたい。それは予算的にも当然どれぐらいかかるかわからないんですけれども、

どうしても必要だということであれば、そういう形で要求はしていきたいなというふうには思っております。ただ、今年度はそういう中で大体100万で調整をやっていたということで、今年度は実は靄崖の墨竹巻とあって、画卷なんですけれども、卷子状の。それを買う予定です。ちなみに一応の見積もりが30万ほどということでしたので、そのほかにあと31年度は昆虫化石の特別展がありまして、やっぱりそれに向けた資料も買わなければならないということで、そういった形で計画的に担当のほうから出てきたやつを精査しながら要求をしているところです。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 靄崖のあれを買うということはすごくいいんで、そういう計画を立ててやっぱりやっつかないと、100年たっても恐らく何も集まっていなかったということになったんでは、やっぱり博物館として不名誉だから、やっぱり年々たまっていくようなそういう予算にしていかないと困ると思うんで、少なくとも3,000万ぐらいは要求してくださいよ。これは私の余計な要望ですけども、そんなところで、ぜひこれからお願いします。日新の館もなくなってしまったことで、本当に寂しい限りで、ということわかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかに委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (成人式の年齢について)

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 生涯学習課の皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時48分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎スポーツ振興課の審査

○佐藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 これより予算常任委員会第二分科会に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算を議題といたし、執行部の説明をお願いいたします。

織田課長。

○織田スポーツ振興課長 (議案第10号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 158ページの10款10項2目の6001事業のホースガーデン管理運営費なんです。これらの実績を教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 本年1月末での利用になります。乗馬、引き馬につきましては339人、乗馬、こちら乗るほうの乗馬ですね、こちらにつきましては863人、乗馬教室、こちら個人のほうにつきましては1,759人、団体での乗馬教室につきましては509人、フレンドシップ事業につきましては330人、計で3,800人の利用があるということでございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 この実績は大体30年度の予算を立てたときに大体このくらいかなという部分の範囲内でしたか。それともやっぱりホースガーデンを始

めてもう数年たちますけれども、徐々に利用率というのが上がってきているのか。また、これらは委託をされているので何とも言えない部分であると思うんですけれども、馬に関してはどうなのかという部分をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 この利用につきましては、年によってちょっとばらつきは確かにあるところではございますが、このフレンドシップ事業ということで対応しているものにつきましては年々利用者数がふえているというような状況でございます。

また、馬のほうにつきましては、昨年天候や、あとは連続で乗ったりするというようなところと、あとは高齢な馬が結構いるものですから、そういったところで体調を崩す馬などもいたというようなことがございます。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 同じところなんですけれども、学校利用送迎バス借上げ20万円ほど減で出しているということで、100万円というのは何クラス予定で出されているかですね。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 学校数でございますが、おおむね20校程度を見込んでございます。ただ、バスの実際の利用につきましては、市のバスがあげている場合には市のバスを利用できるということもございますので、毎年同じ学校数が民間のバスを利用するというわけではないので、その辺のちょっとばらつきはあるところでございます。

○大野委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

山本委員。

○山本委員 国民体育大会の推進事業費、157ペー

ジのことなんです、この予算は財源はどの部分なのか教えてください。この4,884万7,000円の国民体育大会の推進事業費の市費はどれぐらいで、国からどのくらい入っているかというのを教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 国民体育大会推進事業費でございますが、こちらの委託料、こちらの設計のほうにつきまして一応県のほうから施設整備に関する補助のほうが出ることはなっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、ここの新規の設計測量管理委託料の4,070万円は全部県から出るということでよろしいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 歳入の17ページのほうをごらんいただいてよろしいでしょうか。15款の県支出金、2項8目教育費県補助金の保健体育費補助金のほうで競技施設のほうの補助ということで4,070万円と見込んでいるところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、あとの残りの事務補助金とかというものに関しては市が出しているということよろしいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 はい、仰せのとおりでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これなぜ聞くかということ、トライアスロンの競技の関係の方から、全部でなくて、何か関係の人の負担があるというふうに言われたので、確認をしてほしいと言われたんですが、これは一切ここにある国体に関する施設、必要な先ほど言ったスタート台の浮き桟橋とかトランジットのエ

リアの整備とかに関しては全て関係者の持ち出すものがないということによろしいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 こちらのトライアスロンの関係は特殊競技ということで、このレースに使うもの、そういったものについては10分の10で補助の対象になるというようなことで確認はとれております。

○山本委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 156ページの全日本小学生ソフトテニス選手権大会、これ新規事業ということで、どれぐらいの方々が来る予定でいらっしゃるんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 選手、役員でおおむね1,700名程度、観客ですとその1.5倍から倍ぐらいのお客さんは来るのではないかというようなところで事務局のほうでは見込んでおります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 開催期日はもう決まって……先ほど何か言ったような気がしたんですが。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 本年の7月25日木曜日から7月28日の日曜日まで4日間ということで予定をされております。ただ、初日の木曜日につきましては、開会式だけということになりますので、実質競技を行うのは金曜日から日曜日までの3日間ということで予定はされております。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 続きまして、158ページの青木サッカー場管理運営費、委託料の管理運営費が昨年度より上がったということなんですが、昨年までは天然芝だったわけで、ことしから人口芝。考えてみると、天然芝のほうが管理運営のほうはちょっと

お金がかかるんじゃないのかなと思ったんですが、それが上がった要因はどのようなわけですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 天然芝のほうでの肥料費用というようなそういったものの費用が減額になる部分があるのですが、それよりも消費税の増額のほうが上回ったというような状況でございます。以上です。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 今の関連なんですけど、消費税は2%しか上がらないですね。天然芝と人口芝、以前山本はるひ議員が一般質問して、天然芝は管理費がかかるということだったんですが、2%ぐらいの差よりそんな安く管理していたんですか。天然芝のときにかなりかかっているようなイメージがあった。3,000万の2%だとたった60万ぐらいですよ。維持費が安くなるということで天然から人口芝に変えるという。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 すみません、説明のほうで不足しておりました。30年度につきましては天然芝のサッカー場、工期の関係で休止しているものですから、そちらの休止分、その分の管理費用については減額していたところがございますので、その基準となるものと29年度で3,157万円がこれまでの管理運営費的なものと見込んでいただければと思います。それで比較しますと、おおむね全体経費としまして100.3%ぐらいの伸びに、おとしから比較しますとなる形でございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 いずれにしても、天然芝は管理費がかかっていたというものが、人口芝になって管理費が差が余りにも少ない。もっとあってもいいんじゃないかと思っていたのが、消費税が上がったから上がったという説明をしたんで、今確認を

したんであって、その点をちょっとはっきり言うてください。

要するに危険な樹木の伐採等はそういうものにもお金がかかったんで上がったという話でもあるならば別なんですけど、そういうのがなかったものですから、それを確認したんで。指定管理料が上がったという話もしていたと思うんです。今になったら消費税が上がったと言うから、2%というだけでは及ばないよという話をさせていただいただけで。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 すみません、失礼いたしました。指定管理料のほかに樹木の伐採や会館のほうの風通し設備ですね、そういったところも含めまして全体的な伸びがあったところでございます。そちらのほうを含めず指定管理料だけの形で先ほど説明のほうを申し上げておりました。失礼いたしました。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 わかりました。じゃ、続きなんですけど、本当に素朴な質問なんですけど、バレーボールのネット、これ、にしなすの運動公園は5万1,000円で、三島体育センターになると10万になるんですけど、倍にすれば10万になるんですけど、5万1,000円だったものですから、1コートから2コートになったから5万から10万になったのかなと思いましたが、素朴な質問で恐縮ですが。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 数の差になります。にしなすの運動公園のほうにつきましては1面分、三島体育センターのほうについては2面分のネットを買うということで金額の差が出ているところでございます。

○中村委員 わかりました。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 またさっきの話ですみません。くろいそ運動場の管理運営費の中で、管理運営が昨年度よりこちらも上がっているんですね。私の記憶だと、昔はサッカー場だったところが今テニスコートにしているんで、管理運営するに当たってはそんなに差額はないはずなんですけれども、そこも管理運営費が上がったという先ほどの答弁なんですけど、いかがなんでしょうか。サッカー場と人口芝は管理運営に関しては費用は同じだと思うか、ましてや人口芝のほうが高いままあれかな。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 まず、テニスコートの8面増設なんですけれども、非常にご存じのとおりで利用量が多い。くろいそ運動場の中でもかなり一日を通して使われているというようなところで、あとナイター設備もありますので、そういったところでの管理等と、あともう一点、先ほども説明不足で申しわけございませんでした。野球場につきまして30年度は9月からオープンということだったので、半年間の管理経費で、31年度からは通年、1年間の管理経費ということで、その部分もふえている部分がございますので、そういったところでの消費税分も含まれてございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 スポーツ振興課の皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査を終了いたします。

これで教育部の今定例会における審査は終了となりますが、教育部全体としてその他で何かございますか。

山本委員。

○山本委員 (教育部の説明について)

○佐藤委員長 それでは、以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時30分

再開 午後 5時33分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ここで事務局より事務連絡があります。

磯さん。

○磯書記 (事務連絡。)

—————◇—————

◎散会の宣告

○佐藤委員長 これで本日予定しておりました審査事項は終了しました。

委員の皆さんにおかれましては、あす午後1時より委員会を再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の福祉教育常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時34分

福祉教育常任委員会

平成31年3月8日（金曜日）午後1時開会

出席委員（9名）

委員長	佐藤 一 則	副委員長	星 宏 子
委員	山形 紀 弘	委員	相馬 剛
委員	平山 武	委員	大野 恭 男
委員	金子 哲 也	委員	山本 はるひ
委員	中村 芳 隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

クローバーハーツ癒しの夢工房代表 植 村 健 一

出席議会事務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 審査事項
陳情審査
・陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書
3. その他
4. 閉 会

開会 午後 1時00分

◎開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、こんにちは。

散会前に引き続き福祉教育常任委員会を再開いたします。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

本日の審査は陳情1件でございます。

当常任委員会の傍聴希望がありましたので、ご報告をいたします。



◎陳情の審査

○佐藤委員長 それでは、ただいまから陳情の審査に入ります。

陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書を議題といたします。

なお、この件に関して、参考人としてクローバーハーツ癒しの夢工房代表、植村健一氏にご出席をいただいております。

委員会を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。ともに忌憚のないご意見を述べていただきますようよろしくお願い申し上げます。

参考人に申し上げます。

本委員会では、まず改めて陳情の趣旨説明をいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきます。委員からの質疑に対し、意見内容がまとまりましたら、その都度挙手をお願いいたします。

す。私が指名しますので、指名後は着座のままご発言くださいますようよろしくお願いをいたします。

また、参考人は議員に対し質疑することができないことになっておりますので、あらかじめご了承願います。

初めに、参考人より本陳情の趣旨を簡潔に説明願います。じゃ、よろしくお願います。

○植村参考人 この広報紙を見ていただければ一番よくわかるんですね。その4ページを見ていただきたいと思います。

今、栃木県では関東で精神障害者の給付というか、障害の医療費の関係が栃木県ではまだやっておりません。精神疾患を抱えている人の治療だけは1割負担ということで、あとは例えば風邪を引いたときには3割取られるということなんです。ちょっとここは国は3障害と言っていて矛盾しているんじゃないかということで、栃木県のほうに話したら、各市町村から持ち上がってないんだからだめだよと簡単に断られたということで、各市町村に陳情ということでお願いにあがっている次第でございます。

それで、今の結局親がいるうちはよろしいんですけども、親がいなくなった後はじゃどうするんだということで、障害年金が一応1級、2級まではいただけるんですけども、医療費の関係でアパートとか、ああいうのも入ったり何かしたら、はっきり言って治療の医療費がとれないみたいなんですよね。やっぱりアパート3万円払ったら、はっきり言ってもう6万そこそこで生活をして、結局精神疾患の医療費は1回行くと五、六千円取られるんですよ。それが結局負担が大きいうことで、普通の風邪で3割負担払ったら、今度風邪だけでも少なくとも3,000円か4,000円は取られてしまいます、初診料で。そういうことの考えが

あって、普通の人は、じゃ生活保護を受ければい
いじゃないかと、こういう言葉があったんですけ
れども、誰しもが入れるというわけじゃないんで、
やっぱりそここのところが大変な思いで、年齢的
にも既にかなりもういってます。一番年のいっ
てる人で70幾つの方が精神疾患抱えて、もう40年ぐ
らい抱えている人もいます。そういう人たちがど
うするかということになったら、とてもじゃない
けれども、払い切れない。そういうことの本人た
ちの苦しみが私たちに伝わってきましたので、こ
れは何とかなければいけないんじゃないかとい
うことで立ち上がりまして、こういう問題を提起
する文章をつくって、皆様をお願いしたほうがい
いのではないかということでお願いに上がったわ
けなんです。内容的には一応簡単なんですけれど
も、こういうことなんです。

一応関東では栃木県だけです。今ここにも出て
いますように、ほかの県はもう早々とやっていた
だいて、要望には交通の問題が出てもありますけ
れども、今交通の問題ははっきり言って障害者には
二の次なんです。精神の薬を飲んでる方は運転
できないんですよ。結局てんかん持ちと同じよ
うなもので、やっぱり睡眠薬が入っているんで、
どこで眠ってしまうかわからないので、結局それ
よりは医療費のほうが一番大事だろうと。はっき
り言って何かあればもう必ず医者にかかるとい
うことなんで、そのほうが大事なことで、はっ
きり言って精神障害者には車持っている人はいな
いんで、免許も持っている人もごく一部なんで、
その分が医療費のほうに重点的にやったほうがい
いんじゃないかということで、各市町村にお話を
持っていっています。

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、これより
質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大野委員。

○大野委員 すみません、何点かちょっとお伺いし
たいんですが、精神障害者の方でこの陳情の趣旨
としては全ての精神障害者の方にとということよ
ろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 一応全部ということじゃなくて、1
級、2級が大体主ということで、3級となるとも
うほとんど楽というか、そんなに重症である方
でないんで、1・2級が一番大変だということで、
どこの市町村に行っても1か2です。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 今のこちらの広報紙、この中で見る
と、ほかのところは等級が1級、東京が手帳1級
から障害年金とあってある中で、神奈川県は手帳
1級、一部2級というふうになっております。ほ
かの関東の中ではやはり1級がメインになってい
るかなと思うんですが、この1級と2級の差とい
うか、かなり精神に級をとるというのは大変だ
というお話も聞いてはいるんですけども、やはり
今回のこの陳情に関しては、1級、2級にそのよ
うな助成制度を適用してもらいたいというご希望
なのか、それともまずは1級というところなのか、
そのあたりはどうなんでしょうか。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 とりあえずスタートということで、
1級でもやっていただければありがたいこと
です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 ちなみにすみません、1級と2級で
は結構その差はあるんですか。障害の重さとい
うか、もちろん等数によってかなり差はあると思
うんですけども。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 年金で言いますと1級の場合は大体10万近くいただいています。2級の場合は6万円ぐらい。5万から6万、7万までいくかいかないか、その差がありますので、それだけ障害の程度が差があるということです。はっきり言って1級の場合はほとんど多少でも誰かがついてないとだめだということです。

○星副委員長 付き添いが必要。

○植村参考人 そうですね、どこか行くときにやっぱり何かあったときに困るんで。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうしますと、もうかなり1級の方は重い状態で付き添いが必要なほど、やっぱり通院するときにも付き添いが必要なくらいに重い症状の方で、なおかつ病院にかかる1回5,000円から6,000円がかかるという負担がとても大きいということですね。すみません、確認になってしまうんですけども。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 今のやったときに1級の場合ははっきり言って車を運転できないと。家族がいれば同行。例えば福祉タクシーを使うか、誰がついていかないと本人の1人では無理ということ。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 いろいろ説明聞かせていただきました。陳情の趣旨の中にバスの運賃の割引制度を精神障害者に対して同等に認められるようバス交通会社に働きかけるといって、公共交通機関はバス以外にもタクシー、JR、船、飛行機、さまざま乗り物の公共交通機関があると思うんですが、バス交通会社にした理由を教えてください。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 一応国では認めていただいたんです。ただ、各鉄道会社がなかなか返事をしないということになっていまして、JRとか私鉄関係がちょ

っとということでストップがかかっています。だから、それが全然まだ話になってないで、ただ国ではやりなさいよとは言っているんですけども、ちょっとまだまだ答えが出ないという。もう既に3年ぐらいですか、やってから、まだ話が出てきません。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 国ではやってくれということで、JRとか私鉄ではストップかけているということで、もう2年近くたっている。そのストップかけている要因というのは具体的にどんなことだと思いますか。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 私ははっきり言って身体障害者なんです。私の場合は交通が半分なんです。どれだけ乗っても、高速道路でも半額です。ここで言えば中禅寺湖の遊覧船に乗っても半額なんです。そういうメリットはある。だから、それじゃ皆さんが精神障害まで今度はやったら、どれだけのあれが出るかという人数的にもまだわからないということで、多分それがネックになっているんじゃないかと思うんですね。人数的には結構精神という相当の人数があるんですよ。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 人数がなかなか把握できないということで、なかなかこれが頓挫しているということで、その中で、バス交通会社ということで見ると、交通会社は民間ということよろしいんですか。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 ほとんど私鉄各社。市町村でやっている分には市町村で決めることだからいいんですけども、ただ私鉄の場合とか、そういうのは、中小企業のあれは、その会社が納得しないとちょっと前に進まないということが現実です。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 ちょっと今のにつけ加えて確認をさせていただきたいんですが、国のほうではそういったJRとかそういうところに無料にしないというふうな意見書をJRとかそういうふうに出されているというもので、国のほうで決まったという、そういった考えの中で進んでいるわけですか。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 国でも何かはっきり言ってちょっとほったらかしというか、正直言って何かそんな感じですよ。今も先に進んでないということです。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、それは国の決定というものとはどのような決定の中で決定というような解釈をされているかということを確認をさせてください。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 3障害ということをやりたいよということでは言っているんですけども、まだそれがなかなか前に進まないということですよ。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、できれば取り組んであげなさいというような形の今進んでいる中で決定を見ないということですね。そんな中で、このバス会社に働きかけるようにということなんですけど、例えば私ども那須塩原市にこの趣旨の中でどのような働きかけ、要するにここですと東野交通とか、そういうところのバス会社に対してこういった精神障害者の方には無料で、先ほど言われましたが、とりあえずは1級だけでもという話でございましたので、1級ですとこちらは約33人ぐらいいらっしゃるということなんですけど、その方にそのバス会社に無料にさせていただければというようなことを私どものほうから、そのバス会社に言ってくださいと言わんとしていることですか。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 無料というのは無理だと思うんです。要するに半額ですよ。どの障害も、ほかの障害も全部5割、半額なんです。飛行機の場合も半額です。ただ、1級の場合には同伴の方が半額なんです。飛行機に乗るにしても、電車に乗るにしても1級の方は同伴の方がやっぱり半額で乗れるということ。ただ、1級の場合は同伴が見つからないと動けないので、そういう事例があります。

○中村委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 まず、そもそもこの陳情書に関しては①に関しては県議会のほうに出したけれども、そちらのほうで継続になって、まだ採択にはなっていないと。その結果、各市町に要望書を出したというふうに書いてございますけれども、各市町の状況を調べていただいたところ、那須塩原市に出ている陳情に関しては、②のバス会社に対しての働きかけが入っているんですね。ですけども、ほかのところでは調べた結果では真岡市に入っているだけで、ほかのところはこの①の部分だけの陳情になっているんですけど、なぜ那須塩原市議会に対してバス会社にも安くしてくれというような陳情を出されたのか、その理由を聞かせてください。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 最初は両方出しました。医療と交通の問題、それで、あるところへ結局出したら、うちのほうは援助しているよということと言われて、これは抜いてくれないかと。交通を抜いてくれないと言われてたんです。それで医療だけを出したんです。そういうところがあるんで、だから、ないところは要望しています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、県内の市町でバスに関しての補助なりをしていなかったところは那

須塩原市と真岡市だけで、ほかのところはやっているという確認はなさっているんですか。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 一応タクシーとかバスとか、そういうところは何か割引しているというんですか、そういうのがふえているそうです。月に何枚かわからないですけども。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 那須塩原市においても福祉タクシー券という形で月に2,900円で、年間で3万4,800円、精神の方1級、2級の方には出ているんです。これは、どうですか。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 実は量的には足りないんです。確かに、出ているんですけども、月にするともう1回、距離数で走ると、距離数で使ってしまうんでなくなってしまいます。2回出たらもうないんですね。そうすると、じゃタクシー券というのは初回だけですから、あとは、キロ数出た場合は余分に取られていってしまう。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 那須塩原市の場合は使えるんですよ。500円券になっていて、1回に対して2,000円だったら4枚支払い。ですので、年間で3万4,800円というようになって、例えば今月2回いただいたら、例えば仮に8,000円かかってしまう。例えばですね。次の月は行かなかつたら、次またという形で、1回初乗りだけという形ではないので、ちょっとまた違った件なんですけれども。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 そうすると、2,000円、月に。

○大野委員 計算的には一応月に2,900円で、それを1年間で3万4,800円、4月に交付になるんですね。それでその中でお使いいただくというような形で一応福祉タクシー券ということになってい

る。タクシー会社もほとんど多分同様に使えると思うんですけども、これはバスには使えないんですよ。という形で一応市ではそういう制度はありません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと中身というか、この陳情そのものに対する質問なんですけれども、例えば大田原市なんかでは、まずとりあえず①のところだけを提出した。バスに関してはその後また出す。2段階で出しているみたいなんですね。那須塩原市の陳情については、このように項目を幾つか出されると、一部採択ということができないんですね。全てに関していいよということになって採択になるので、本来であれば私の考えでは、この①の部分の手帳の保持者に対して医療費の助成制度をぜひやってくれという要望を出すことについては確かだなというふうに思うんですけども、この2番目のバス会社に関しては、先ほど大野委員が述べたように、タクシーに関しての助成はあると。バスに関しては民間のバスですので、ここは。そういうところに関して例えば半額にしてくださいと言った場合に、じゃその半額の分を市が補填するのか、あるいはどうするのかというようなところまでいくと、今きょうのこの時点で①と②を一括で採択してくださいと言われると、もう少し時間がかかるというのが私としては判断を、2つ一緒に採択ということはとても難しい判断になってくるんですね。

それで、ですから、全て分けていただいて、①の部分についてだけの部分で陳情を出していただくというようなことにしていただけると、皆さんの意見はわかりませんが、私としてはとてもこの陳情も審査をしやすいというふうになるんですが、そういうことについては考えていらっしやなかった。

○佐藤委員長 植村参考人。

○植村参考人 私個人では、個人の考えで医療費だけのほうが良いと思っている、はっきり言って。さっきも話したように、交通の場合は本人が自由に乗れる状態じゃない人もいるので、だったら医療費分は生きていくためには一番大事なことはないかなと私は思っているんです。ですから、このあれを出すときには、最初は交通もというところで、以前にアンケートをとりまして、障害者の。去年アンケートをとりまして、そのアンケートに交通の話も入ったんで、じゃそれを載せようかということ両方載せていました。各市町村に持っていったら、両方は無理だよと。どっちな1つにしろと言われたところもあるんです。それで、1つに持っていきましょう。こちらのほうではそれは言われてなかったんで、そのまま通った話なんです。

○佐藤委員長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時47分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、これをもって参考人に対する質疑を終えます。

本日はお忙しい中にもかかわらずお越しいただきありがとうございます。貴重なご意見をいただきまして、心から感謝を申し上げます。本委員会といたしまして、ただいまのご意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日はありがとうございました。

○植村参考人 ありがとうございました。

○佐藤委員長 参考人退席のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。

相馬委員。

○相馬委員 本陳情につきましては、その趣旨が医療費の助成制度に対する陳情、それからバス運賃の割引制度に対する陳情と、①と②、2つの内容で陳情の内容とされております。

そうした中で、①の精神障害者の手帳所有者に対しても同様の医療費の助成制度を求めているものに関しては非常に理解ができます。納得もできる場所ではありますので、ここについては採択をしたいというふうな気持ちはございますが、②のバス運賃に対する割引をバス会社に働きかけるということは事実上不可能かなというふうに考えますので、全体としては大変申しわけないんですが、不採択というような選択をせざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

山本委員。

○山本委員 それでは、不採択という立場で討論いたします。

今回の陳情につきましては内容が2つあります。

1つ目は精神障害者の手帳を持っている方に対し

て医療費の助成制度を求めるように意見書を出してほしいということ、もう一つのほうはバスの会社に対して割引制度を認めるように働きかけてほしいということで、2つの内容が違う内容となっておりますが、私といたしましては、最初の精神障害者に対しての医療費の助成制度については採択をしたいと思っております。けれども、2つ目のバス交通会社に対して割引をしてほしいということに對しましては、本市議会としてそれをするということについては賛成しかねます。

それで、本市議会の陳情につきましては採択をするか、不採択にするか一括で決めなければいけないということでございますので、内容の片方に納得しかねるということで、これは不採択にせざるを得ません。よって、私は不採択をしたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

ただいま不採択とすべきとの討論がございましたが、採決に当たりましては、可を諮る原則からまず採択すべきものをお諮りをいたします。

まずは本件を採択とすべきものとするかお諮りします。

陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成が過半数を満たしておりません。

改めてお諮りをいたします。

陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書について、不採択にすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成過半数と認めます。

よって、陳情第1号は不採択にすべきものとするに決しました。

以上で陳情第1号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時58分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で、今定例会における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

当委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようお願いをいたします。

これをもちまして、福祉教育常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時02分